

小美玉市

高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

〈令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〉

いつまでも 輝き続ける このまちですっと
— 誰もがいきいきと暮らせる地域づくりをめざして —



令和6年3月
小美玉市

はじめに



高齢者の介護問題の解決を図るため、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度は平成12（2000）年にスタートし、24年目を迎えます。

制度創設から介護サービス利用者、介護サービス事業所数も増加し、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

現在、本市における高齢化率は30.6%を超えており、総人口が減少する中で高齢者数は今後も増加し、令和7（2025）年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。また、高齢者を取り巻く課題が複雑・多様化する中で、更なる介護ニーズの増加や介護人材確保といった社会課題がより深刻になることが予想されます。

このような中、高齢者福祉と介護保険制度を見据えながら、このたび「小美玉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、高齢者が自分らしく生きがいや希望をもって暮らし続けていけるまちづくりを目指して、「いつまでも輝き続けるこのまちでずっと-誰もがいきいきと暮らせる地域づくりをめざして-」を基本理念とし、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を更に推進していくことを軸に、計画期間中における本市の高齢者福祉及び介護保険事業の施策をまとめました。

住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、みんなで支え合うまちとなることを目指して、市民、関係者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました小美玉市介護保険等運営協議会の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力をいただきました市民の皆様や関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

小美玉市長 島田幸三

目次

総論

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景.....	1
1. 計画の趣旨.....	1
2. 高齢者に関わる社会的情勢及び国の動向等.....	2
3. 介護保険制度.....	3
4. 国の基本指針.....	4
第2節 第9期計画の概要.....	5
1. 計画の位置づけ.....	5
2. 計画の期間.....	6
3. 計画の策定体制.....	7
4. 計画の推進体制.....	8
5. 第9期計画策定におけるポイント.....	9
第2章 高齢者を取り巻く状況	10
第1節 データからみる小美玉市の傾向.....	10
1. 人口推計の傾向.....	10
2. 人口構成の傾向.....	11
3. 要支援・要介護認定率の傾向.....	12
4. サービス別受給率の傾向.....	16
5. 高齢世帯の傾向.....	17
6. 給付費の傾向.....	18
第2節 日常生活圏域.....	20
1. 日常生活圏域の概要.....	20
2. 日常生活圏域の設定.....	20
3. 地区ごとの概況.....	21
第3節 市民アンケート調査からみる傾向.....	22
1. 調査の概要.....	22
2. 主な調査結果及び傾向と課題(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査).....	23
3. 主な調査結果及び傾向と課題(在宅介護実態調査).....	34
第4節 現状と傾向、課題のまとめ.....	42
1. 進行する高齢化、健康づくり、幸せづくりのさらなる増進が必要.....	42
2. いくつになっても自分らしく地域で過ごしていくために必要な取組の推進.....	42
3. これからも安心して過ごしていける環境づくりへの取組の重要性.....	43
4. 介護者の負担軽減と地域で暮らし続けるためのサービス提供量の検討.....	43

第3章 計画の基本的な考え方	44
第1節 基本的な視点.....	44
1. 2040年を見据えた取組に向けた検討.....	44
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進・拡充.....	45
3. 介護人材の確保.....	46
4. 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり.....	47
第2節 基本理念.....	48
第3節 基本目標.....	49
基本目標Ⅰ いつまでも輝き続ける元気・幸せづくりの推進.....	49
基本目標Ⅱ 自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進.....	49
基本目標Ⅲ 人と地域と資源をつなぐまちづくりの強化・推進.....	49
基本目標Ⅳ 適切な介護サービスの提供と質の向上.....	49
第4節 施策の体系.....	50

各 論

基本目標Ⅰ いつまでも輝き続ける 元気・幸せづくりの推進	53
施策の方向1 介護予防・健康づくりの推進.....	53
施策(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	53
施策(2) 健康づくりの推進.....	57
施策の方向2 趣味や生きがいづくりの促進.....	58
施策(1) 生涯学習活動.....	58
施策(2) スポーツ活動.....	58
施策(3) 敬老事業.....	59
施策(4) 老人クラブ活動の補助及び活動支援.....	59
施策の方向3 就労支援の促進.....	60
施策(1) シルバー人材センター.....	60
施策(2) 就労的活動支援コーディネーターの配置.....	60
施策の方向4 2040年を見据えたまちづくりの推進【新規】.....	61
施策(1) 2040年を見据えたまちづくりの検討【新規】.....	61
施策(2) 高齢者の活性化に向けたネットワークの構築の検討【新規】.....	61
基本目標Ⅱ 自分らしく暮らし続けられる 地域づくりの推進	62
施策の方向1 認知症施策の推進.....	62
施策(1) 支援体制の促進.....	62
施策(2) 認知症への理解を深めるための取組.....	63
施策(3) 認知症の方及び家族に対する支援.....	64
施策の方向2 在宅での生活を続けるための支援.....	65
施策(1) 在宅福祉サービスの充実.....	65
施策の方向3 高齢者の権利擁護の推進.....	68

施策(1) 権利擁護による日常生活の支援.....	68
施策の方向4 高齢者虐待の防止.....	70
施策(1) 虐待防止に向けた取組.....	70
施策の方向5 介護者への支援.....	72
施策(1) 介護者支援のための取組.....	72
施策の方向6 情報取得・相談支援体制の充実【新規】.....	73
施策(1) 情報発信・取得手段の充実【新規】.....	73
施策(2) 多様な相談に対応する相談支援体制の充実【新規】.....	74
基本目標Ⅲ 人と地域と資源をつなぐ まちづくりの強化・推進.....	75
施策の方向1 地域包括支援センターの事業の推進.....	75
施策(1) 介護予防ケアマネジメント事業.....	75
施策(2) 総合相談支援事業.....	76
施策(3) 権利擁護事業.....	76
施策(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援.....	76
施策(5) 地域包括支援センターの機能強化.....	77
施策(6) 地域包括ケア会議の推進.....	77
施策の方向2 茨城型地域包括ケアシステム推進事業.....	78
施策(1) 地域ケアコーディネーターの配置.....	78
施策(2) サービス調整会議の開催.....	79
施策(3) 在宅ケアチームの活動.....	79
施策の方向3 在宅医療・介護連携の推進.....	80
施策(1) 在宅医療・介護の資源の把握及び情報提供の充実.....	80
施策(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議.....	80
施策(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築.....	80
施策(4) 在宅医療・介護関係者の相談窓口の設置.....	81
施策(5) 関係市町村の連携.....	81
施策(6) 医療・介護関係者の研修.....	81
施策の方向4 地域の課題把握・解決策の検討.....	82
施策(1) 地域包括ケア会議の推進.....	82
施策(2) 協議体.....	82
施策(3) 生活支援コーディネーター.....	83
施策の方向5 ボランティア活動の促進.....	84
施策(1) 福祉員制度の充実.....	84
施策(2) ボランティア等の育成・支援.....	84
施策(3) 福祉教育の充実.....	85
施策の方向6 安心・安全なまちづくりの促進.....	86
施策(1) 居住安定に係る施策との連携.....	86
施策(2) 施設サービスの充実.....	86

施策(3) 多様な住まい方の促進.....	87
施策(4) 安心・安全な生活環境の整備.....	88
基本目標Ⅳ 適切な介護サービスの提供と質の向上.....	90
施策の方向1 介護保険制度に関する情報提供の充実.....	90
施策(1) 介護保険制度に関する情報提供.....	90
施策(2) 各種相談・苦情等への対応.....	90
施策(3) 県等と連携した相談・苦情等への対応.....	90
施策の方向2 介護サービスの質の向上.....	91
施策(1) 介護サービス情報の公表.....	91
施策(2) サービスの質の向上.....	91
施策の方向3 介護保険事業量及び事業費の見込みと確保の方策.....	92
施策(1) サービス事業量の実績と見込み、確保の方策.....	94
(ア) 給付費等の見込み.....	137
(イ) 基準月額介護保険料の算出.....	141
(ウ) 所得が低い方への対応.....	147
施策の方向4 介護人材の確保・業務の効率化.....	150
施策(1) 介護人材の確保.....	150
施策(2) 質の向上・業務の効率化.....	151
施策の方向5 介護給付適正化計画.....	152
資料編	
1 小美玉市介護保険等運営協議会設置規則.....	155
2 小美玉市介護保険等運営協議会委員名簿.....	157
3 小美玉市高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画策定経過.....	158
4 用語解説.....	159

總論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1. 計画の趣旨

現在、日本は生まれてくる子どもの数が減り、65歳以上の高齢者が増える少子高齢化が進行し、総人口は減少傾向のまま推移しています。予測では、このまま減少し続けると、2050年代には1億人を下回る未来が到来します（内閣府「令和4年版高齢社会白書」より）。

また、日本は平成19（2007）年に全人口の21%以上が高齢者となり、世界に先駆けて「超高齢社会」が到来しました。以降も高齢者人口は急速に増加し続けており、医療、福祉の不足が喫緊の課題となっています。

また、令和7（2025）年にはいわゆる“団塊の世代”が75歳を迎えることで、介護を必要とする高齢者の割合が高まるとされる「2025年問題」があります。

さらに、その先の令和22（2040）年には、団塊の世代の子どもたち（いわゆる“団塊の世代ジュニア”）が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」も予測されています。

この2つの大きな節目に対応するため、国は平成24（2012）年の介護保険法の改正により、高齢者を地域で支える“地域包括ケアシステム”の構築を各市町村で進めるよう示し、重度な要介護状態となっても人生の最期まで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活の支援が一体的に提供される仕組みを整備してきました。

今期にあたる第9期介護保険事業計画の計画期間中には、いよいよ一つ目の節目である令和7（2025）年が到来することとなりますが、それについては“地域包括ケアシステム”の仕組みを活用し、医療機関や介護施設への負荷の軽減を図っていきます。

そして、二つ目の大きな節目である「2040年問題」では、核家族世帯の増加に伴うひとり暮らし高齢者世帯と高齢夫婦のみの世帯の増加が社会問題としてあげられます。この社会問題は、地域住民同士の絆が希薄化し、地域で支え合う身近な支援が失われつつある中で、多くの孤立する高齢者を生み、それに個別に対応するための介護サービス提供量の増加が見込まれ、最終的には介護の担い手不足にもつながることが予想されます。

このような社会状況がある中で、本市における高齢者を取り巻く実状は、全国の傾向と同様に少子高齢化と核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯と高齢夫婦のみの世帯が増加傾向で推移しており、医療と福祉の連携体制の強化や介護人材確保の重要性は高まっています。

様々な体制構築や制度整備を進めるとともに、高齢者の方々の健康と活力を高め、地域でいきいきと暮らし続けていける健康づくり・地域づくりが重要であることから、これらの取組を検討し取りまとめた「小美玉市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画」を策定し、本市における高齢福祉施策を着実に推進していきます。

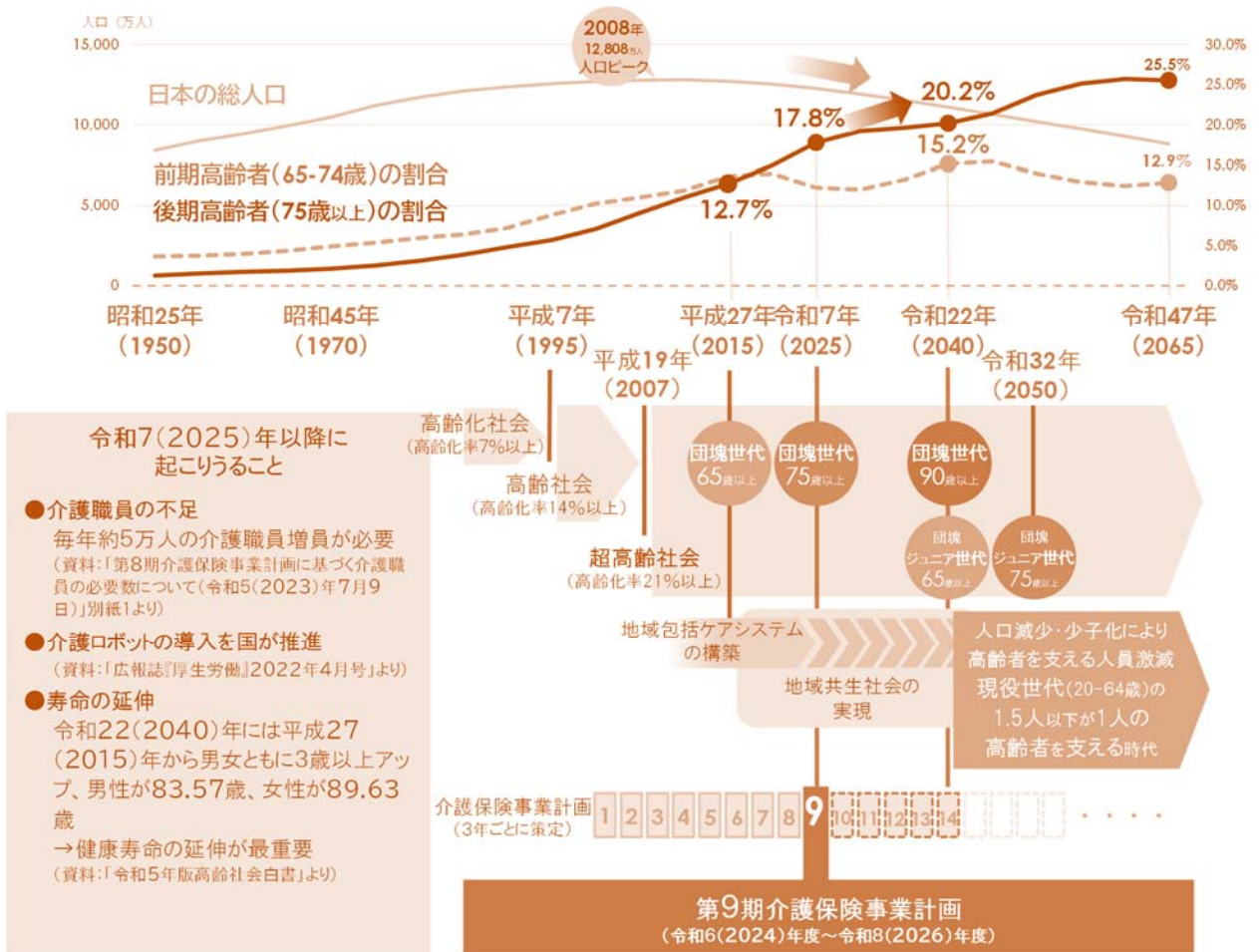
2. 高齢者に関わる社会的情勢及び国の動向等

日本の総人口は、平成20（2008）年にピークを迎え、以降は減少傾向のまま、増加に転じる見込みはありません。最も多い人口層であるいわゆる“団塊の世代”は、令和7（2025）年に75歳以上の後期高齢者となることから、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されるため、介護環境の改善は急務となります。

その対策として、地域が連携し高齢者をサポートする“地域包括ケアシステム”の構築が進められてきたほか、社会福祉の手である『公助』が、住民の手による『共助・互助』へと力を高め、住民自らが地域を暮らしやすくする“地域共生社会の実現”に向けた取組などが進められてきました。

さらに、令和22（2040）年には、“団塊の世代の子ども（団塊世代ジュニア）”が65歳以上となり、国民の35.4%が高齢者になることから、現役世代（20～64歳）の1.5人で1人の高齢者を支える時代がすぐ目の前に迫っているため、令和22（2040）年を見据えた取組を今から進めていく必要があります。

■全国の高齢者を取り巻く現状及び今後の予測



3. 介護保険制度

かつては、子どもや家族が行うものとされていた親の介護ですが、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による介護者の離職が社会問題となりました。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12（2000）年に創設されたのが介護保険制度です。

現在では600万人以上の方が利用し、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。40歳から64歳の方については、自身の老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることや、親が高齢となり、介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であることから、介護保険料を負担いただき、自身や親の老後の不安要素である『介護』を社会全体で支えています。

その一方で、介護を理由として離職する方が毎年約10万人いるといわれています。国としては、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や、家族への支援を行うことで、介護離職者をなくすことをめざしています（厚生労働省 資料『介護保険制度について』より引用）。

なお、介護保険制度の改正は、「地域包括ケアシステムの推進」が掲げられた平成24（2012）年度以降は3年ごとに改正されています。

■ 介護保険制度の変遷



4. 国の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。県及び市町村は、その基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第9期計画における基本指針のポイントは次のとおりです。

■第9期計画における基本指針（大臣告示）のポイント

●●● 基本的な考え方 ●●●

- 今期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる**2025年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える**2040年**を見通すと、**85歳以上人口が急増**し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある**要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要**となる。

●●● 見直しのポイント ●●●

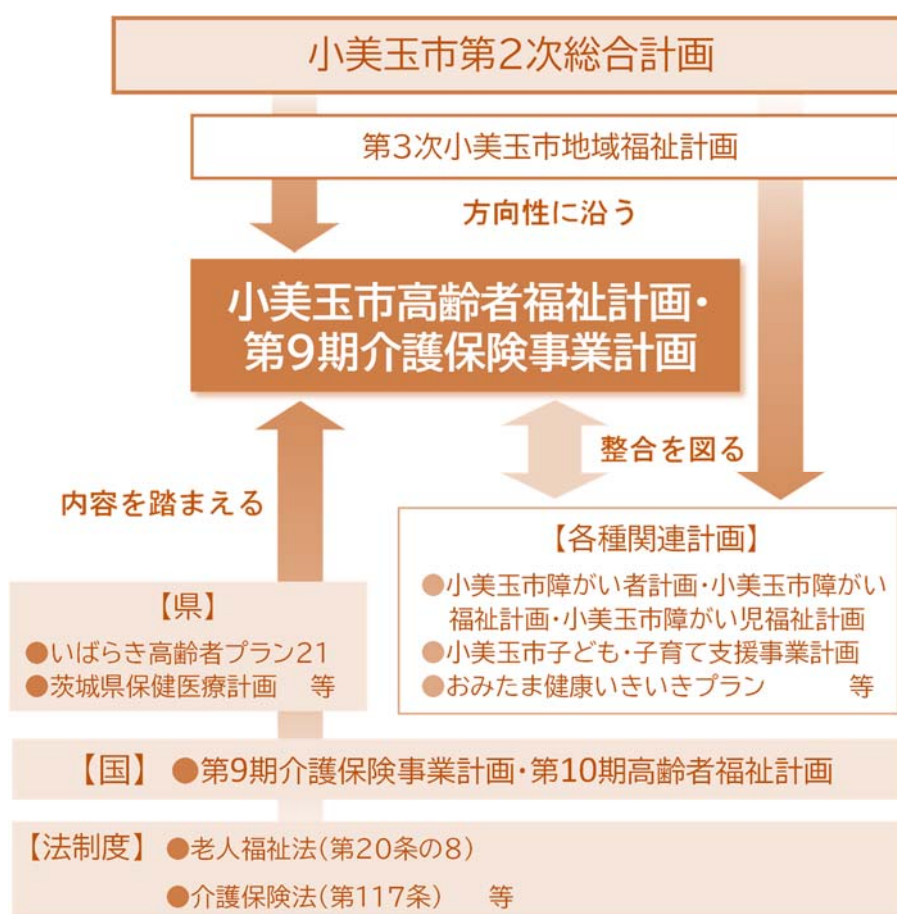
1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など**既存施設・事業所のあり方も含め検討し**、地域の実情に応じて介護サービス基盤を**計画的に確保**していく必要
 - ・医療・介護双方のニーズを有する**高齢者の増加を踏まえ**、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、**医療・介護の連携強化が重要**
 - ・中長期的なサービス需要の見込みを**サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**
 - ② 在宅サービスの充実
 - ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**
 - ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要**
 - ・居宅要介護者を支えるための、**訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実**
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ① **地域共生社会の実現**
 - ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤を整備**
 - ③ **保険者機能の強化**
 - ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
 - ・**介護人材を確保するため**、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの**取組を総合的に実施**
 - ・**都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進**。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
 - ・**介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

第2節 第9期計画の概要

1. 計画の位置づけ

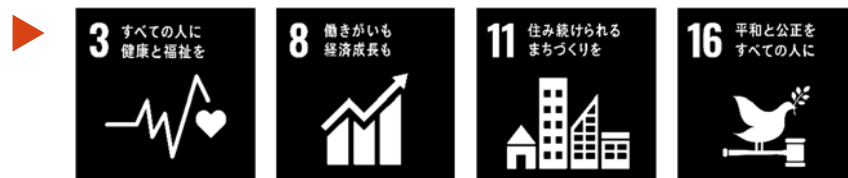
本計画は、市の最上位計画である「小美玉市第2次総合計画」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会をめざす「第3次小美玉市地域福祉計画」をはじめ、市の子ども・子育て、障がい福祉、健康づくり、防災対策などの分野別の関連計画と整合を図るとともに、茨城県の高齢者福祉計画・介護保険事業計画である「いばらき高齢者プラン21」や「茨城県保健医療計画」等とも整合性のある計画とします。

■第9期計画と関連する個別計画等との位置づけ



なお、本計画では、SDGs（Sustainable Development Goals〈持続可能な開発目標〉の略称）を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすための地域づくりを進めていきます。SDGsには17のゴールがあり、本計画で取り組むゴールは、「小美玉市第2次総合計画（後期計画）」において、まちづくりの基本目標「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」の「基本施策4 高齢者福祉の充実」がめざすSDGsゴールである次の4つの目標とします。

本計画で取り組む
4つのSDGs目標



2. 計画の期間

本計画は、平成12（2000）年度から高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、今回は第9期となります。第9期の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。この計画は3年ごとに見直しを行うこととされていますので、第8期計画を見直し、今回新たに策定するものです。

また、第9期計画期間だけではなく、高齢化が一段と進む団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度までのサービスの充実の方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定します。

■第9期計画と関連する個別計画の計画期間



3. 計画の策定体制

① 運営協議会の設置

本計画の策定にあたっては、利用者の実態に応じた計画を策定するために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者など各層の関係者の参画による「小美玉市介護保険等運営協議会」によって、継続的な審議・検討を行いました。

② 行政内部の連携体制

介護福祉課を中心に、庁内の関係課の各担当部門との連携を図り、運営協議会との連携・調整を行いました。

③ アンケート調査の実施

65歳以上の市民の健康状態や日常生活の状況及び福祉サービス等における利用状況等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和4（2022）年12月23日から令和5（2023）年1月12日までを調査期間とした「小美玉市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「小美玉市在宅介護実態調査」を実施しました。

④ 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、厚生労働省において導入されている情報システムです。

介護保険に関連する情報等、様々な情報が本システムに一元化されており、地域間比較等による現状分析から、本市における課題抽出や将来推計による介護サービス見込量の算出を行いました。

⑤ パブリックコメントの実施

「小美玉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の計画案を市民や高齢者福祉施策の関係者に広く公表し、計画案に対するご意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。

○募集期間：令和5（2023）年12月15日（金）～令和6（2024）年1月15日（月）

○公表方法：本庁舎玄関ロビー、小川総合支所玄関ロビー、玉里総合支所玄関ロビー、市ウェブサイト（ホームページ）

4. 計画の推進体制

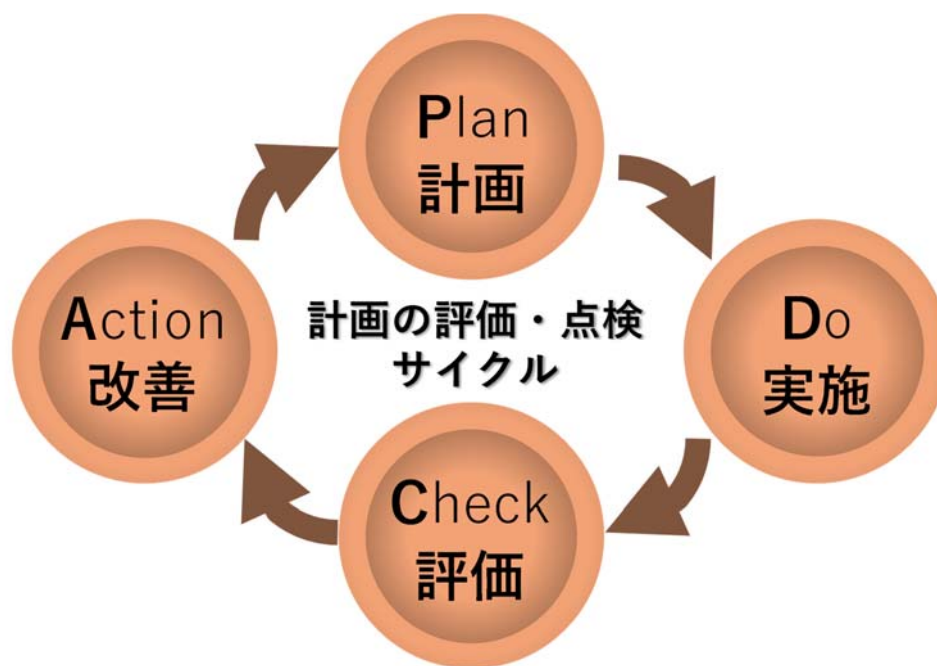
計画の推進にあたり、庁内においては介護福祉課を中心に高齢者の健康、保健、医療、生きがいづくり等を担う関係各課との連携を図ります。

一方、地域包括ケアシステムの構築には、関係団体との連携も重要であるため、地域包括支援センター、民生委員、地域住民（市民）、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関、教育機関など多様な団体や機関との意見交換及び計画内容の普及啓発を行います。

計画の進行管理・評価については、本計画(Plan)に基づき、本市、事業者、各団体、地域での取組を実施・推進（Do）するとともに、定期的な計画の評価・検討（Check）を行い、その結果をもとに取組の見直し・改善(Action)を図っていきます。

また、本計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、「保険者機能強化推進交付金」や「介護保険保険者努力支援交付金」の評価結果も活用しつつ地域課題の分析を行い、改善につなげていきます。PDCAサイクルに基づき管理し、交付金を着実に受けることで、効果的な事業展開を進めます。

■ PDCAサイクルによる計画の進行・評価イメージ



5. 第9期計画策定におけるポイント

本計画の策定においては、令和7（2025）年の高齢化問題に向けて取り組んできた「地域包括ケアシステム」の構築、深化・推進の状況、そして、ウィズ・コロナ、アフター・コロナといわれる社会情勢の中での各事業の展開、さらには、2040年問題に向けた介護人材不足への対策の検討などの課題に向けて、現時点での取り組むべきことを明確化していくとともに、将来に向けた体制整備を検討していく段階でもあります。

第9期計画策定のポイント

1. 「地域包括ケアシステム」の機能

令和7(2025)年にいわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者になります。後期高齢者は、認知症の発症や介護が必要になる確率が高まる年代であり、各自治体では令和7(2025)年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築、深化・推進に取り組んできましたが、それが確実に機能していることを示す必要があります。

2. ウィズ・コロナ、アフター・コロナにおける事業展開

令和2(2020)年から世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症ですが、感染拡大が続く間は、事業の休止や延期を余儀なくされました。しかし今後は、ウィズ・コロナ、アフター・コロナに向けて高齢者福祉、介護の事業をどのように展開していくのか、第9期計画で示す必要があります。

3. 介護人材の不足に向けた対策

高齢者の増加に伴い、介護人材を増やすことは重大な課題となっています。国では、全国で毎年約5万人の介護職員の増員が必要だと試算しています。全国的な課題ですが、本市としても介護人材不足解消の対策を示す必要があります。

4. 令和22（2040）年を見据えた市の取組

令和22(2040)年には、団塊の世代の子どもたち、いわゆる“団塊ジュニア世代”が65歳以上の前期高齢者になるため、20～64歳の現役世代の1.5人以下で1人の高齢者を支えるほどに高齢者の割合が急増します。今からその令和22(2040)年の到来に備えられることは何か、取組を示すことが大切になります。

第2章 高齢者を取り巻く状況

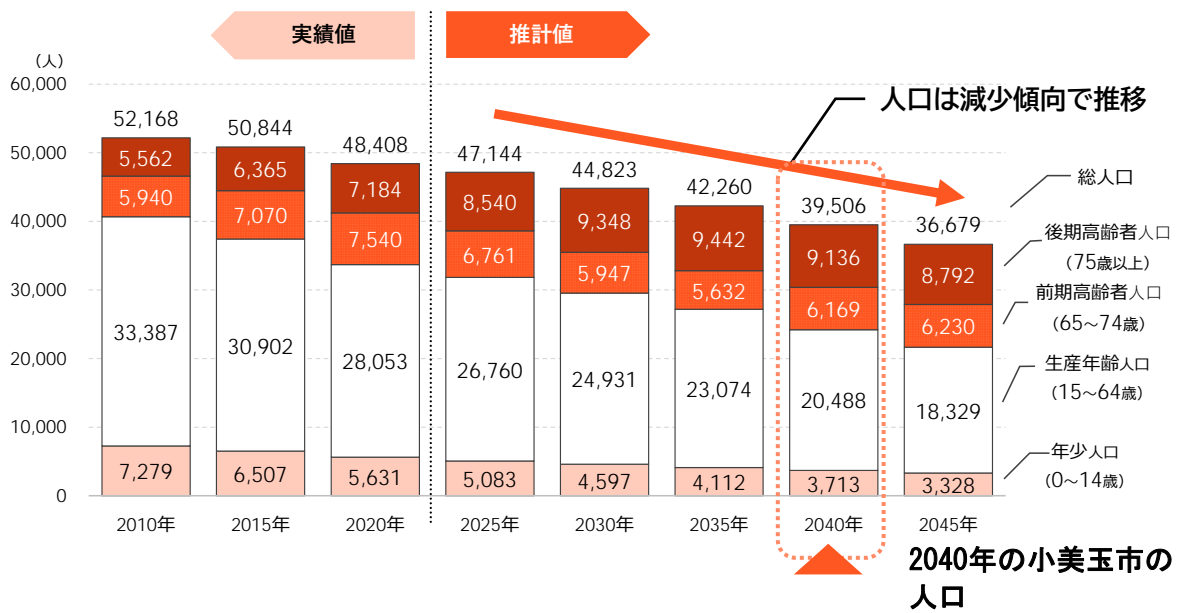
第1節 データからみる小美玉市の傾向

1. 人口推計の傾向

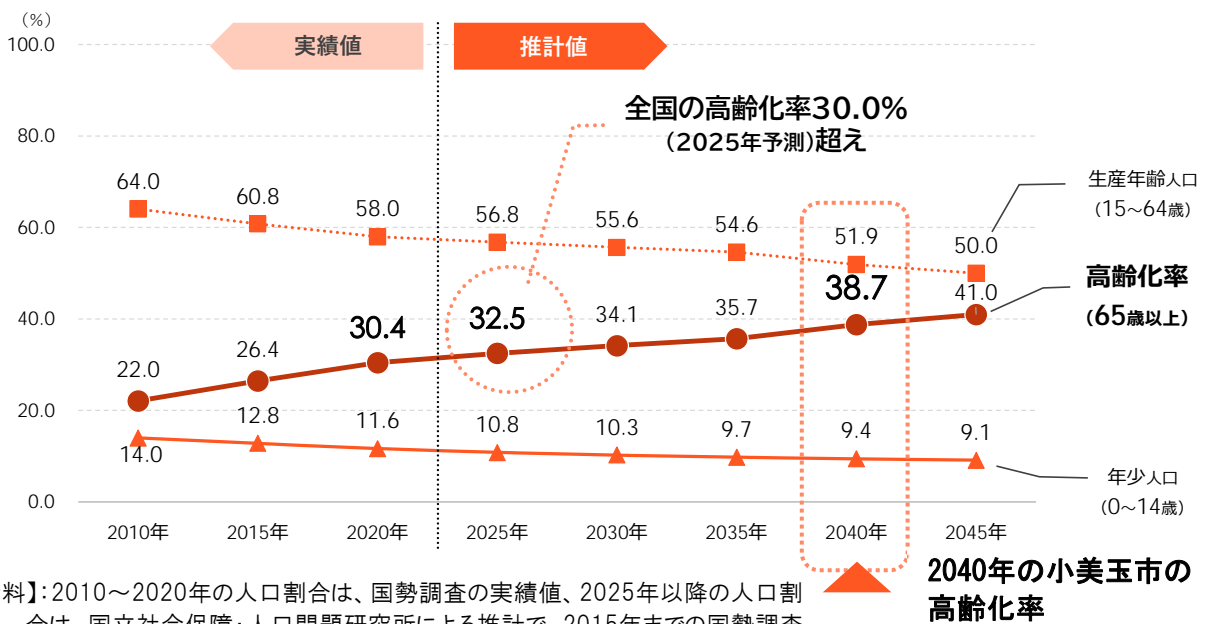
①人口減少の進行、高齢化率の増加

本市の総人口は、平成22（2010）年以降減少傾向で推移しており、令和7（2025）年以降も減少し続ける予測となっています。また、高齢化率は、令和7（2025）年には全国の高齢化率30.0%（予測値）を超える32.5%となり、令和22（2040）年には38.7%となる予測です。

■小美玉市の人口推移・推計（年齢4区分別）



■小美玉市の高齢化率の推移・推計（年齢3区分別）



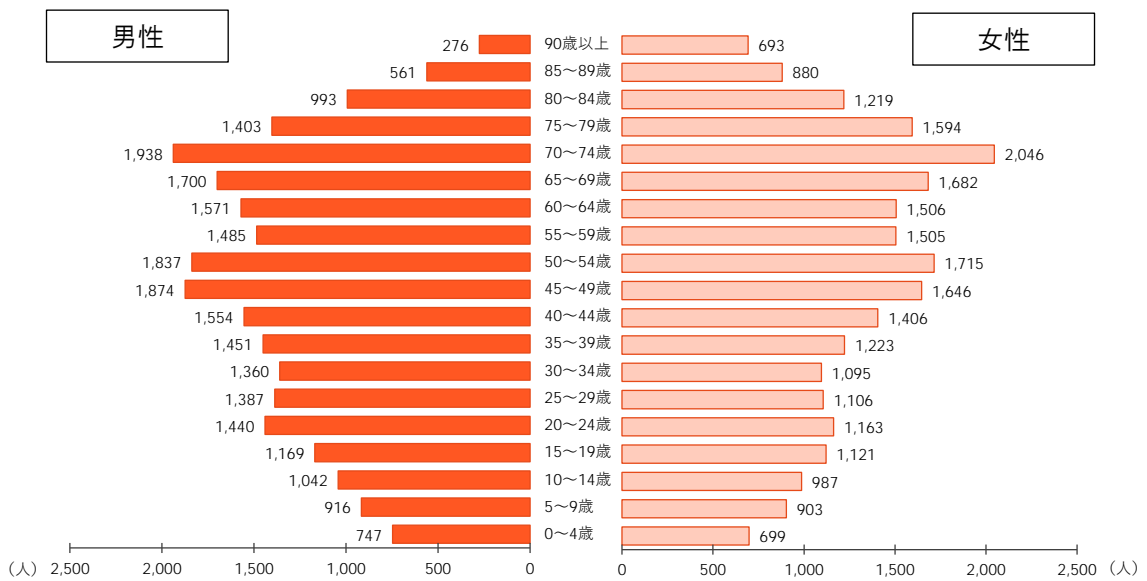
【資料】：2010～2020年の人口割合は、国勢調査の実績値、2025年以降の人口割合は、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、2015年までの国勢調査の実績値を基にして算出された2018年時点の公表データ
 (注)2020年の総人口は、年齢不詳も含めているため年齢別を足し上げても総数は一致しません。

2. 人口構成の傾向

①令和22（2040）年には60歳代より下の年齢層が減少傾向

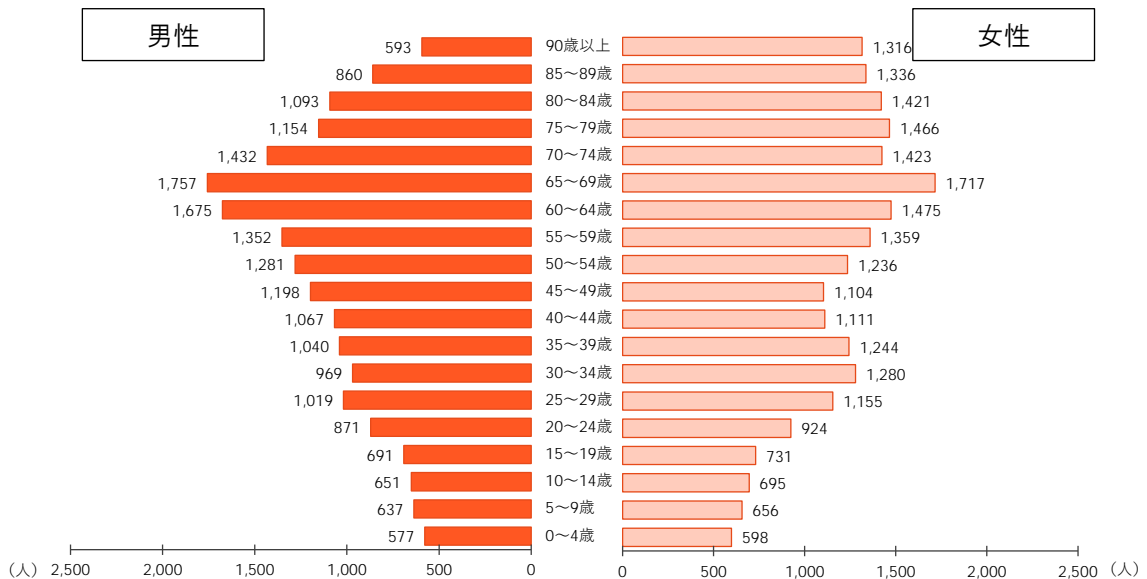
令和5（2023）年10月1日時点の男女別年齢階級別人口では、70～74歳が最も人口が多い年齢層で、次いで45～54歳の年齢層となっていますが、17年後の令和22（2040）年10月1日時点の男女別年齢階級別人口では、60歳代より下の年齢層は減少する予測で、少子高齢化の傾向が強まります。

■小美玉市の男女別年齢階級別人口（令和5年10月1日時点）※実績値



【資料】住民基本台帳（令和5年10月1日時点）

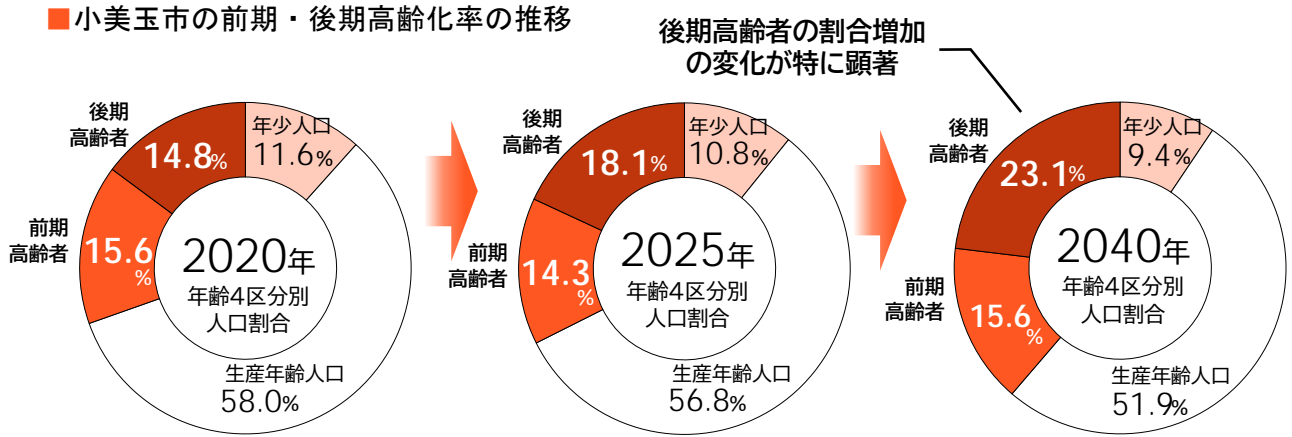
■小美玉市の男女別年齢階級別人口（令和22年10月1日時点）※推計値



【資料】令和22年10月1日時点は住民基本台帳を基にコーホート変化率法による市独自推計

②後期高齢者の割合増加

高齢者を前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)で見ると、その割合の変化は、特に後期高齢者の割合増加が顕著な傾向にあります。令和2(2020)年の後期高齢者の割合は14.7%ですが、20年後の令和22(2040)年には23.1%となる予測です。



【資料】: 2020年の割合は国勢調査の実績値、2025年・2040年の割合は、国立社会保障・人口問題研究所が2015年までの国勢調査の実績値を基にして2018年に算出したデータ

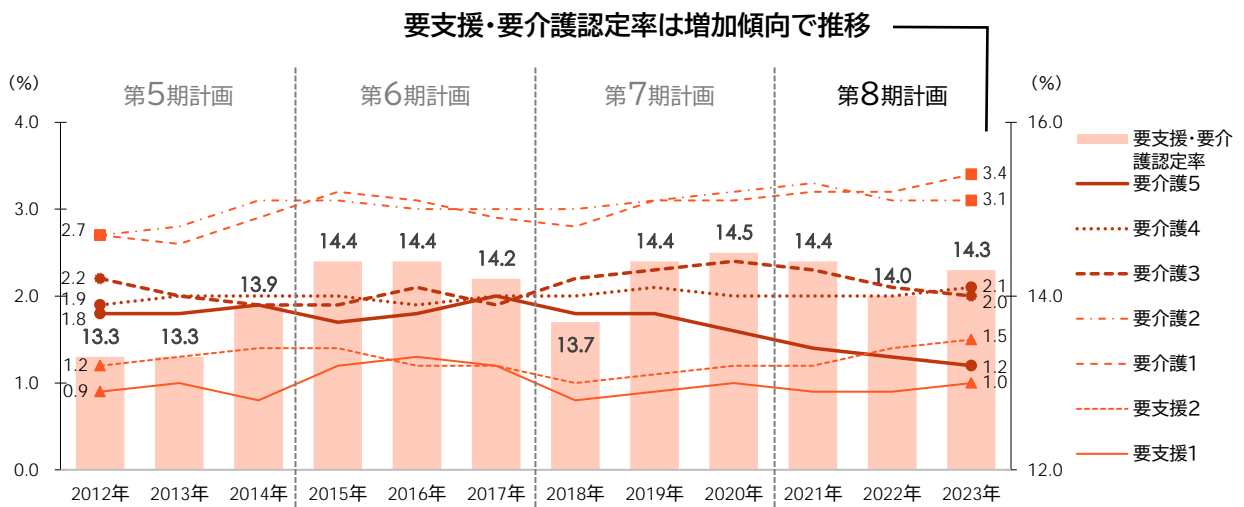
(注)2020年の総人口は、年齢不詳も含めているため、年齢構成比率を足し上げても100.0%になりません。

3. 要支援・要介護認定率の傾向

①要支援・要介護認定率は増加傾向で推移

本市の要支援・要介護認定率は第5期計画期間(平成24(2012)～平成26(2014)年度)以降、13～14%台で増減を繰り返しながら推移しており、第8期計画期間(令和3(2021)～令和5(2023)年度)では14%台となり、令和5(2023)年3月時点では14.1%となっています。要介護度別にみると、特に要介護1、2が高い割合で推移しています。

■小美玉市の要介護度別認定率の推移



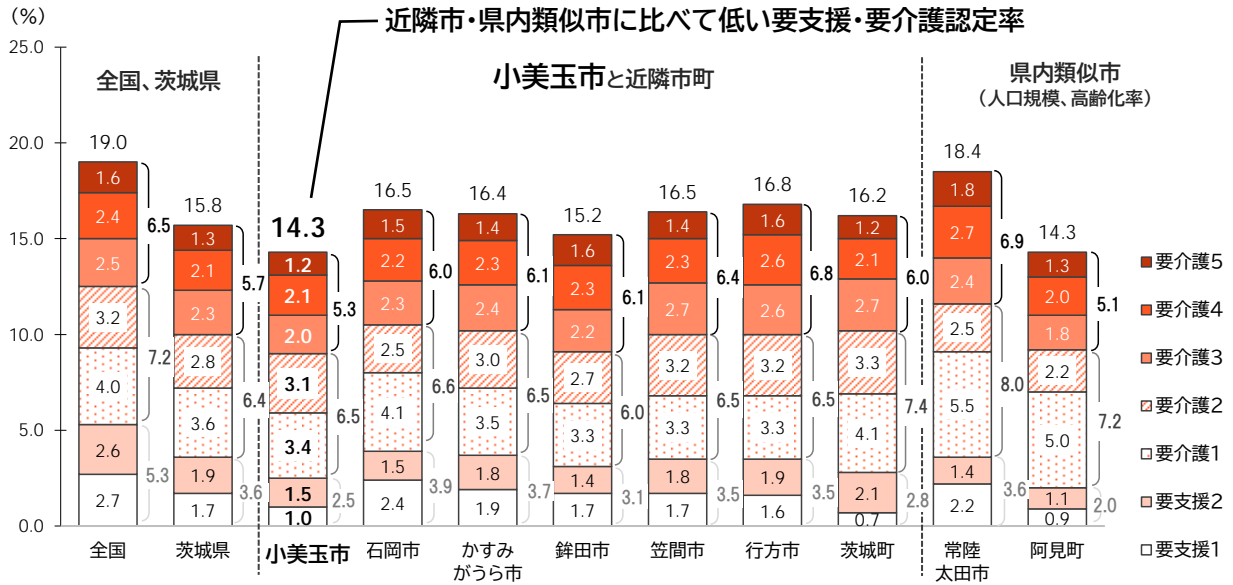
【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(2022、2023年のみ「介護保険事業状況報告」月報)

②要支援・要介護認定率と重度認定率

本市の要支援・要介護認定率は14.3%（令和5（2023）年時点）で、全国や県、近隣市町、類似市町に比べて特に低い状況です。

一方、重度認定率と軽度認定率の構成を百分率で表すと、本市の重度認定率は37.1%、軽度認定率は62.9%となりますが、重度認定率は全国、県よりもやや高い傾向です。しかし、近隣市町、県内類似市町と比べると平均的な水準であることから、近隣地域全域で重度認定率が高まっていることがうかがえ、その中においては比較的低い割合といえます。

■小美玉市と全国、県、近隣市町、県内類似市町の介護度別認定率



▼【参考】重度認定率と軽度認定率の構成を百分率で表したデータ

	全国	茨城県	小美玉市	石岡市	かすみがうら市	鉾田市	笠間市	行方市	茨城町	常陸太田市	阿見町
重度認定率 (%) (要介護3～5)	34.2	36.1	37.1	36.4	37.2	40.1	38.8	40.5	37.0	37.5	35.7
軽度認定率 (%) (要支援1～要介護2)	65.8	63.3	62.9	63.6	62.2	59.9	60.6	59.5	63.0	63.0	64.3

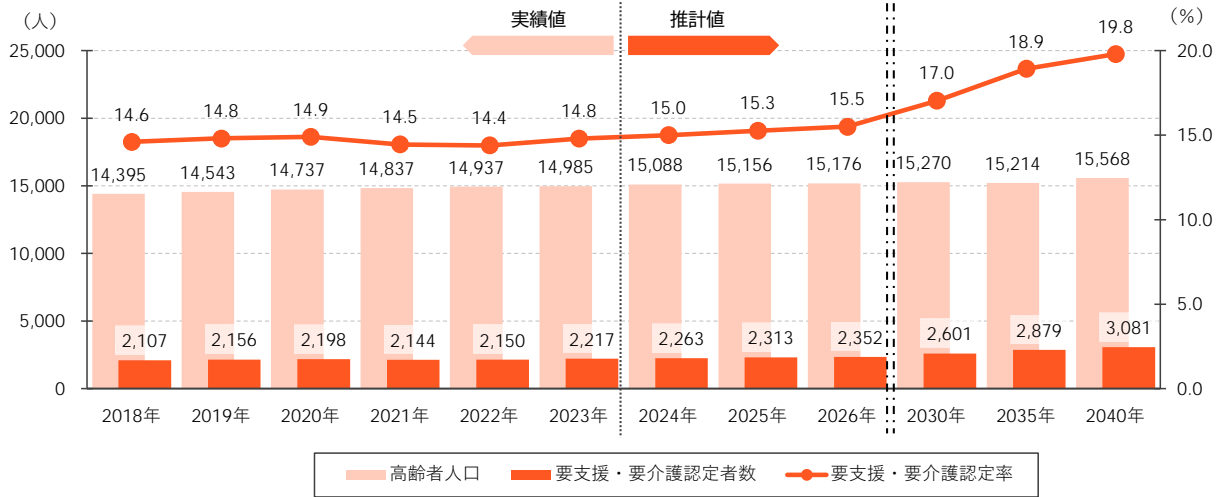
注) 算出過程での少数点以下第2位の切り捨てなどにより、合計が100%にならない場合があります。

【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（2023年時点）から作成

③要支援・要介護認定者数及び認定率の推移と推計

本市の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に比例して増える予測です。また、要支援・要介護認定率は、令和6（2024）年以降増加傾向で、令和22（2040）年には19.8%となる予測です。

■小美玉市の要支援・要介護認定者数及び認定率の推移・推計



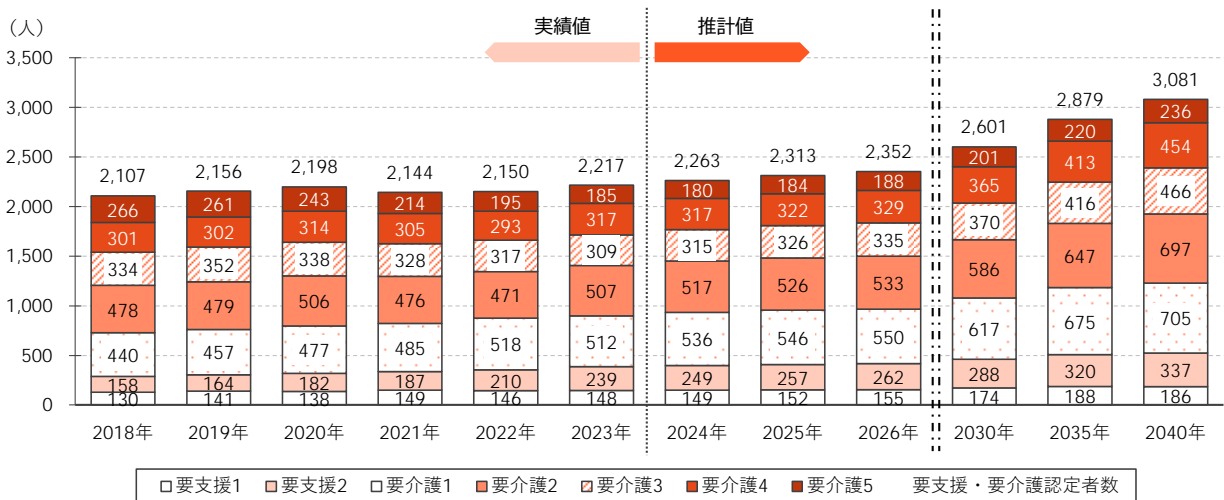
【資料】2018～2023年は介護保険事業状況報告（各年9月末時点）
2024年以降は「見える化」システムによる推計

④要介護5が増加傾向に転じる予測

本市の要支援・要介護認定者数を要介護度別にみると、平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけて要介護5が減少傾向にありますが、令和6（2024）年以降は増加傾向に転じる予測です。また、その他の要介護度についても、すべて増加傾向の予測です。

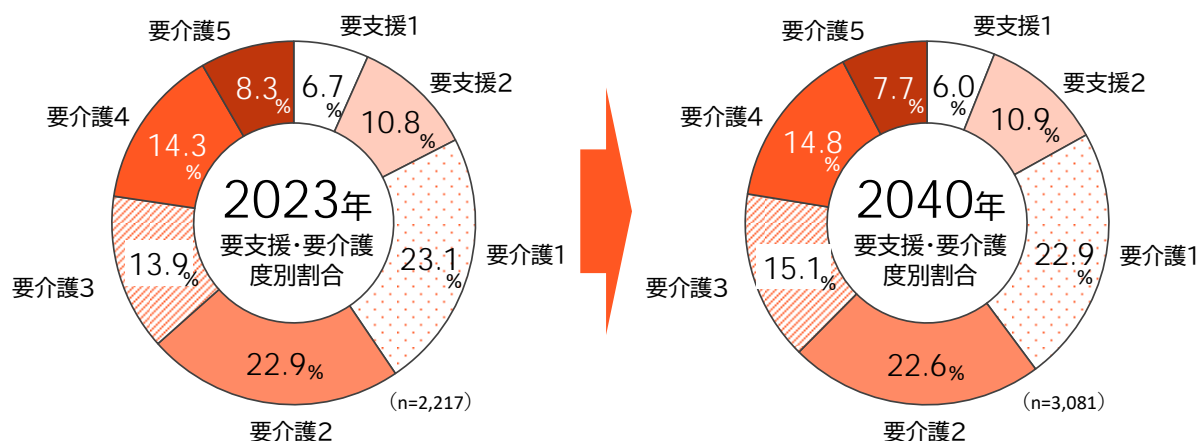
要支援・要介護度別認定者の構成比を令和5（2023）年と令和22（2040）年で比べると、「要介護3」と「要介護4」の割合がわずかに増加しています。

■小美玉市の要支援・要介護度別認定者数の推移・推計



【資料】2018～2023年は介護保険事業状況報告（各年9月末時点）
2024年以降は「見える化」システムによる推計

■小美玉市の要支援・要介護度別認定者の構成比（2023年、2040年）



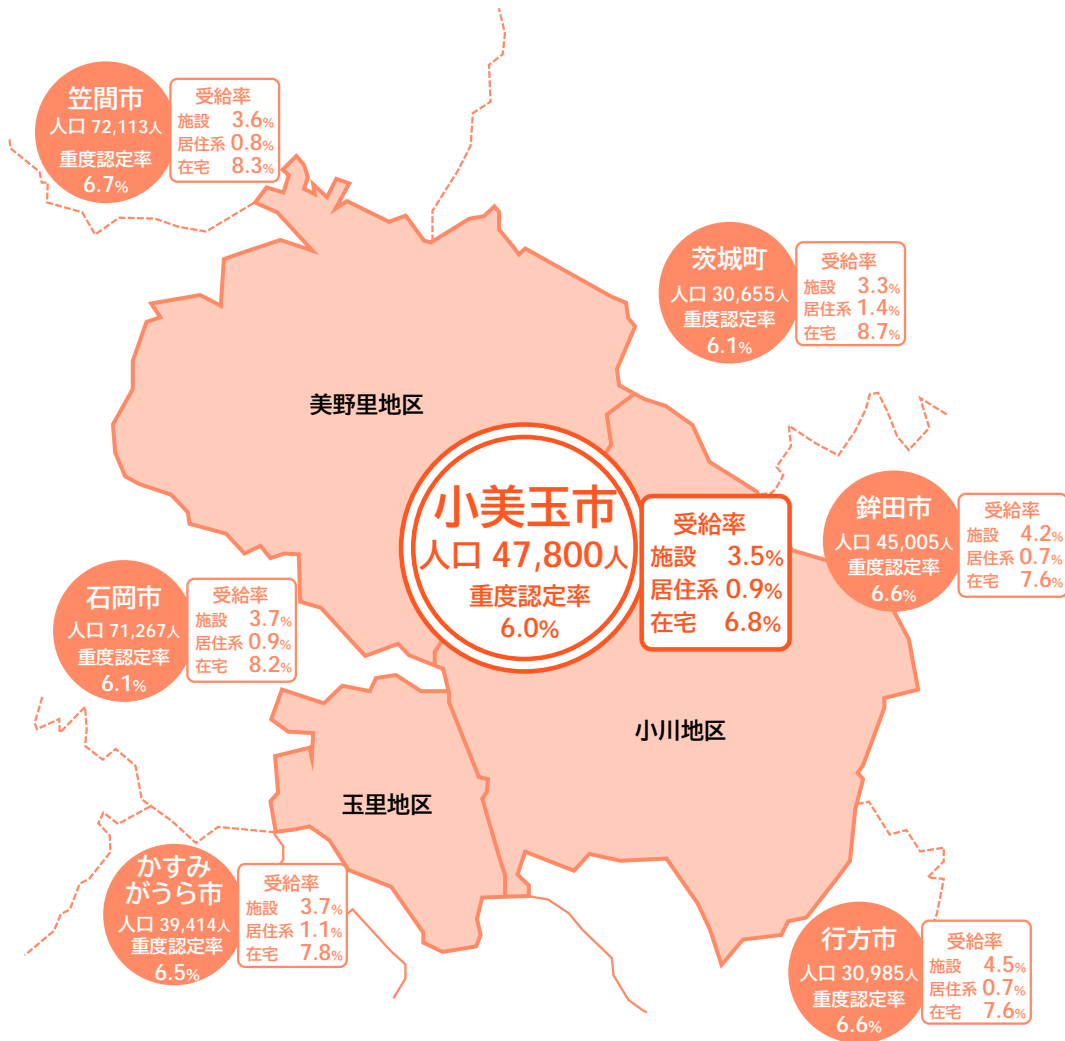
【資料】2023年は介護保険事業状況報告（各年9月末時点）、2040年は「見える化」システムによる推計

4. サービス別受給率の傾向

①在宅サービスの受給率が低い

本市のサービス別受給率（サービス別の受給者数を第1号被保険者数で除した割合）をみると、施設サービスは全国、県と比べて高いものの、近隣市町と比べると平均的であることから、一般的な傾向がうかがえます。一方、在宅サービスの受給率は全国、県に加えて近隣市町や類似市町と比べても低く、利用者が少ない傾向がうかがえます。

■小美玉市と近隣市町、類似市町のサービス別受給率等の状況



（出典）総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2022年時点

【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（2023年時点）

※見える化システムによる推計値データにより作成したもの

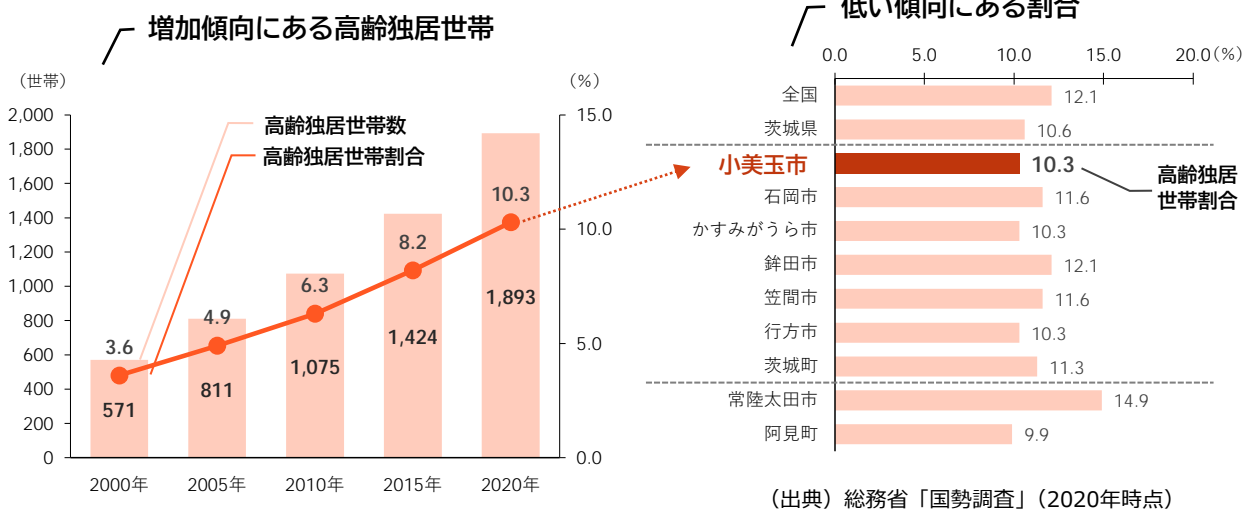
5. 高齢世帯の傾向

① 高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の増加

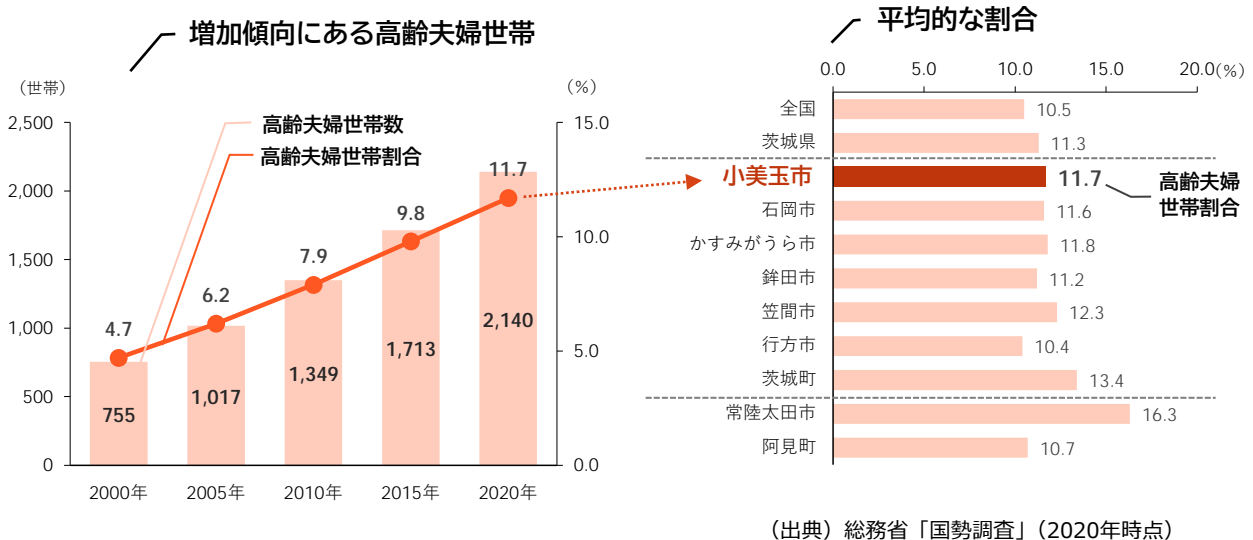
本市の高齢独居世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年時点の高齢独居世帯数（割合）は、1,893世帯（10.3%）、高齢夫婦世帯数（割合）は、2,140世帯（11.7%）となっています。

また、全国、県、近隣市町、県内類似市町と比べてみると、高齢独居世帯の割合は全国、県よりも低く、近隣市町や類似市町と比べると比較的低い傾向にあります。高齢夫婦世帯の割合は全国、県よりも高いですが、近隣市町、県内類似市町と比べると平均的な割合となっています。

■ 小美玉市の高齢独居世帯数（割合）の推移と全国、県、近隣市町、県内類似市町との比較



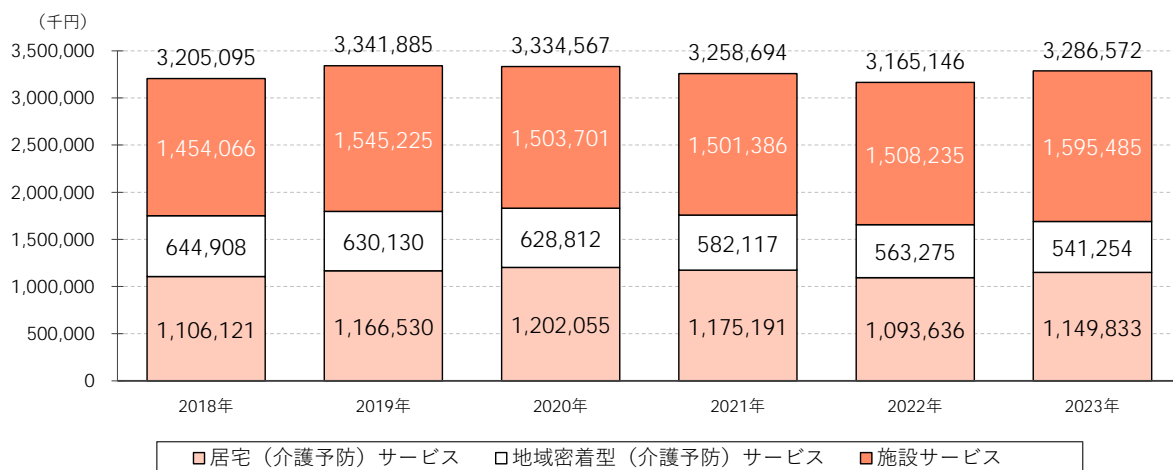
■ 小美玉市の高齢夫婦世帯数（割合）の推移と全国、県、近隣市町、県内類似市町との比較



6. 給付費の傾向

① 居宅系サービスの増加と地域密着型サービスの減少

本市の居宅（介護予防）サービスと施設サービスは、増加傾向で推移しています。居宅（介護予防）サービスは、平成30（2018）年度の11億6千万円から、令和5（2023）年度（見込み）では11億4千万円となっています。施設サービスは、平成30年度（2018）の14億5千万円から、令和5（2023）年度（見込み）では15億9千万円となっています。一方、地域密着型（介護予防）サービスは、平成30（2018）年度の6億4千万円から減少傾向で推移し、令和5（2023）年度（見込み）では5億4千万円となっています。



(単位：千円)

	第7期			第8期		
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (見込み)
給付費合計	3,205,095	3,341,885	3,277,569	3,258,694	3,165,146	3,286,572
居宅(介護予防)サービス	1,106,121 34.5%	1,166,530 34.9%	1,185,027 36.2%	1,175,191 36.1%	1,093,636 34.6%	1,149,833 35.0%
地域密着型(介護予防)サービス	644,908 20.1%	630,130 18.9%	603,961 18.4%	582,117 17.9%	563,275 17.8%	541,254 16.5%
施設サービス	1,454,066 45.4%	1,545,225 46.2%	1,488,581 45.4%	1,501,386 46.1%	1,508,235 47.7%	1,595,485 48.5%

(資料)「見える化」システム

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります

第2章 高齢者を取り巻く状況

(単位：千円)

	第7期			第8期		
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (見込み)
居宅(介護予防)サービス	1,106,121	1,166,530	1,185,027	1,175,191	1,093,636	1,149,833
訪問介護	73,001	79,410	78,872	81,130	86,482	87,840
訪問入浴介護	12,174	12,031	12,002	14,018	13,330	16,096
訪問看護	23,525	26,576	28,658	30,723	30,966	30,622
訪問リハビリテーション	6,511	8,177	11,220	14,635	11,430	9,306
居宅療養管理指導	7,611	7,682	7,667	7,990	9,253	8,419
通所介護	250,752	270,927	260,113	256,140	232,053	230,146
通所リハビリテーション	264,093	272,746	268,088	264,796	239,992	256,436
短期入所生活介護	153,827	162,321	171,413	168,275	149,452	174,802
短期入所療養介護(老健)	38,100	41,973	45,522	35,504	29,774	33,910
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	85,012	93,960	103,545	104,447	104,449	103,885
特定福祉用具購入費	2,751	3,453	3,823	3,387	3,948	4,716
住宅改修費	4,638	7,115	7,073	8,809	9,751	11,349
特定施設入居者生活介護	44,721	38,425	47,676	44,238	33,586	37,419
介護予防支援・居宅介護支援	139,403	141,732	139,355	141,099	139,170	144,888
地域密着型(介護予防)サービス	644,908	630,130	603,961	582,117	563,275	541,254
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	74,190	64,737	56,430	44,032	45,377	39,205
認知症対応型通所介護	16,796	14,900	12,735	16,137	14,898	15,066
小規模多機能型居宅介護	103,529	101,584	95,955	84,300	83,506	91,681
認知症対応型共同生活介護	361,922	361,058	352,312	353,313	344,809	317,677
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	88,472	87,852	86,530	84,334	74,230	77,625
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	455	0
施設サービス	1,454,066	1,545,225	1,488,581	1,501,386	1,508,235	1,595,485
介護老人福祉施設	818,422	881,566	870,369	873,408	888,793	939,317
介護老人保健施設	607,511	634,444	617,823	627,979	618,407	656,168
介護医療院	0	0	0	0	1,035	0
介護療養型医療施設	28,133	29,215	389	0	0	0
給付費合計	3,205,095	3,341,885	3,277,569	3,258,694	3,165,146	3,286,572

(資料)「見える化」システム

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります

第2節 日常生活圏域

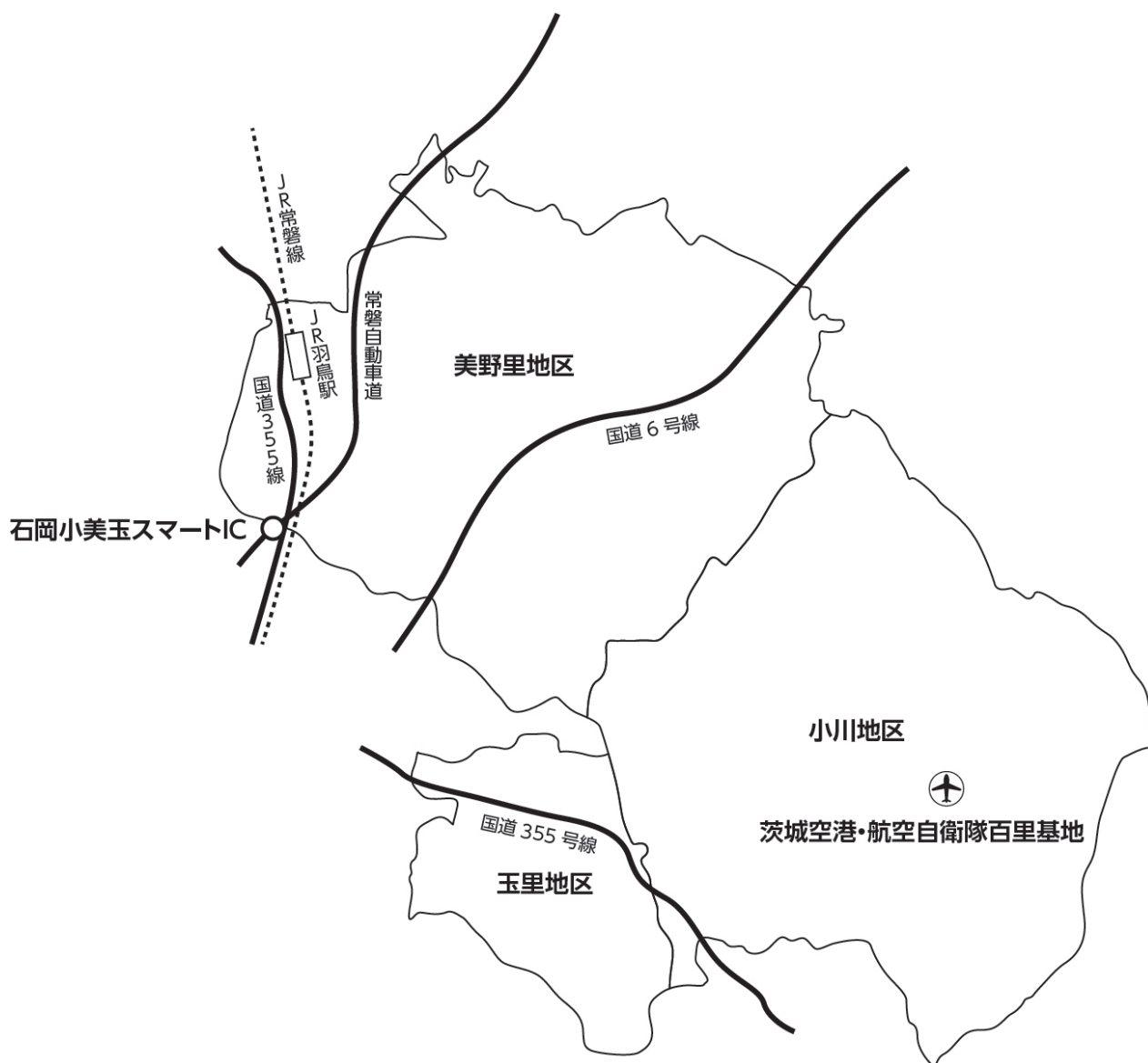
1. 日常生活圏域の概要

日常生活圏域は、地理的条件や交通事情、これまでの地域の成り立ちなどの社会的条件を勘案して、おおむね中学校区を単位として設定することとなっています。また、身近な地域においてきめ細かな介護サービスが受けられるよう、圏域ごとにサービスの配置を図ります。

2. 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域の設定は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、小川地区、美野里地区、玉里地区の3つの日常生活圏域としています。

■小美玉市の日常生活圏域



3. 地区ごとの概況

■人口、世帯等

項目	小川地区	美野里地区	玉里地区
総人口	16,046人	25,155人	7,676人
高齢者人口	4,921人	7,568人	3,168人
うち75歳以上	2,412人	3,970人	1,252人
高齢化率	30.7%	30.0%	41.3%
高齢者人口のうち75歳以上の割合	49.0%	48.8%	39.5%
要支援・要介護認定者数	703人	1,133人	377人
うち65歳以上	697人	1,124人	374人
要支援・要介護認定率	14.2%	14.9%	11.8%
高齢者独居世帯数	1,171世帯	1,733世帯	590世帯
高齢者世帯数	2,193世帯	3,375世帯	1,105世帯

■介護サービスの基盤整備状況

項目	小川地区	美野里地区	玉里地区
保健センター	小川保健相談センター	四季健康館	玉里保健福祉センター
地域包括支援センター	0か所	0か所	直営1か所
社会福祉協議会※	支所	支所	本所
介護予防拠点(集会所・公民館等)	16か所	20か所	18か所
認知症対応型共同生活介護	3か所	3か所	2か所
認知症対応型通所介護	0か所	0か所	1か所
小規模多機能型居宅介護施設	2か所	0か所	1か所
小規模特別養護老人ホーム	0か所	0か所	1か所
居宅介護支援事業所	5か所	4か所	3か所
介護(予防)訪問介護事業所	2か所	4か所	0か所
訪問看護事業所	0か所	1か所	0か所
介護(予防)通所介護事業所	5か所	6か所	2か所
介護(予防)通所リハビリ事業所	1か所	1か所	1か所
介護(予防)短期入所事業所	3か所	5か所	1か所
特別養護老人ホーム	2か所	5か所	1か所
介護老人保健施設	1か所	1か所	1か所
介護療養型医療施設	0か所	0か所	0か所

※令和5年10月1日時点

第3節 市民アンケート調査からみる傾向

1. 調査の概要

①調査の目的

本調査は、令和6（2024）年度からの3年間を計画期間とする「小美玉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定にあたり、今後の高齢者福祉施策を推進していくための基礎資料作成を目的に実施したものです。

②調査の対象

調査名	調査対象の概要
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内にお住まいの令和4（2022）年12月1日時点で65歳以上の方
在宅介護実態調査	市内にお住まいの令和4（2022）年12月1日時点で65歳以上で、「要介護」・「要支援」認定を受け、在宅で生活をしている方及びその家族等

③調査の期間及び方法

調査期間：令和4（2022）年12月23日（金）～令和5（2023）年1月12日（木）

調査方法：郵送配付・郵送回収

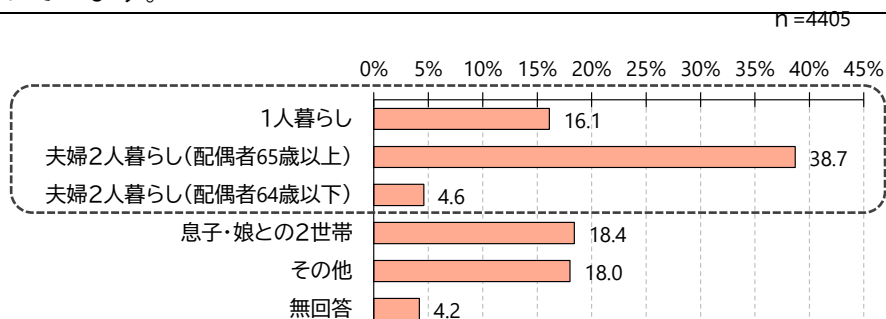
④配付・回収状況

調査名	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	8,000票	4,405票	4,405票	55.1%
在宅介護実態調査	500票	227票	226票	45.2%

2. 主な調査結果及び傾向と課題(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

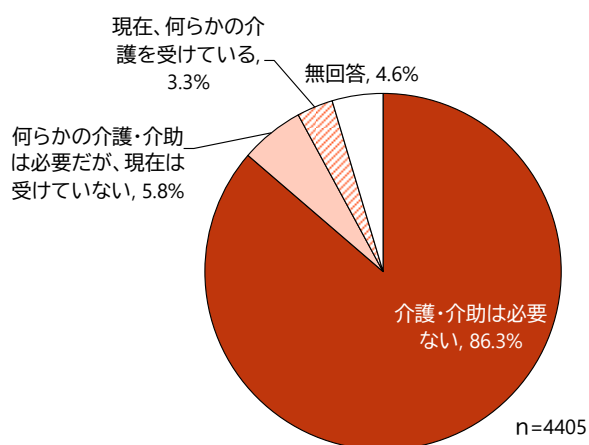
① 家族構成を教えてください。

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が38.7%と最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が18.4%、「その他」が18.0%、「1人暮らし」が16.1%、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が4.6%となっています。



② あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。

「介護・介助は必要ない」が86.3%と最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が5.8%、「現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」が3.3%となっています。



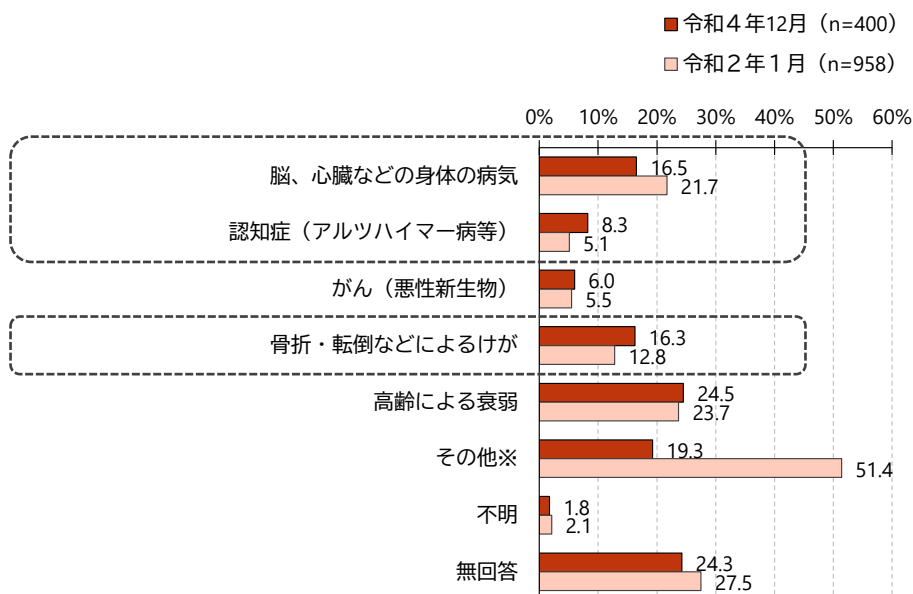
②で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」と回答した方

②-1 介護・介助が必要になった主な原因は何ですか。(複数回答)

「高齢による衰弱」が24.5%と最も多く、次いで「その他」が19.3%、「脳、心臓などの身体の病気」が16.5%、「骨折・転倒などによるけが」が16.3%、「認知症（アルツハイマー病等）」が8.3%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、「脳、心臓などの身体の病気」が5ポイント以上減少し、「認知症（アルツハイマー病）」、「骨折・転倒などによるけが」が3ポイント以上増加しています。

前回調査(令和2年1月)結果と今回調査(令和4年12月)結果の比較



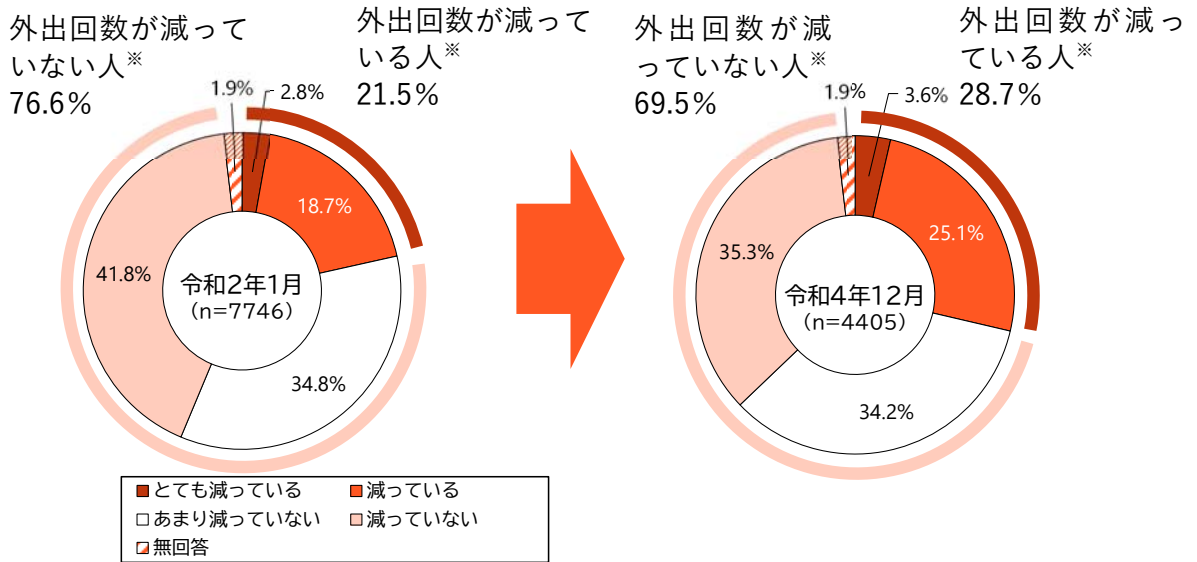
※前回調査（令和2年1月）であった項目「呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）」、「関節の病気（リウマチ等）」、「パーキンソン病」、「糖尿病」、「腎疾患（透析）」、「視覚・聴覚障害」、「脊椎損傷」は「その他」に含めて足し上げています。

③ 昨年と比べて外出の回数が減っていますか。

「減っていない」が35.3%と最も多く、次いで「あまり減っていない」が34.2%、「減っている」が25.1%、「とても減っている」が3.6%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、「とても減っている」と「減っている」を合わせた『外出回数が減っている』人の割合は、7.2ポイント増加しています。

前回調査(令和2年1月)結果と今回調査(令和4年12月)結果の比較

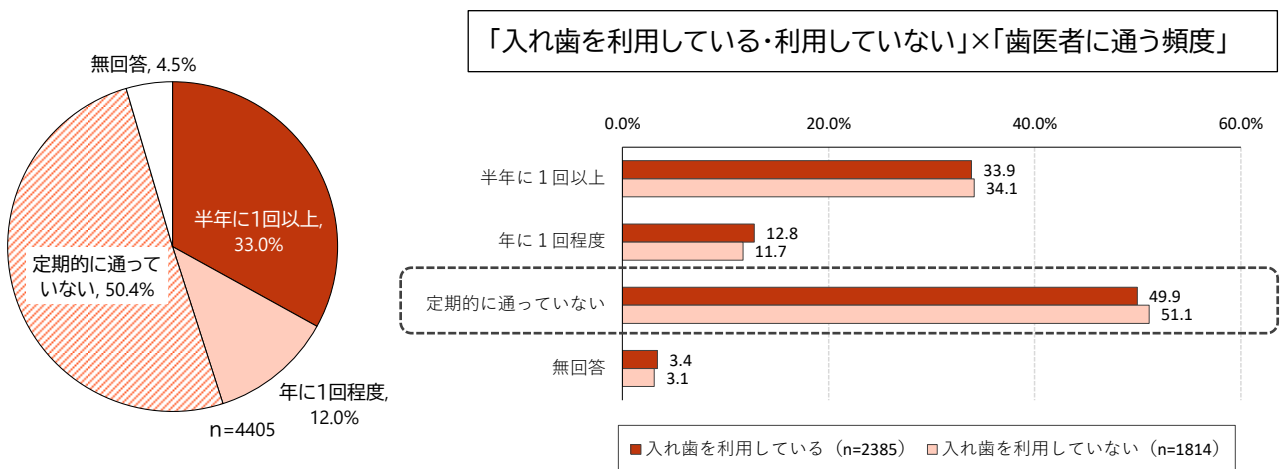


※外出回数が減っている人 = 「とても減っている」または「減っている」と回答した人の合計
 ※外出回数が減っていない人 = 「あまり減っていない」または「減っていない」と回答した人の合計

④ 歯医者に定期的に通っていますか。

「定期的に通っていない」が50.4%と最も多く、次いで「半年に1回以上」が33.0%、「年に1回程度」が12.0%となっています。

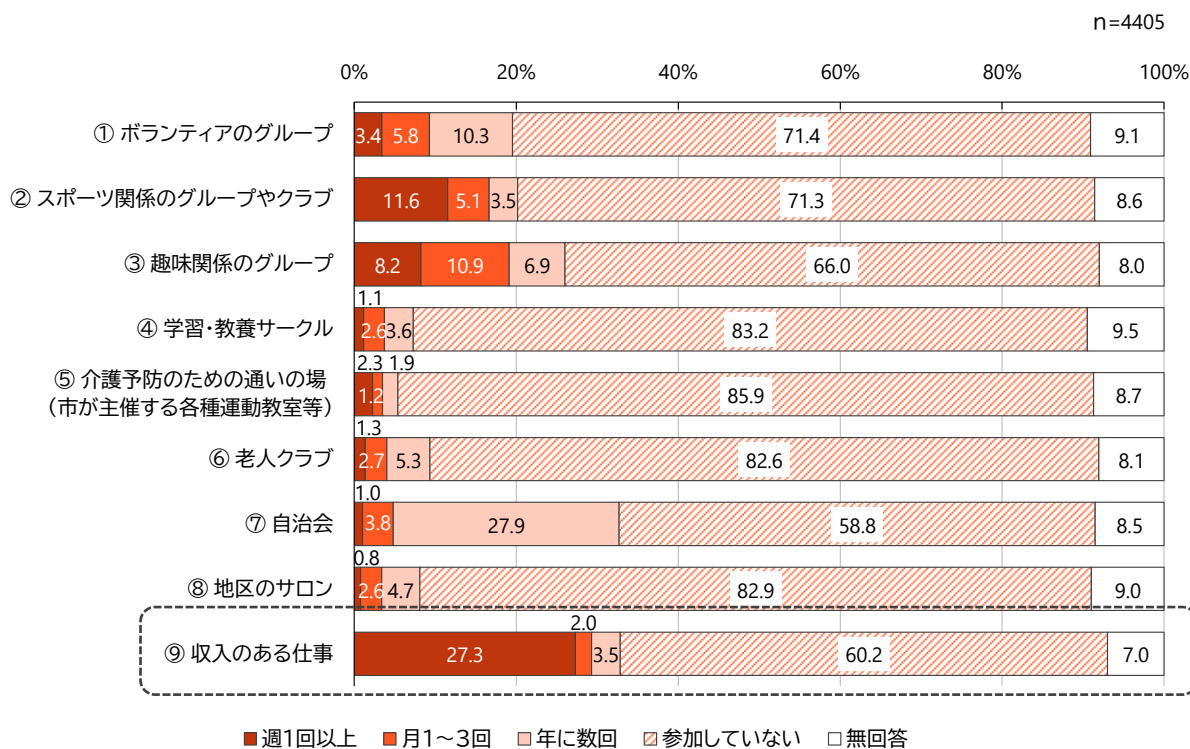
入れ歯の利用の有無別にみると、入れ歯を利用している、利用していないにかかわらず、「定期的に通っていない」がそれぞれ49.9%、51.1%と最も多くなっています。



⑤ 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

「参加している（「参加していない」以外）」との回答は「⑨ 収入のある仕事」が32.8%と最も多くなっています。

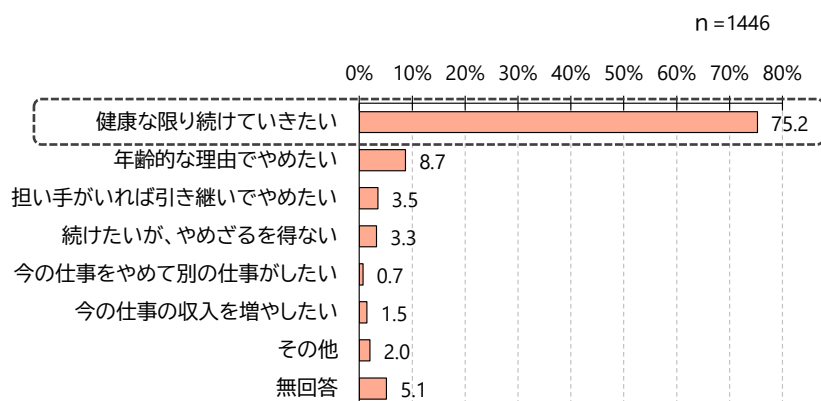
また、「参加していない」との回答が多いものは順に「⑤ 介護予防のための通いの場（市が主催する各種運動教室等）」が85.9%、次いで「④ 学習・教養サークル」が83.2%、「⑧ 地区のサロン」が82.9%となっています。



会・グループ等の⑨ 収入のある仕事で「参加している（「参加していない」以外）」と回答した方

⑤-1 これから、収入のある仕事をどのようにしていくか、あなたのお考えを教えてください。

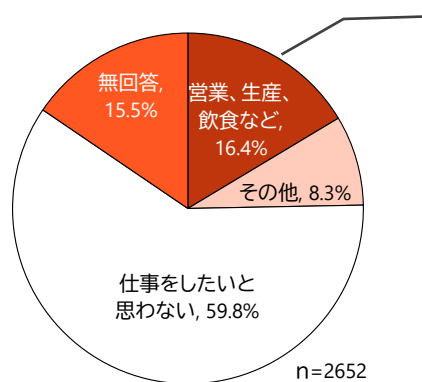
「健康な限り続けていきたい」が75.2%と最も多くなっています。



会・グループ等の⑨ 収入のある仕事で「参加していない」と回答した方

⑤-2 今後、収入のある仕事をする機会があるとしたら、どのような仕事をしたいですか。

「営業、産業、飲食など」が16.4%となっています。ただし、「仕事をしたいと思わない」が59.8%となっています。

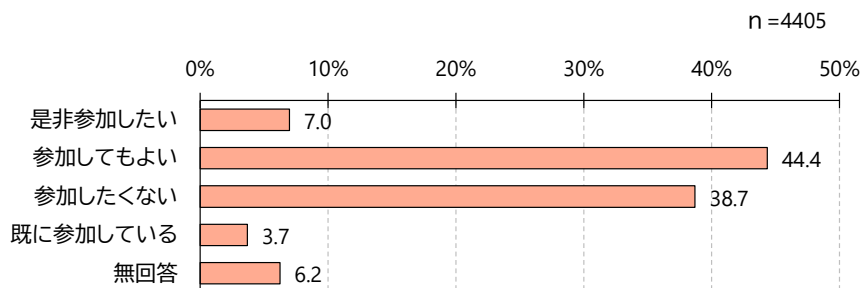


【内訳】

営業関係 (0.5%)、企画・マーケティング関係 (0.3%)、事務・スタッフ関係 (2.4%)、IT・ソフトウェア関係 (0.2%)、生産・製造・品質管理関係 (3.6%)、研究・開発・設計関係 (0.4%)、建築・土木設計関係 (0.8%)、金融関係 (0.0%)、流通・サービス関係 (1.3%)、医療関係 (0.6%)、美容・ファッション関係 (0.5%)、飲食・食品関係 (2.6%)、教育関係 (1.1%)、公務員・法律関係 (0.2%)、広報・報道関係 (0.2%)、旅行・観光関係 (0.6%)、スポーツ関係 (1.1%)

⑥ 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

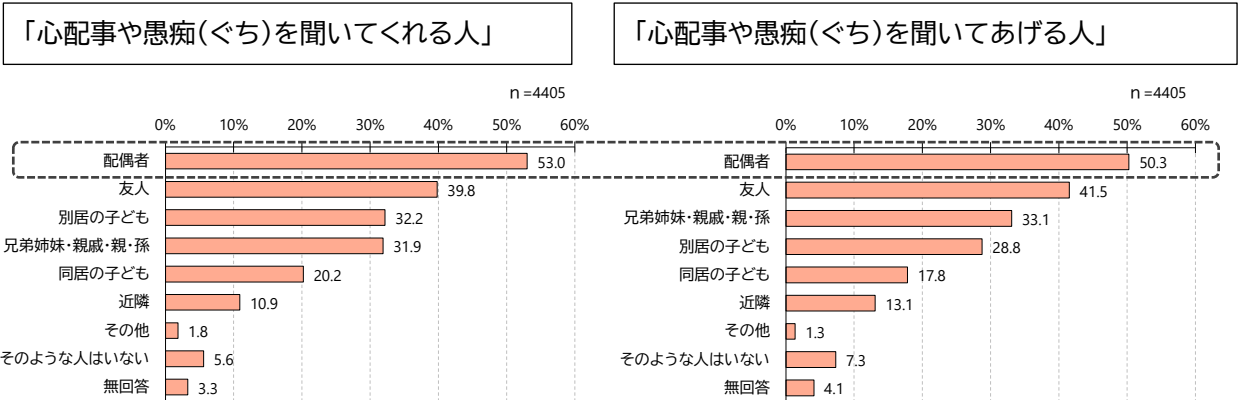
「参加してもよい」が44.4%と最も多く、次いで「参加したくない」が38.7%、「是非参加したい」が7.0%、「既に参加している」が3.7%となっています。



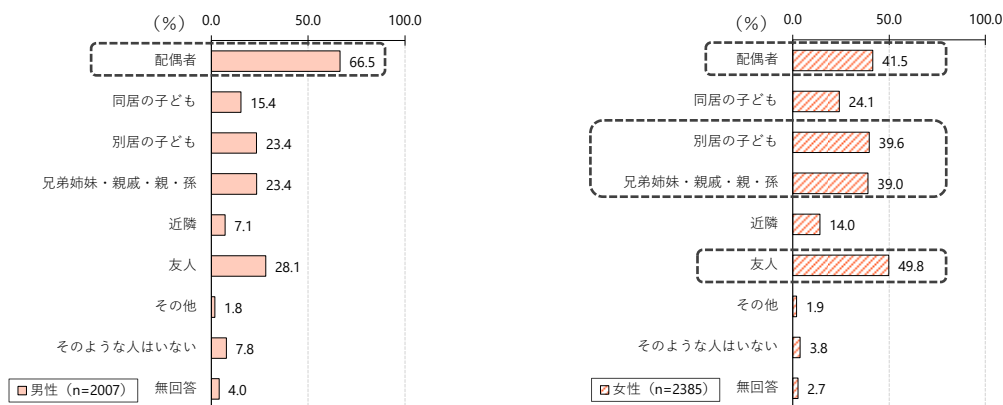
⑦ あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人・聞いてあげる人。(複数回答)

あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人では、「配偶者」が53.0%と最も多く、次いで「友人」が39.8%、「別居の子ども」が32.2%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が31.9%、「同居の子ども」が20.2%となっています。

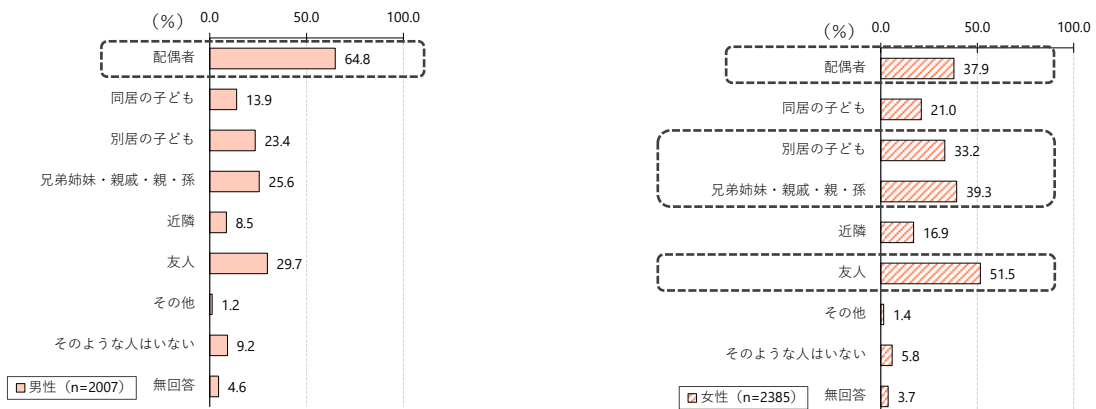
あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人では、「配偶者」が50.3%と最も多く、次いで「友人」が41.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が33.1%、「別居の子ども」が28.8%、「同居の子ども」が17.8%となっています。



「心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人」×属性(男女別)

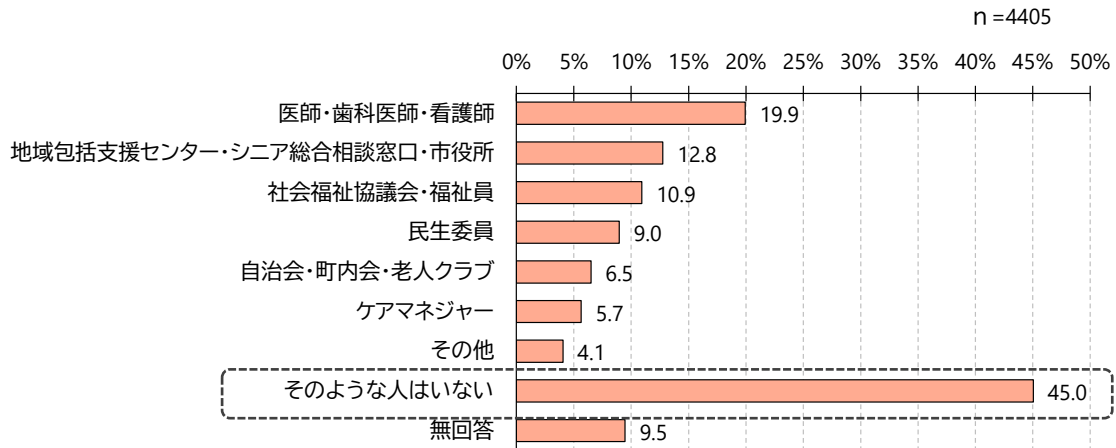


「心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人」×属性(男女別)



⑧ 家族や親戚・友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。(複数回答)

「医師・歯科医師・看護師」が19.9%、「地域包括支援センター・シニア総合相談窓口・市役所」が12.8%、「社会福祉協議会・福祉員」が10.9%、「民生委員」が9.0%となっています。また、「そのような人はいない」が45.0%と最も多くなっています。

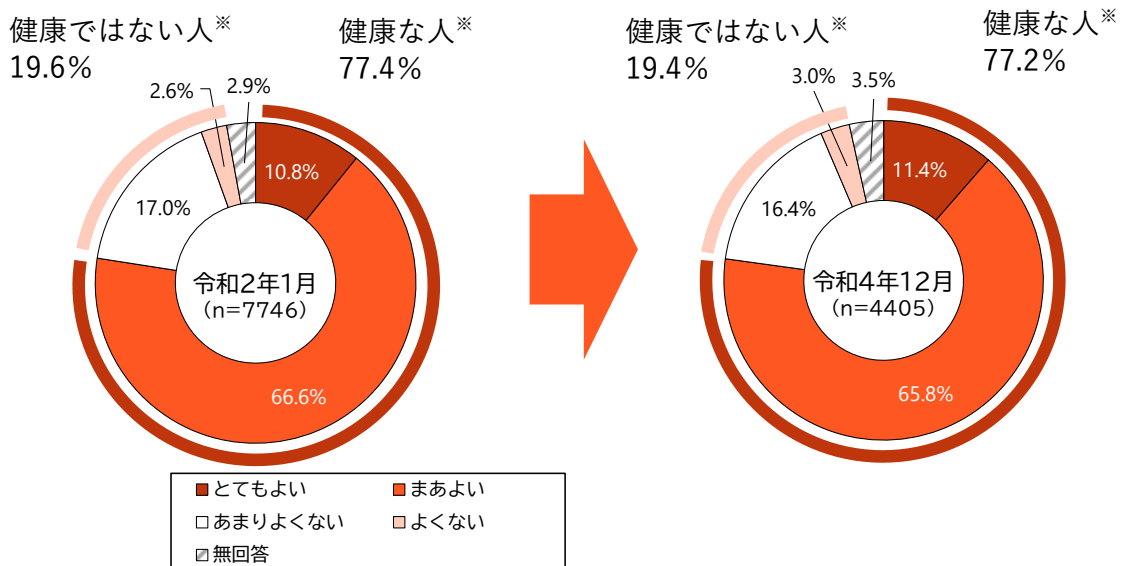


⑨ 現在のあなたの健康状態はいかがですか。

「まあよい」が65.8%と最も多く、次いで「あまりよくない」が16.4%、「とてもよい」が11.4%、「よくない」が3.0%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『健康な人』と「あまりよくない」と「よくない」を合わせた『健康ではない人』の割合についてみても、大きな差はありません。

前回調査(令和2年1月)結果の比較と今回調査(令和4年12月)結果



※健康な人 = 「とてもよい」または「まあよい」と回答した人の合計

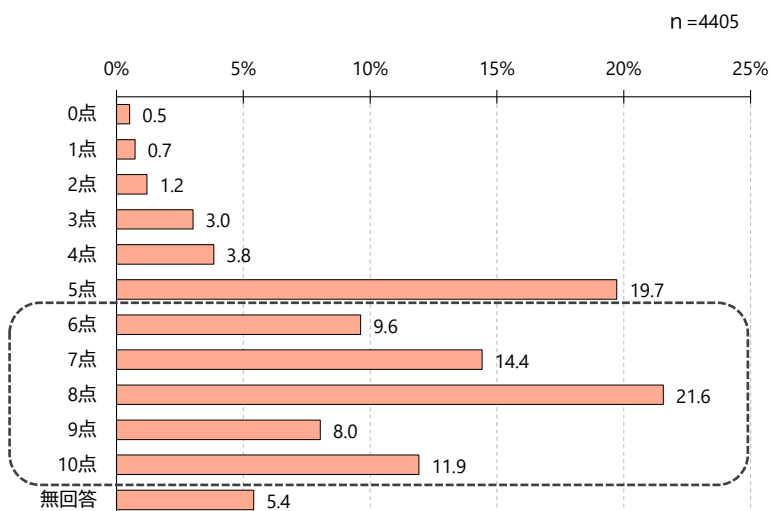
※健康ではない人 = 「あまりよくない」または「よくない」と回答した人の合計

第1部 総論

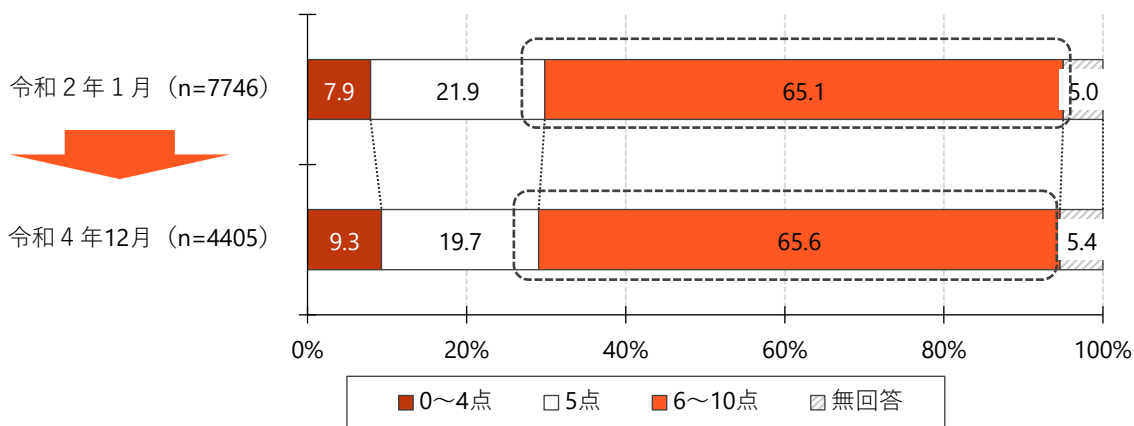
⑩ あなたは、現在どの程度幸せですか。(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として回答)

「8点」が21.6%と最も多く、次いで「5点」が19.7%、「7点」が14.4%、「10点」が11.9%、「6点」が9.6%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、0～4点を回答した人を合わせた割合と、6～10点を回答した人を合わせた割合をみても、大きな差はありません。



前回調査(令和2年1月)結果と今回調査(令和4年12月)結果との比較



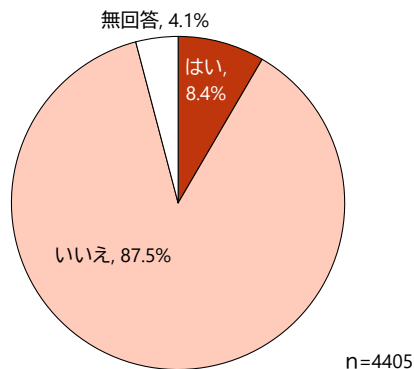
※0～4点 = 「0点(とても不幸)」、「1点」、「2点」、「3点」、「4点」と回答した人の合計

※6～10点 = 「6点」、「7点」、「8点」、「9点」、「10点(とても幸せ)」と回答した人の合計

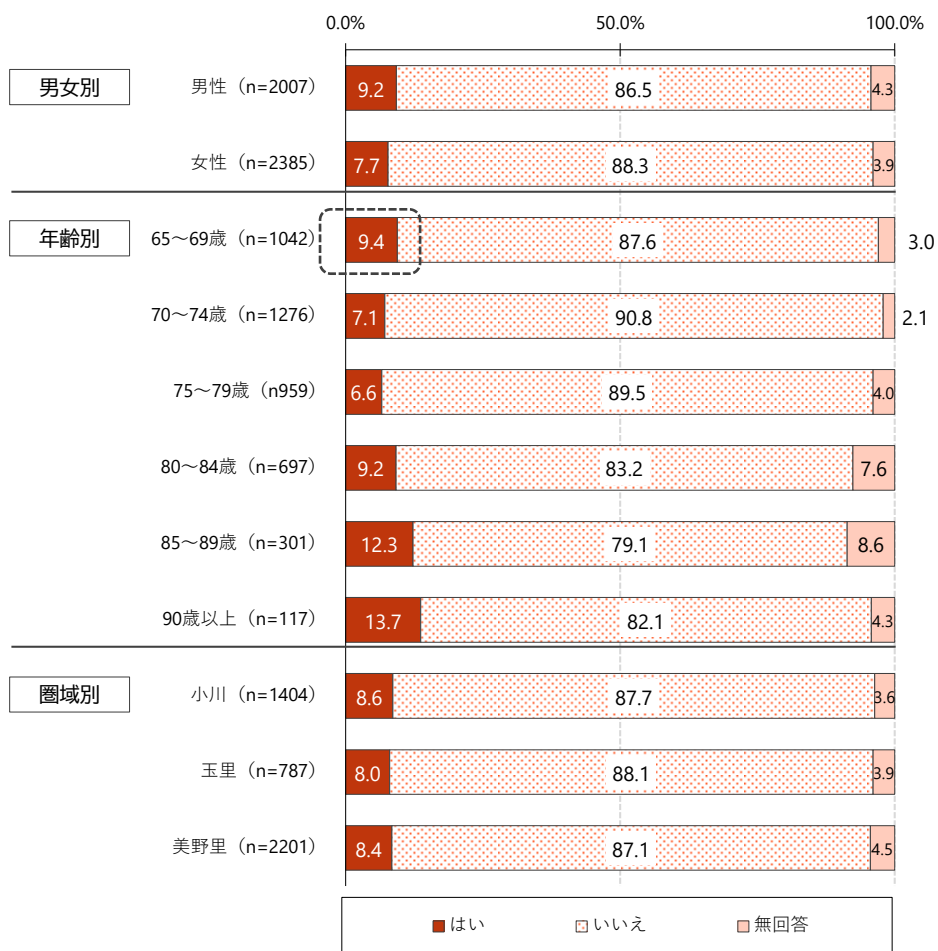
① 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか。

「はい」が8.4%、「いいえ」が87.5%となっています。

年齢別で見ると、「はい」の割合は、高齢になるほど高くなる傾向がうかがえ、85～89歳以上で1割を超えています。また、65～69歳が9.4%とその他の年齢と比べてやや高いのは、介護者として認知症のある人を介護している方の割合が影響していると考えられます。



「自身や家族に認知症の症状があるか」×属性(男女別、年齢別、圏域別)



第1部 総論

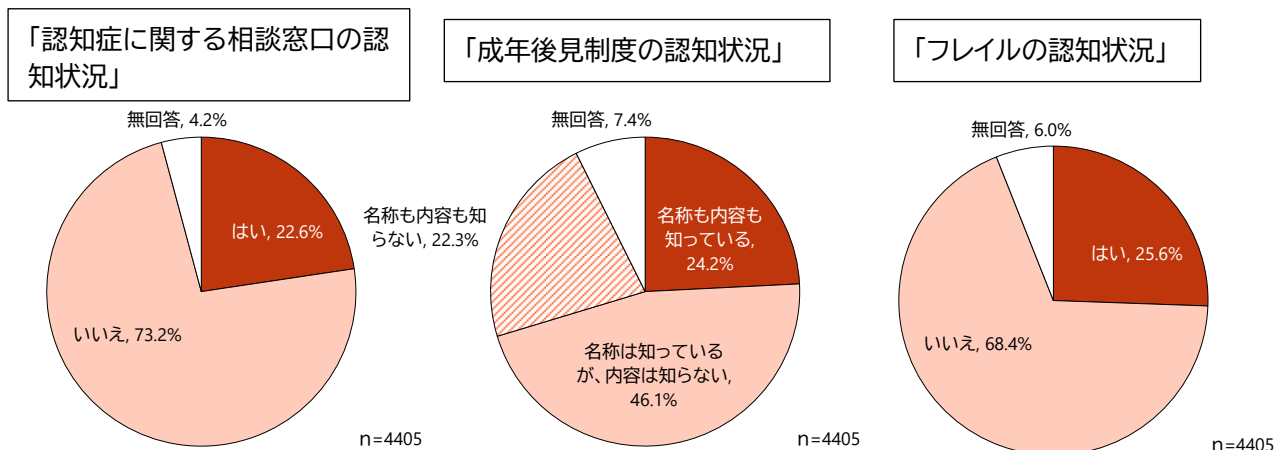
⑫ 認知症に関する相談窓口、成年後見制度、フレイルを知っていますか。

認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」が22.6%、「いいえ」が73.2%となっています。

成年後見制度を知っているかについて、「名称は知っているが、内容は知らない」が46.1%と最も多く、次いで「名称も内容も知っている」が24.2%、「名称も内容も知らない」が22.3%となっています。

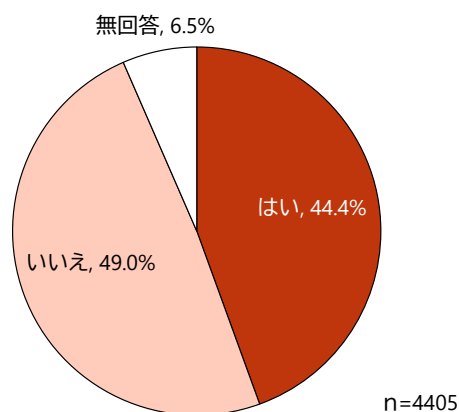
フレイル[※]という言葉を知っているかについて、「はい」が25.6%、「いいえ」が68.4%となっています。

※フレイルについては、43ページの「フレイルとは」を参照ください。



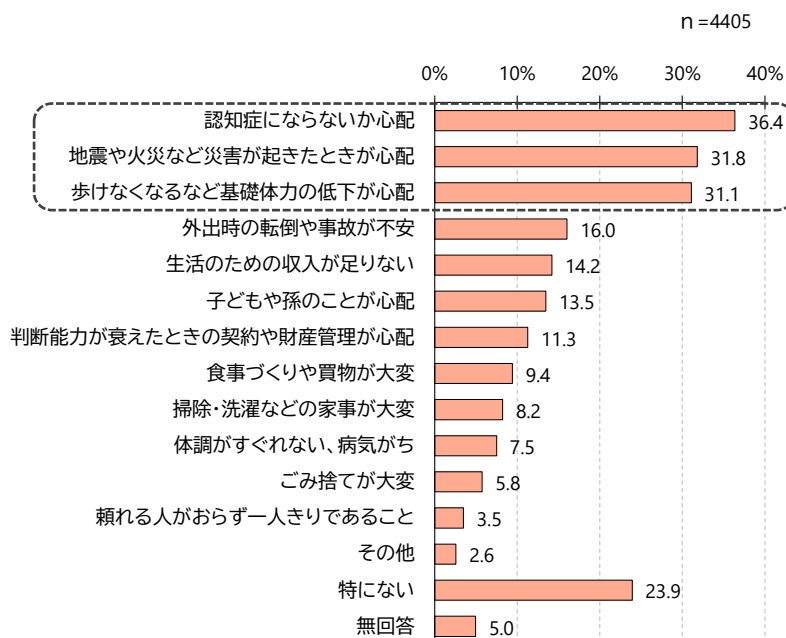
⑬ あなたは、現在、介護が必要な状態になることを予防するために教室や講座を利用していますか。（新型コロナウイルス感染症流行の影響で現在は休止している場合でも、利用していることとしてお答えください。）

「はい」が44.4%、「いいえ」が49.0%となっています。



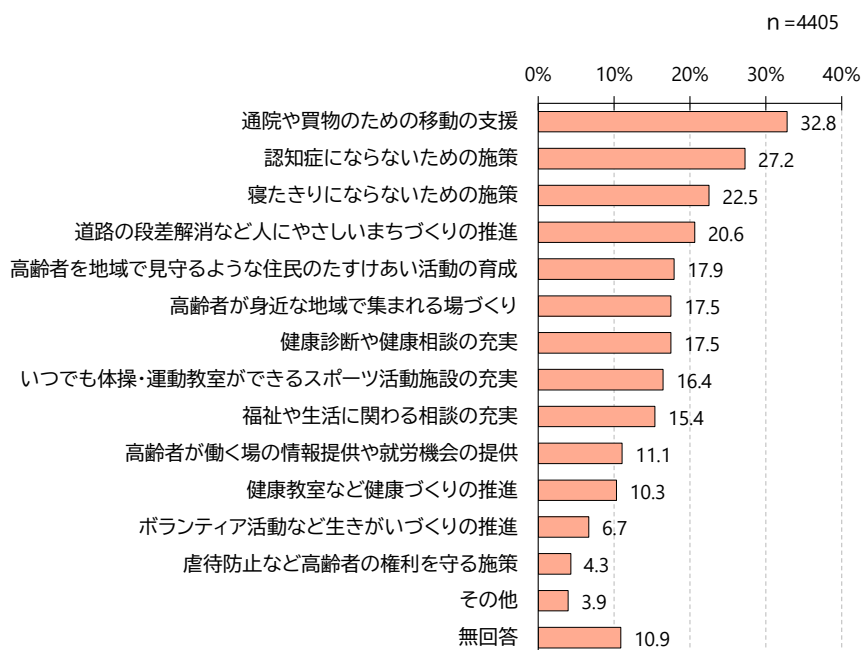
⑭ 日常生活において、不安、悩み、心配事がありますか。(複数回答)

「認知症にならないか心配」が36.4%と最も多く、次いで「地震や火災など災害が起きたときに心配」が31.8%、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」が31.1%、「外出時の転倒や事故が不安」が16.0%となっています。また、「特にない」が23.9%となっています。



⑮ あなたが、今後、力を入れてほしい高齢者施策はどのようなものですか。(複数回答)

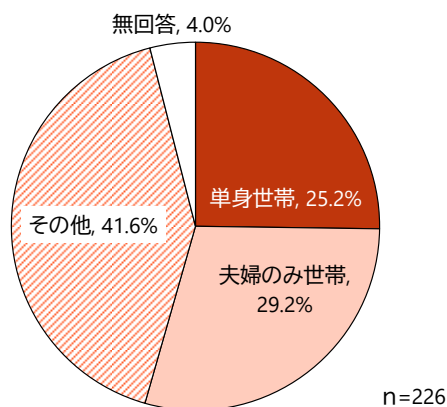
「通院や買物のための移動の支援」が32.8%と最も多く、次いで「認知症にならないための施策」が27.2%、「寝たきりにならないための施策」が22.5%、「道路の段差解消など人にやさしいまちづくりの推進」が20.6%、「高齢者を地域で見守るような住民のたすけあい活動の育成」が17.9%となっています。



3. 主な調査結果及び傾向と課題(在宅介護実態調査)

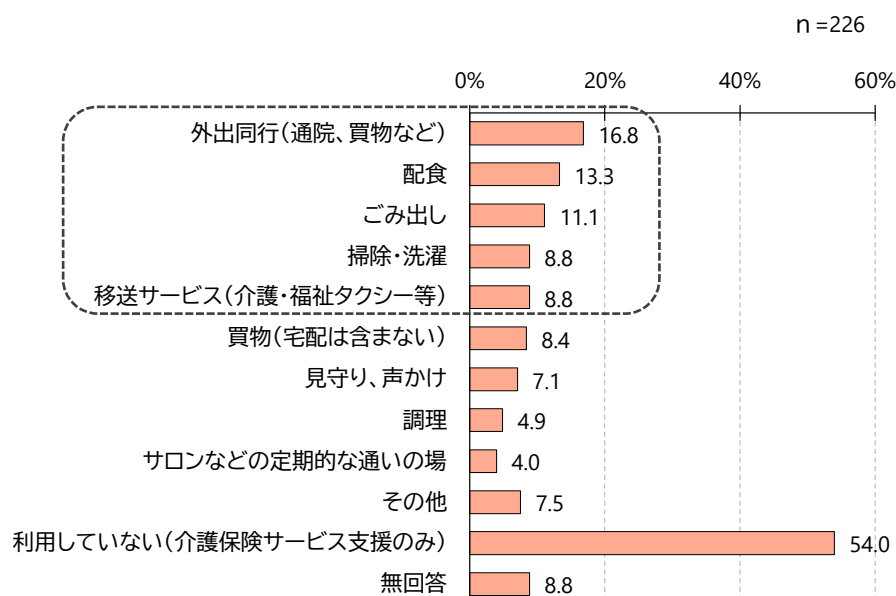
① 世帯類型について教えてください。

「その他」が41.6%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が29.2%、「単身世帯」が25.2%となっています。



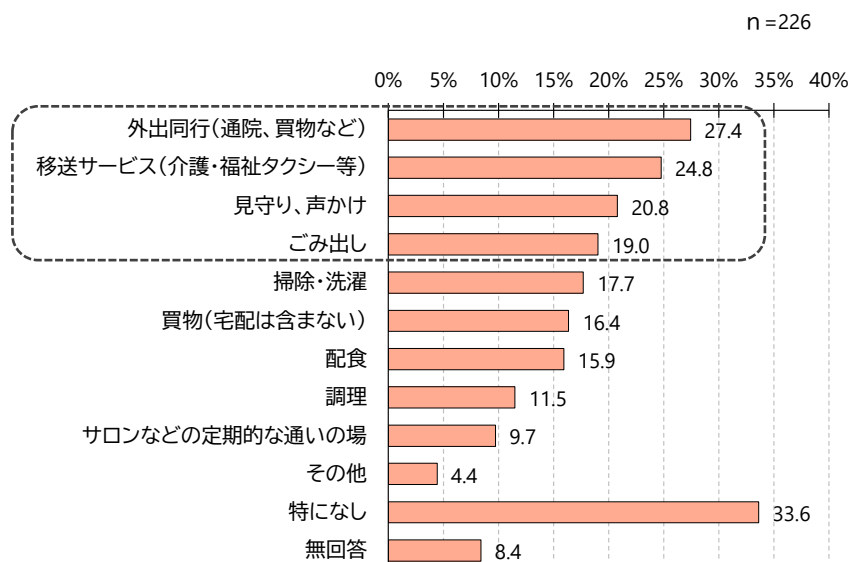
② 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて教えてください。(複数回答)

「外出同行(通院、買物など)」が16.8%、「配食」が13.3%、「ごみ出し」が11.1%、「掃除・洗濯」及び「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が8.8%となっています。また、「利用していない(介護保険サービス支援のみ)」が54.0%と最も多くなっています。



- ③ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について教えてください。(複数回答)

「外出同行(通院、買物など)」が27.4%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が24.8%、「見守り、声かけ」が20.8%、「ごみ出し」が19.0%となっています。また、「特になし」が33.6%と最も多くなっています。

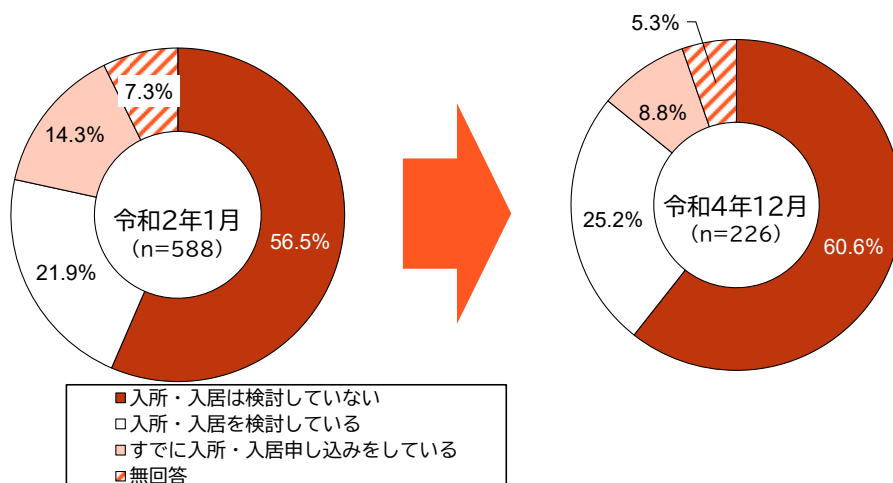


- ④ 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください。

「入所・入居は検討していない」が60.6%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が25.2%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が8.8%となっています。

今回調査と前回調査を比較して、「入所・入居は検討していない」と「入所・入居を検討している」の割合が3~4ポイントほど増加しています。

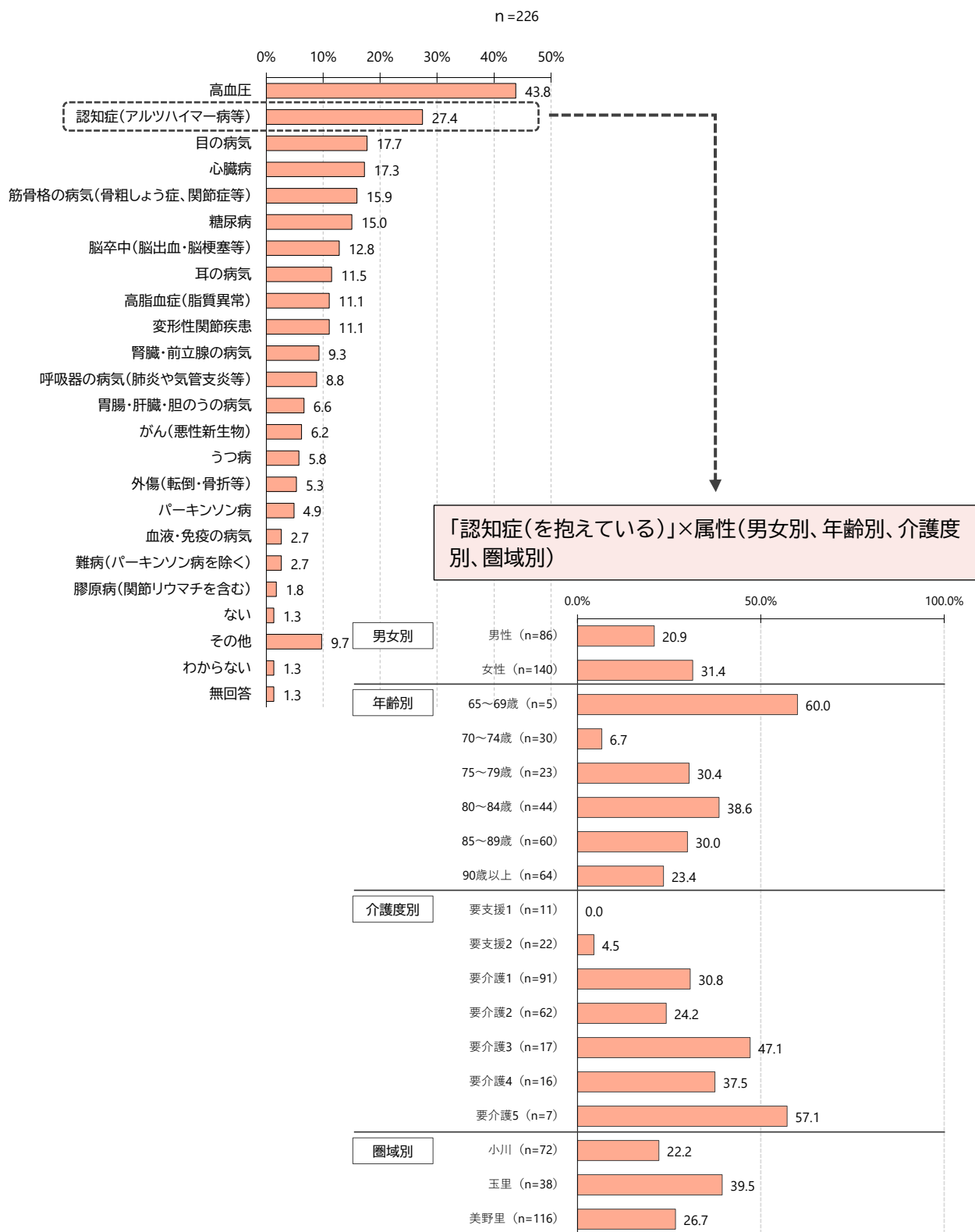
前回調査(令和2年1月)結果の比較と今回調査(令和4年12月)結果



第1部 総論

⑤ ご本人(あて名の方)が、現在抱えている傷病について教えてください。(複数回答)

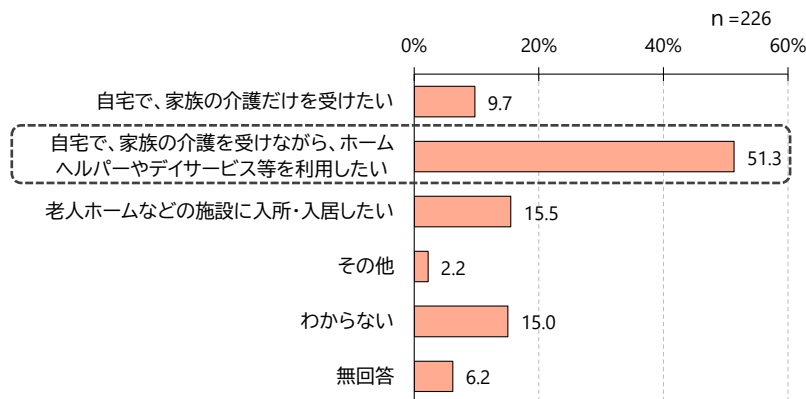
「高血圧」が43.8%と最も多く、次いで「認知症(アルツハイマー病等)」が27.4%、「目の病気」が17.7%、「心臓病」が17.3%となっています。また、「認知症(アルツハイマー病等)」と答えた人を男女別で見ると女性が男性より多く、年齢別では65~69歳が6割で最も多く、次いで80~84歳が約4割となっています。介護度別では要介護5が5割を超えて最も多く、次いで要介護3が約5割で、圏域別では玉里が約4割で最も多くなっています。



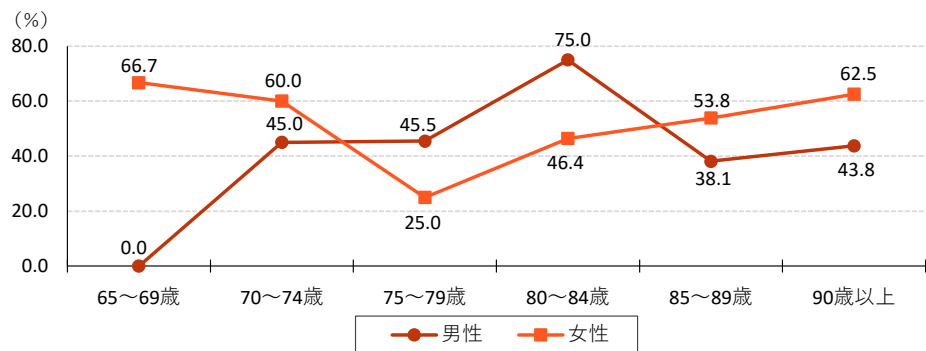
⑥ あなたは、今後、どのような介護を受けたいと思いますか。

「自宅で、家族の介護を受けながら、ホームヘルパーやデイサービス等を利用したい」が51.3%と最も多く、次いで「老人ホームなどの施設に入所・入居したい」が15.5%、「わからない」が15.0%、「自宅で、家族の介護だけを受けたい」が9.7%、「その他」が2.2%となっています。

「自宅で家族の介護を受けながら、ホームヘルパーやサービス等を利用したい」と答えた人を男女別・年齢別でみると、女性は65～69歳が66.7%で最も多く、男性は80～84歳が75.0%で最も多くなっています。



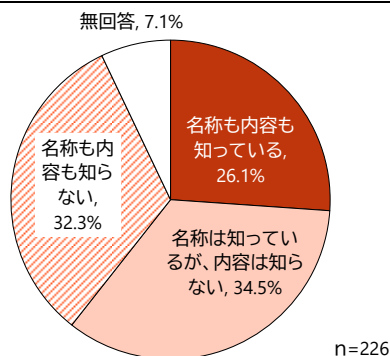
「自宅で家族の介護を受けながら、ホームヘルパーやサービス等を利用したい」×属性(男女別×年齢別)



【実数】	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
男性 (人)	0	9	5	12	8	7
女性 (人)	2	6	3	13	21	30

⑦ 成年後見制度を知っていますか。

「名称は知っているが、内容は知らない」が34.5%と最も多く、次いで「名称も内容も知らない」が32.3%、「名称も内容も知っている」が26.1%となっています。



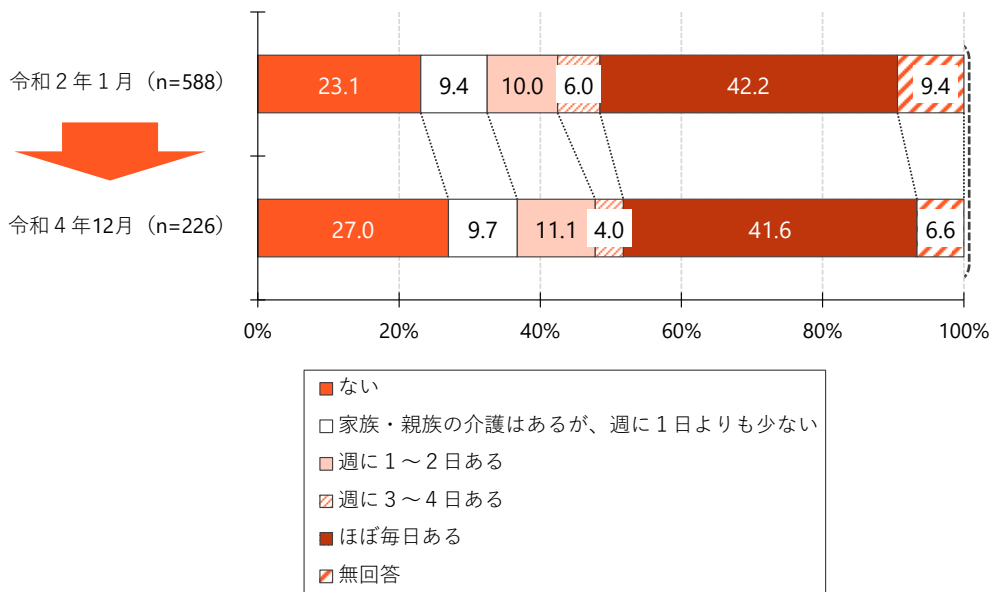
第1部 総論

- ⑧ ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)。

「ほぼ毎日ある」が41.6%と最も多く、次いで「ない」が27.0%、「週に1～2日ある」が11.1%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」が9.7%、「週に3～4日ある」が4.0%となっています。

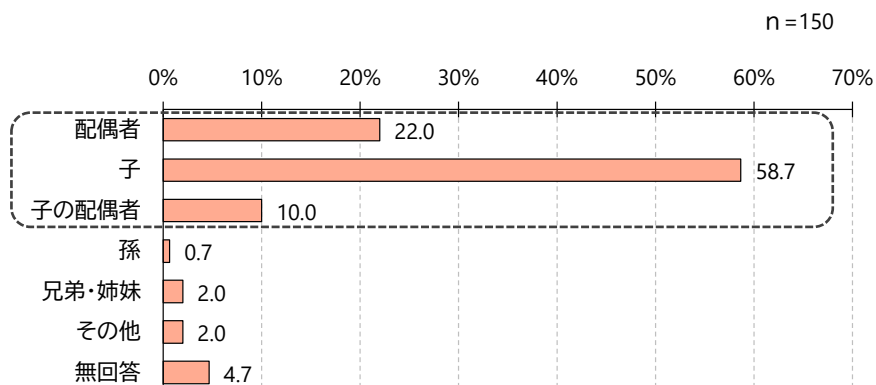
今回調査と前回調査を比較して、「(家族や親族の方からの介護が)ほぼ毎日ある」の割合をみても大きな差はありません。

前回調査(令和2年1月)結果と今回調査(令和4年12月)結果の比較



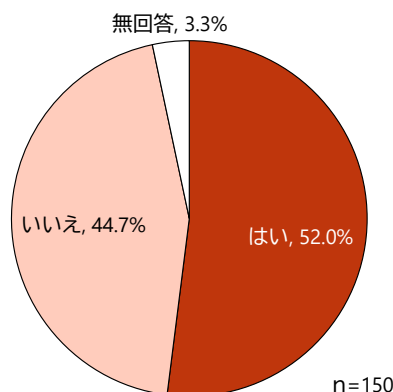
- ⑨ 主な介護者の方(主に介護している方)はどなたですか。

「子」が58.7%と最も多く、次いで「配偶者」が22.0%、「子の配偶者」が10.0%、「兄弟・姉妹」及び「その他」が2.0%となっています。



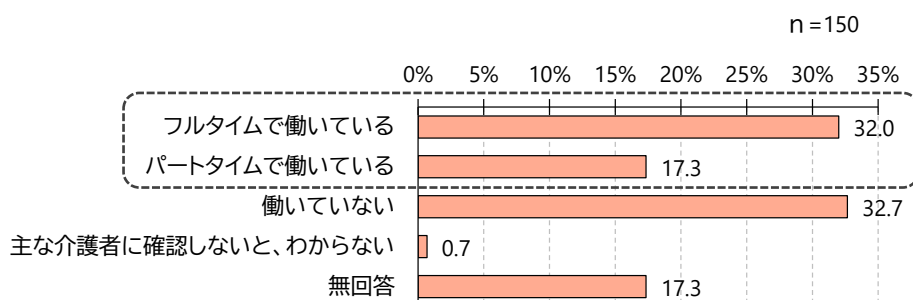
⑩ 主な介護者の方は、介護を1人で担っていますか。

「はい」が52.0%、「いいえ」が44.7%となっています。



⑪ 主な介護者の方の現在の勤務形態について教えてください。

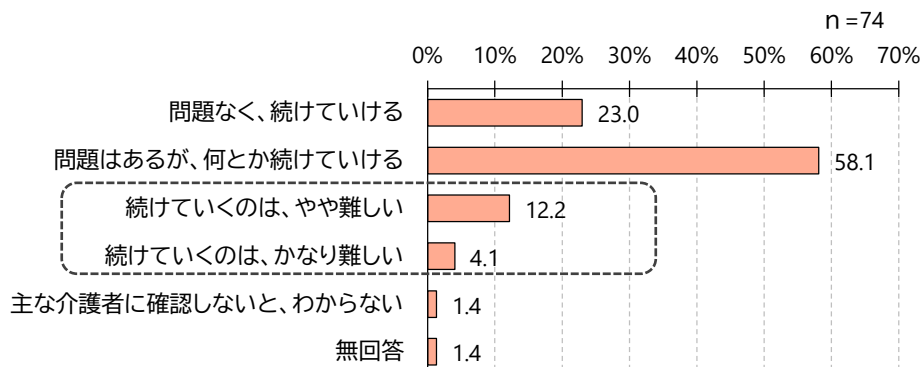
「働いていない」が32.7%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が32.0%、「パートタイムで働いている」が17.3%となっています。



⑪で「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」と回答した方

⑫ 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

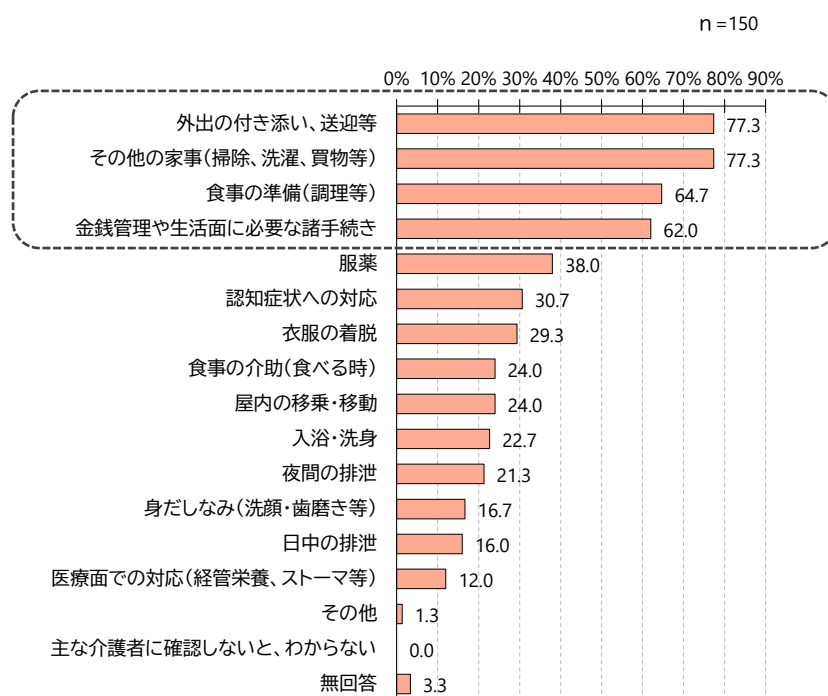
「問題はあるが、何とか続けていける」が58.1%と最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が23.0%、「続けていくのは、やや難しい」が12.2%、「続けていくのは、かなり難しい」が4.1%となっています。



第1部 総論

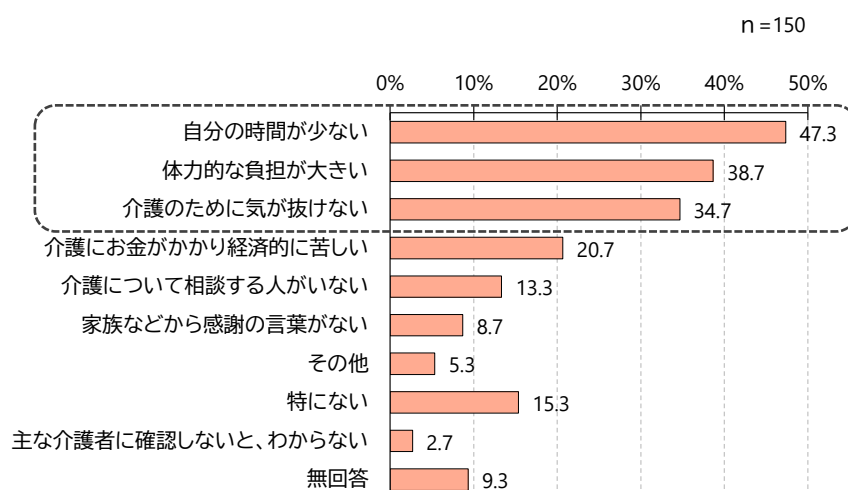
⑬ 現在、主な介護者の方が行っている介護等について教えてください。(複数回答)

「外出の付き添い、送迎等」及び「その他の家事(掃除、洗濯、買物等)」が77.3%、「食事の準備(調理等)」が64.7%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が62.0%、「服薬」が38.0%となっています。



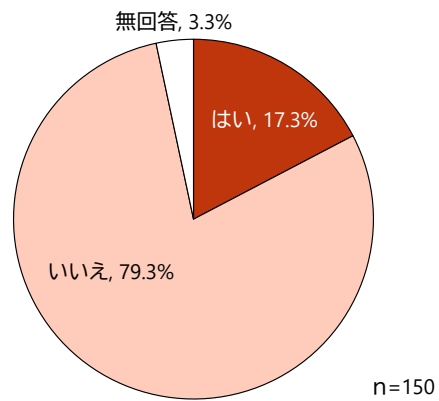
⑭ 主な介護者の方は、介護をしていてどんなことに苦労を感じますか。(複数回答)

「自分の時間が少ない」が47.3%と最も多く、次いで「体力的な負担が大きい」が38.7%、「介護のために気が抜けない」が34.7%、「介護にお金がかかり経済的に苦しい」が20.7%となっています。また、「特にない」が15.3%となっています。



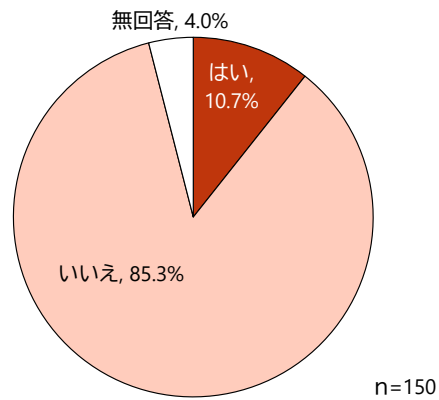
⑮ 主な介護者の方は、複数の高齢者を介護していますか。

「はい」が17.3%、「いいえ」が79.3%となっています。



⑯ 主な介護者の方は、子どもや孫の育児をしながら介護をしていますか。

「はい」が10.7%、「いいえ」が85.3%となっています。



第4節 現状と傾向、課題のまとめ

1. 進行する高齢化、健康づくり、幸せづくりのさらなる増進が必要

本市の総人口は減少傾向にあり、年齢構成別にみると高齢者（65歳以上）の増加率が顕著で、全国の高齢化率を上回る推計となっています。このうち、特に後期高齢者（75歳以上）が占める割合の増加が大きく、令和22（2040）年には約5人に1人が後期高齢者（75歳以上）となる予測です。

一方、アンケート調査結果から、市内の高齢者のうち8割弱が健康であると感じ、6割以上が幸せの度合いが高く、多くの高齢者が暮らしの充実につながっている状態にあることがわかります。加えて、約3人に1人が収入のある仕事に就いており、そのうち、7割以上が健康な限り仕事を続けていきたいと考えていることから、就労意欲の高い高齢者が多くいることもうかがえます。

今後、2040年問題を見据え、前期高齢者（65～74歳）の介護予防の意識と参加を進め、後期高齢者（75歳以上）も引き続き健康であり続けられるよう健康づくり、幸せづくりにつながる取組を増進させていくことが重要です。

2. いくつになっても自分らしく地域で過ごしていくために必要な取組の推進

市内のひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、認知症を発症するリスクが高まる年齢層の後期高齢者（75歳以上）は今後も増え続ける予測です。

そのため、地域での孤立化や家庭内だけで悩みや不安を抱えてしまい、つらい思いをする高齢者をなくすためにも、身近な相談支援の充実が求められます。

アンケート調査結果から、特に、男性は相談相手や頼れる相手として配偶者が多い傾向にあるため、日ごろから交流の機会や相談相手を増やしていくことも様々なリスク回避につながる重要な取組です。

また、介護者が不安に感じることで認知症状への対応が最も多い一方で、認知症に関する相談窓口や成年後見制度、フレイル[※]に対する認知・理解が2割程度と低いことから、これらの取組の周知の徹底や認知症対策への取組の拡充が求められます。

また、本市の在宅で介護を受けている高齢者の6割が施設等への入居・入所は検討しておらず、半数以上が“自宅で”何らかの介護を受けながら過ごしたいと考えていることから、引き続き地域で健やかに暮らしていくための方策が求められます。

自宅で介護を受けながら生活していくためには、特に、介護者の負担軽減が必要となりますが、現時点では、介護者の約6割が介護による離職はなく、およそ半数がフルタイムもしくはパートタイムで働いており、そのうち15%以上が仕事と介護の両立が困難であると感じています。さらに、複数の高齢者を介護していたり、子どもや孫の育児をしながら介護をしている方も1割程度いることから、こうした介護者やその家庭にとって適切な支援が届くよう体制を強化していく必要があります。

※フレイルについては、43ページの「フレイルとは」を参照ください。

3. これからも安心して過ごしていける環境づくりへの取組の重要性

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、外出を控えたり、機会を失ってしまった高齢者は多いと推察されます。

アンケート調査結果では、外出を控える人の割合が高くなっており、介護予防の取組や活動、交流、近所への散歩や買物などの頻度が減ることで、健康面の悪化や要介護の重度化が懸念されます。今後、感染症拡大や災害等緊急時の対策について、地域活動団体や事業所等とも連携して強化・推進していく必要があります。

そのためには、これまで令和7（2025）年に向けて取り組んできた、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、そして機能強化に向けた体制の検討や、医療と地域をより密接につないでいく仕組みづくりを検討していく必要があります。

4. 介護者の負担軽減と地域で暮らし続けるためのサービス提供量の検討

本市の介護認定率は増減を繰り返しながら推移していますが、14%台でとどまっており、令和5（2023）年度現在の要介護認定率は全国や県、近隣市町と比べて特に低く、重度認定者（要介護3～5）の割合は全国や県と比べるとやや高いものの、近隣市町と比べると比較的低い傾向にあり、これは、要介護1、2の段階でとどめられていることが一因と考えられます。

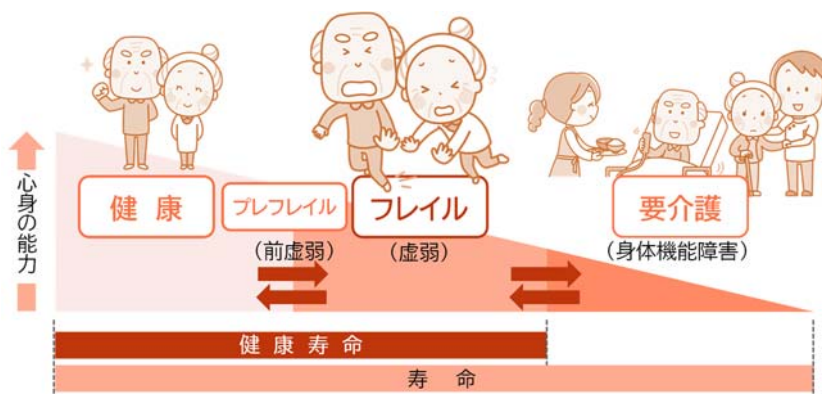
一方、在宅サービスの受給率が低く、現時点では元気な前期高齢者（65～74歳）が多いためであると考えられますが、今後、後期高齢者（75歳以上）が増加していく予測を考えると、在宅サービスを段階的に充実させていくことを視野に入れた、介護保険サービスの提供も検討していく必要性があると考えます。

フレイルとは

フレイルとは、加齢とともに運動機能や認知機能の低下がみられる状態を指します。閉じこもりや社会的孤立などの原因になるとされており、高齢者が増えている現代社会において、早めの気づきや正しい治療・予防が重要であり、健康寿命の延伸や介護予防にとって、フレイル対策が大きな課題になっています。

フレイルの予防として、慢性疾患の適切な治療、慢性的な栄養不足の改善、筋力低下に対して無理のない運動療法などがあり、筋力をつけるため、良質なたんぱく質やビタミン類の摂取が必要になります。

また、高齢者は免疫力が低下するため、感染症にかかりやすく、早めのワクチン接種を行うことが大切です。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な視点

1. 2040年を見据えた取組に向けた検討

前述のとおり、『2040年問題』といわれる団塊ジュニア世代が前期高齢者（65歳以上）となる介護保険制度の節目の時期が訪れるまで、20年を切っています。

小美玉市においても、令和22（2040）年には約5人に2人が高齢者、5人に1人は後期高齢者（75歳以上）となる予測です。

本市の担い手の多くが高齢者となる中で、令和22（2040）年以降の小美玉市が“どのようなまちになっていきたいか”、そのために“どのような取組を今から進めていくべきか”について、第9期計画から検討を始めます。

①2040年の“ありたい”小美玉市の高齢社会イメージ

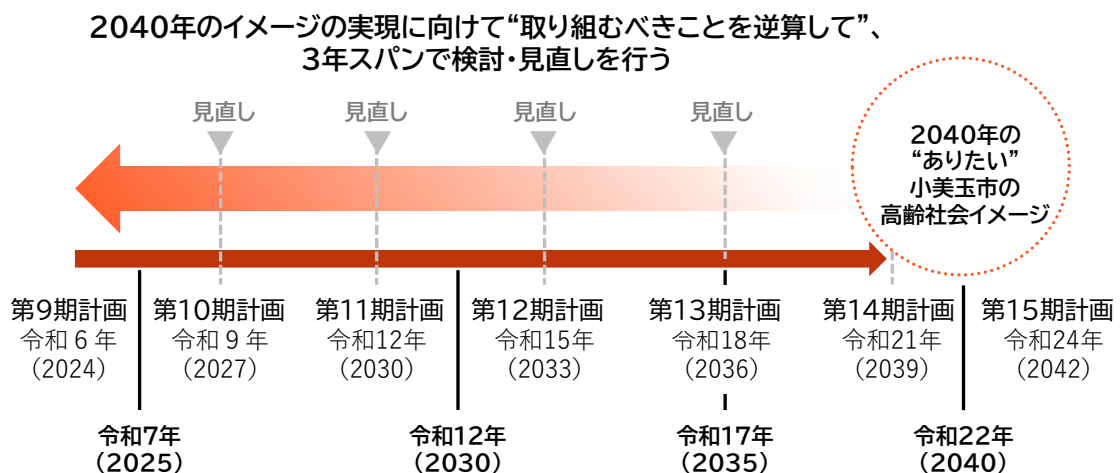
増加傾向にある高齢者数に対して、総人口は減少傾向にあることから、健康な高齢者が増え続けていくことを考慮した施設やサービスの整備を推進します。

これらを一体的に推進していくため、関連する施策を総括した令和22（2040）年の“ありたい”小美玉市の高齢社会イメージとして、「元気な高齢者が多く、介護が必要な高齢者が少ないまち。高齢者自身が、まちづくりに主体的に関わり、貢献しているまち」を設定し、その実現に向けた具体的な取組について、検討を進めていきます。

②3年ごとの見直しのイメージ

令和22（2040）年を見据えた取組では、市の現状やこれまでの取組実績を踏まえた内容であるとともに、令和22（2040）年の“ありたい”小美玉市の高齢社会イメージをめざした工程が必要です。

また、同工程では、本計画である介護保険事業計画が3年ごとに見直しを行っていくことから、令和22（2040）年を見据えた取組の検討も、3年ごとの見直しを図りながら社会情勢や国、県の動向を踏まえて柔軟に検討、調整し実行するものとします。



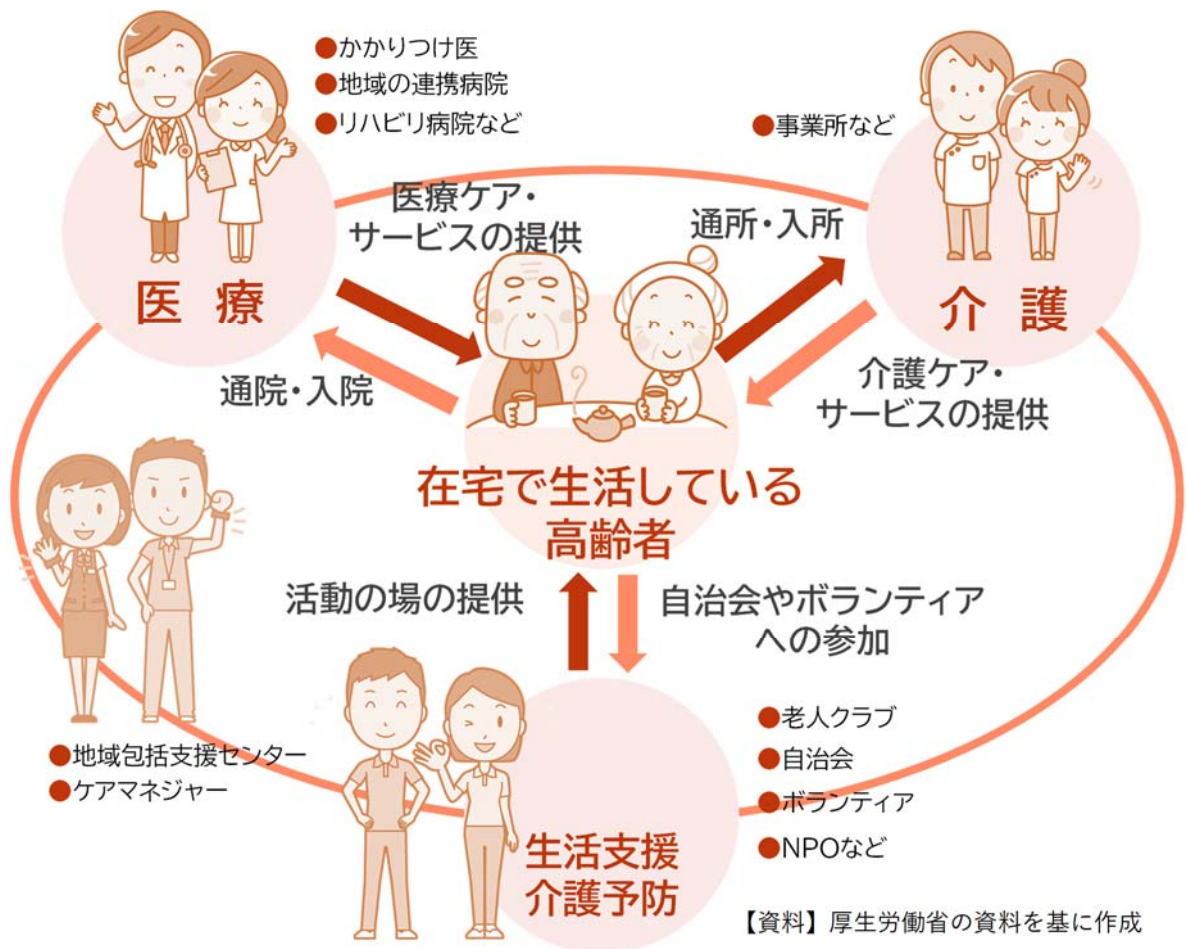
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進・拡充

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

第9期となる本計画の期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）には、上記の目途としていた令和7（2025）年を迎えます。平成24年の介護保険制度改正以降から進めてきた地域包括ケアシステムの構築及びその深化・推進により、地域及び関係機関との連携体制の充実、市民意識の醸成、取組の周知などが図られ、その役割・機能は徐々に拡充しています。

今後、令和22（2040）年には、本市の後期高齢者（75歳以上）は市の人口の約5分の1の23%まで増加する予測となっており、引き続き、地域包括支援センターの機能強化による関係機関との連携をはじめ、地域ケア会議の開催や協議体の活用などを推進する支援体制を確実に実行していくとともに、ますます重要になる地域包括ケアシステムの機能の拡充を図ります。

■地域包括ケアシステムの姿



3. 介護人材の確保

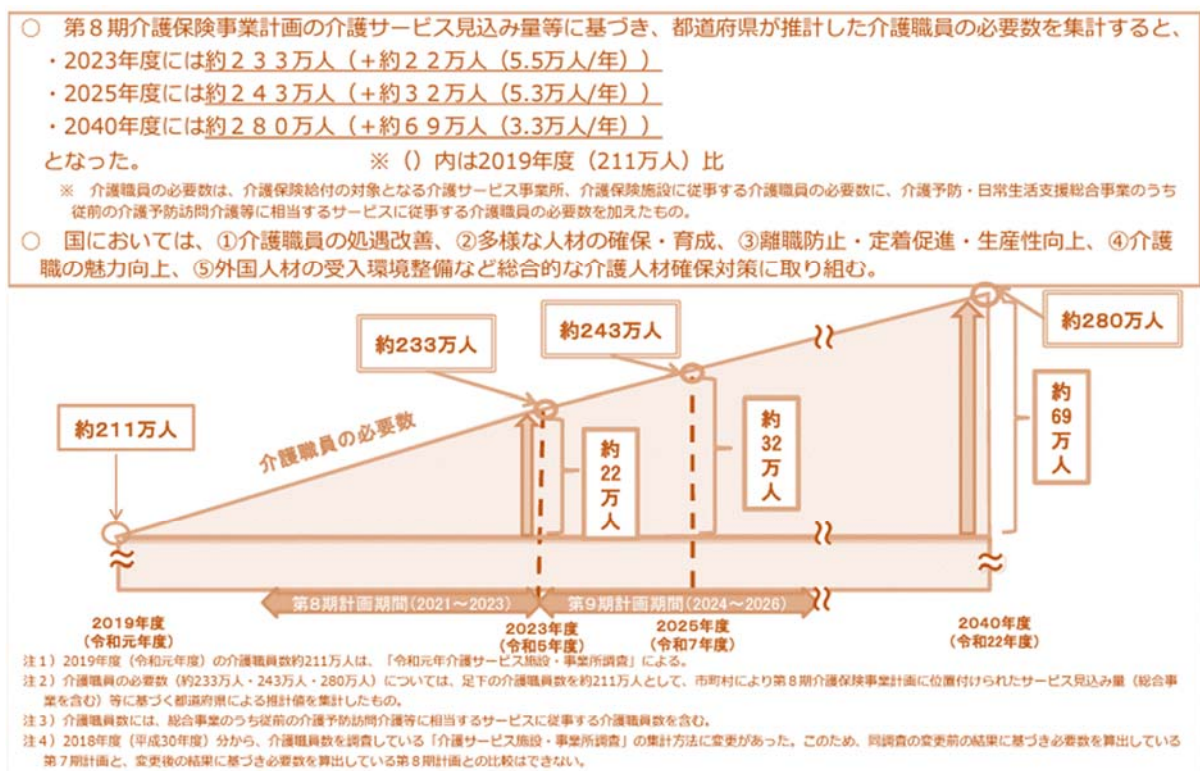
全国的な傾向として、進行し続ける高齢化と現役世代の急減が予測される中、重大な問題としてあげられるのが“介護人材の不足”です。

厚生労働省が令和3年に公表した資料によると、令和元年度に介護職員として働いていた人数(約211万人)を基準として、将来必要となる介護職員を推計したところ、令和7(2025)年度に約243万人、令和22(2040)年度には約280万人となり、年間約5万5,000人の介護人材を増員する必要があると推測しています。

国では、その改善策として、介護職員の処遇改善や多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境の整備など総合的な対策を推進しています。

本市では、これまでも市内事業所と連携して介護人材確保に向けた周知や研修会の開催などの施策を推進していますが、今後はより取組を強化するとともに、介護人材の発掘、育成、定着促進及び介護職の魅力普及等、各種施策を積極的に検討・推進し、介護人材の確保に努めます。

■ 介護職員の必要数について



【資料】厚生労働省 別紙1『第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について』

4. 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり

近年の災害発生状況を踏まえると、日ごろから事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや物資の備蓄及び調達状況の確認を行うことが重要であることから、事業所等で策定している災害に関する具体的な計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路、避難方法等の確認を促す取組を行います。

また、本市の地域防災計画における取組とも連携・協働しながら、市民一人ひとりの災害に対する意識や知識の向上、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応・救援体制づくりを推進します。

さらに、日ごろから事業所等と連携し、感染症などへの対応訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要であることから、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、研修の充実を図ります。



第2節 基本理念

第9期計画の基本理念は、高齢化の進行に伴う2040年問題を見据え、地域における高齢者の実状と、“ありたい”小美玉市の高齢社会のまちづくりを考慮するとともに、第8期計画の基本理念『好きだから このまちでずっと 過ごすために— 地域で支えるまちづくりをめざして —』を尊重し、また、市の最上位計画である「小美玉市第2次総合計画」のまちづくりの将来像『「ひともの 地域」が輝き はばたくダイヤモンドシティ～見つける。みがく。光をあてる。～』や、福祉分野における上位計画である「第3次小美玉市地域福祉計画」の基本理念『ぬくもりあふれるまちづくり』とも整合性を図ります。

これらを踏まえ、第9期計画では、高齢者がさらに元気にいきいきと、希望を持って地域で過ごし続けていけるまちづくりをめざして、『いつまでも 輝き続ける このまちでずっと — 誰もがいきいきと暮らせる地域づくりをめざして —』を基本理念とします。

【第9期計画の基本理念】

**いつまでも 輝き続ける このまちでずっと
— 誰もがいきいきと暮らせる地域づくりをめざして —**

第3節 基本目標

基本理念『いつまでも 輝き続ける このまちでずっと — 誰もがいきいきと暮らせる地域づくりをめざして—』の実現を図るために、4つの基本目標を掲げ、各目標に沿った施策の設定と事業を推進します。

基本目標Ⅰ いつまでも輝き続ける元気・幸せづくりの推進

すべての高齢者が年齢を問わず、いつまでも元気で幸せに日々を過ごせるよう、運動やスポーツをはじめとした健康づくりや生活習慣病の予防につながる定期的な健診の推進、さらには、地域での活動や働くことでやりがいや生きがいを発揮し、これから先も生きる力を育み、充実感、達成感が満ちる施策を推進します。

基本目標Ⅱ 自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進

認知症状のある人も、ひとり暮らしの高齢者も、高齢夫婦のみの世帯も、誰もがいつまでも地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、認知症対策や、虐待防止、経済的な側面の支援、医療・介護の支援などが必要な人に十分に行き届く体制づくりと、地域での見守りや交流の機会を創出する施策を推進します。

基本目標Ⅲ 人と地域と資源をつなぐまちづくりの強化・推進

高齢者の安心・安全の確保、健康づくり、生きがいづくりを地域で一体となって推し進めていけるよう、災害対策や感染症の拡大防止、防犯対策など、地域の実状を勘案しながら、市全域で取り組む仕組みづくりを検討するとともに、また、様々な分野が横断し多機関が連携する“地域包括ケア”の機能強化・拡充を図る施策を推進します。

基本目標Ⅳ 適切な介護サービスの提供と質の向上

介護予防から介護・介助支援まで、誰もが利用しやすい介護サービスの提供に努めるとともに、適切なサービスの提供を計画的に推進し、介護保険事業の円滑な運営に努める施策を推進します。

第4節 施策の体系

基本目標に沿った施策の体系は次のとおりです。

※【新規】は新規施策・事業

基本目標	施策の方向	施策
Ⅰ いつまでも輝き続ける元気・幸せづくりの推進	1 介護予防・健康づくりの推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (2) 健康づくりの推進
	2 趣味や生きがいづくりの促進	(1) 生涯学習活動 (2) スポーツ活動 (3) 敬老事業 (4) 老人クラブ活動の補助及び活動支援
	3 就労支援の促進	(1) シルバー人材センター (2) 就労的活動支援コーディネーターの配置
	4 2040年を見据えたまちづくりの推進【新規】	(1) 2040年を見据えたまちづくりの検討【新規】 (2) 高齢者の活性化に向けたネットワークの構築の検討【新規】
Ⅱ 自分らしく暮らし続けられる地域づくりの推進	1 認知症施策の推進	(1) 支援体制の促進 (2) 認知症への理解を深めるための取組 (3) 認知症の方及び家族に対する支援
	2 在宅での生活を続けるための支援	(1) 在宅福祉サービスの充実
	3 高齢者の権利擁護の推進	(1) 権利擁護による日常生活の支援
	4 高齢者虐待の防止	(1) 虐待防止に向けた取組
	5 介護者への支援	(1) 介護者支援のための取組
	6 情報取得・相談支援体制の充実【新規】	(1) 情報発信・取得手段の充実【新規】 (2) 多様な相談に対応する相談支援体制の充実【新規】
Ⅲ 人と地域と資源をつなぐまちづくりの強化・推進	1 地域包括支援センターの事業の推進	(1) 介護予防ケアマネジメント事業 (2) 総合相談支援事業 (3) 権利擁護事業 (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援 (5) 地域包括支援センターの機能強化 (6) 地域包括ケア会議の推進
	2 茨城型地域包括ケアシステム推進事業	(1) 地域ケアコーディネーターの配置 (2) サービス調整会議の開催 (3) 在宅ケアチームの活動
	3 在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護の資源の把握及び情報提供の充実 (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議 (3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築 (4) 在宅医療・介護関係者の相談窓口の設置 (5) 関係市町村の連携 (6) 医療・介護関係者の研修
	4 地域の課題把握・解決策の検討	(1) 地域包括ケア会議の推進 (2) 協議体 (3) 生活支援コーディネーター
	5 ボランティア活動の促進	(1) 福祉員制度の充実 (2) ボランティア等の育成・支援 (3) 福祉教育の充実
	6 安心・安全なまちづくりの促進	(1) 居住安定に係る施策との連携 (2) 施設サービスの充実 (3) 多様な住まい方の促進 (4) 安心・安全な生活環境の整備

IV 適切な介護サービスの提供と質の向上	1 介護保険制度に関する情報提供の充実	(1) 介護保険制度に関する情報提供 (2) 各種相談・苦情等への対応 (3) 県等と連携した相談・苦情等への対応
	2 介護サービスの質の向上	(1) 介護サービス情報の公表 (2) サービスの質の向上
	3 介護保険事業量及び事業費の見込みと確保の方策	(1) サービス事業量の実績と見込み、確保の方策 ○介護給付 ○予防給付 ○市町村特別給付 （ア）給付費等の見込み （イ）基準月額介護保険料の算出 （ウ）所得が低い方への対応
	4 介護人材の確保・業務の効率化	(1) 介護人材の確保 (2) 質の向上・業務の効率化
	5 介護給付適正化計画	○第8期計画における取組 ○第9期計画における取組



各論

基本目標Ⅰ いつまでも輝き続ける

元気・幸せづくりの推進

施策の方向1 介護予防・健康づくりの推進

将来を見据え、元気な高齢者を増やす施策は高齢者施策の中でも重要な取組の一つです。

運動や趣味、就労などの生きがいづくりは心身の基盤づくりにつながります。介護が必要な状態になる以前から、介護予防に積極的に関わり、定期的な健康診査やフレイル予防を習慣化していくことが大切です。

介護予防・日常生活支援総合事業は、これまで取り組まれてきた介護予防を、より介護に関わる関係機関や地域と連携し、一体的な取組として推進するために見直されたものです。特に、機能回復訓練の一環であるリハビリテーションは、高齢による衰弱をできるだけ遅らせる効果があるとともに、病気やけがで入院した高齢者の退院後も、地域で健康に暮らしていくための体づくりや、こころの活力にも大きな影響を及ぼすため、内容の充実に努めていきます。

また、心身機能の低下(フレイル)の予防は、口腔環境に関わるオーラルフレイル予防と合わせ、率先して取り組むことが介護予防につながることから、市民への啓発と習慣化に取り組めます。

施策(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・生活支援サービス

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービスでは、要支援者・事業該当者(基本チェックリストでの該当者)、弾力化による要介護認定者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護相当・介護予防通所介護相当のサービスに加え、住民主体の支援等を含め、多様なサービスの導入に向けた検討を進めます。

具体的な施策 1 訪問型サービス (介護予防訪問介護相当)

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)等が自宅を訪問して、利用者の身体介護や生活援助を支援し、介護予防を図ります。			

具体的な施策 2 通所型サービス (介護予防通所介護相当)

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		通所事業所において、入浴・食事の提供とその介護のほか、日常生活を想定しつつ、運動器の機能向上等の機能回復訓練や栄養改善のための指導などを行うことによって、介護予防を図ります。			

具体的な施策 **3** 通所型サービス A（基準緩和型サービス）

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		事業への参加のみではなく、地域での継続した介護予防活動につながるよう事業のあり方を検討します。			

具体的な施策 **4** 通所型サービス C（短期集中予防サービス）

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>保健・医療の専門職により、生活機能の改善・維持を目的とした短期集中介護予防サービスです。</p> <p>運動器の機能向上プログラムや口腔機能向上のためのプログラムなどを多様に取り入れた教室を行い、生活環境のアプローチを考慮した介護予防メニューの充実を図ります。</p>			

具体的な施策 **5** 高額介護予防サービス費相当

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		所得が低い方への対応として、指定事業者による総合サービスのサービス提供を受けた利用者の負担軽減を図ります。			

具体的な施策 **6** 高額医療合算介護予防サービス費相当

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		高額介護予防サービス費相当事業により、利用負担額を軽減した後においてもなお残る負担額と、医療保険の自己負担額を合算した額が年間上限を超えた場合において、利用者の負担軽減を図ります。			

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業では、本市の独自財源で行う事業と地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていきます。

また、高齢者の自立支援に資する取組を推進するため、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら効果的・効率的な取組となるよう、PDCAサイクルに沿って取組を推進するとともに、地域の通いの場において健康づくりを意識できるような機会を充実させます。

さらには、高齢者の心身の状態は、自立から、フレイル、要支援、要介護へと可変的であることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進を図りながら、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることにより、疾病予防・重度化防止(予防)を図ります。

具体的な施策 7 介護予防把握事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	医療保険課 地域包括支援センター		
事業概要		地域の高齢者の状況を効率的、効果的に収集することにより、物忘れや閉じこもり等の支援を必要とする人の早期発見・早期対応を目的としています。その情報を介護予防活動へ結びつけていきます。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
各事業に関連した調査結果(件)		317	332	342	380	380	380

具体的な施策 8 介護予防普及啓発事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		パンフレットやリーフレット等の資料を作成し配布します。 また、住民のニーズに合わせ、介護予防に関する知識の普及及び啓発を支援します。 その他、広報紙やホームページ、各種イベントを通じて、介護予防に関する普及啓発に努めます。			



▲介護予防体験(ズンバゴールド)



▲介護予防体験(体幹トレーニング)

具体的な施策 **9** 地域介護予防活動支援事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		介護に関する知識を得た住民が、自らの介護予防に取り組めるよう支援します。また、介護予防活動を担うボランティアの育成を図ります。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
シルバーリハビリ体操 教室支援数(回)	398	568	648	650	650	650
ボランティア育成 (回)	8	6	6	5	5	5

具体的な施策 **10** 一般介護予防事業評価事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その結果に基づき事業全体の改善を行います。				

具体的な施策 **11** 地域リハビリテーション活動支援事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		リハビリテーション専門職等が地域包括ケア会議や住民の運営する通いの場へ出向き、介護予防に対する総合的な支援を実施します。 また、茨城県がリハビリ専門職団体と締結した事業を活用した活動支援を行っていきます。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域リハ派遣回数 (回)	3	5	5	5	5	5
参加者数 (延べ人)	34	81	80	80	80	80



▲シルバーリハビリ体操教室

施策(2) 健康づくりの推進

具体的な施策 12 各種健康診査・保健指導の受診率の向上

方針	継続	主担当課	医療保険課	関係課	健康増進課
事業概要		健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病を予防するため、各種健康診査や保健指導の実施に関する周知を強化し、受診率の向上を図ります。			

具体的な施策 13 がん検診の普及啓発と受診率の向上

方針	継続	主担当課	健康増進課	関係課	医療保険課
事業概要		がん検診の意義や有効性について、様々な機会を通じて普及啓発活動を行い、受診率の向上を図ります。			

具体的な施策 14 多様な主体と連携した健康づくり

方針	統合	主担当課	健康増進課	関係課	医療保険課 介護福祉課
事業概要		既存の地区組織活動及び地域活動をしている関係団体等の支援を強化し、市民・地域が主体となった健康づくり活動が展開できるよう、関係機関との協働・連携を進めます。			



▲保健指導（代謝アップ教室）



▲健康診査会場の様子



◀保健指導（ほねぶと講演会）

施策の方向2 趣味や生きがいがづくりの促進

生きがいがづくりは、高齢者本人の生きる活力につながるとともに、趣味やスポーツ活動等を通して人と交流することで、地域での孤立化を防ぎ、まち全体の活性化にもつながります。

そのため、高齢者の活動意欲を高め、人との交流を促進し、生きがいを持って生活していくことができるよう、老人クラブ活動の促進をはじめ、生涯学習やスポーツ活動などとも連携を図り、参加しやすく活動しやすくなるような取り組みを推進します。

また、地域の活動団体である老人クラブの活性化に向けた補助及び活動支援を推進します。

施策(1) 生涯学習活動

具体的な施策 15 生涯学習活動

方針	継続	主担当課	生涯学習課	関係課	介護福祉課	
事業概要		ライフステージに応じた学習機会の提供の一環として、高齢期を対象に実生活に即した教養の向上や趣味の活動、社会参加による生きがいを高めることを目的として各種講座・移動教室・講演会等を実施します。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
高齢者大学 (講座数)	0	9	10	10	11	12

施策(2) スポーツ活動

具体的な施策 16 スポーツ活動

方針	継続	主担当課	スポーツ推進課	関係課	生涯学習課・介護福祉課・健康増進課	
事業概要		高齢者の活動機会の増加や健康・体力の保持につながるよう、スポーツイベントや各種スポーツ教室等を開催し、健康づくりを推進します。 市民がライフステージに応じたスポーツ活動を安全・安心に行えるようにスポーツ施設の整備や利用者の利便性の向上を図ります。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
スポーツ・レクリエーション・イベント等の開催(スポレクデー参加者数)	中止	1,100	6,220	6,540	6,860	7,180
スポーツ施設延べ利用者数(人)	151,924	136,888	160,000	220,700	227,200	233,700

施策(3) 敬老事業

具体的な施策 17 敬老事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		高齢者の長年の社会貢献に対して感謝と敬意を表するため、長寿を祝います。 住民自らが地域福祉に対する理解と協力を深め、高齢者の健康と生きがいづくり、社会参加、ふれあいのネットワークづくり等を実施する地区敬老会事業を支援していくことで、高齢者が安心して自立した生活ができるまちづくりを推進します。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
集落敬老会実施団体数 (団体)	99	103	109	109	109	109

施策(4) 老人クラブ活動の補助及び活動支援

具体的な施策 18 老人クラブ活動の補助及び活動支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や交通安全運動、防犯対策、生きがい活動・ニュースポーツ等の取組が行われ、生きがい対策と健康づくり対策等が進められています。今後とも、高齢者がいきいきと暮らせるように、老人クラブへの補助及び活動支援に努めます。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
老人クラブ活動団体数 (団体)	56	53	52	60	60	60



▲グラウンドゴルフ



▲ボランティア活動

施策の方向3 就労支援の促進

就労活動は、経済的な側面のみならず、生きがいや社会参加に通じる場所があり、特に地域活動に参加する割合が一般的に低い男性では、そうした活動よりも就労活動のほうが社会参加しやすい場合もあることが想定されるため、高齢者の就労の機会創出を検討していく必要があります。

そのため、就労に関わるシルバー人材センターの運営支援をはじめ、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討するなど、高齢者の就労環境の整備に努めます。

施策(1) シルバー人材センター

具体的な施策 19 シルバー人材センター運営の支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、シルバー人材センターの運営を支援します。高齢者の持つ様々な知識や経験を生かせる就労機会を創出することで、臨時的・短期的な仕事を提供するとともに、高齢者の自立と生きがいづくりにつなげていきます。					
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
シルバー人材センター 登録会員数(人)	881	860	910	920	930	940

施策(2) 就労的活動支援コーディネーターの配置

具体的な施策 20 就労的活動支援コーディネーターの配置

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要	高齢者の社会参加を促進することにより、健康寿命の延伸や介護予防に貢献できるよう就労的活動支援コーディネーターの配置を検討し、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と、就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、地域の担い手としての高齢者の活用や、高齢者のニーズに合った就労先の支援を推進します。					

施策の方向4 2040年を見据えたまちづくりの推進【新規】

2040年問題とは、令和22(2040)年が、少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達する時期であり、高齢者人口の増加に対して、労働力人口が著しく減少することで発生する諸問題のことです。

このような中、これまでも取り組まれてきた健康寿命の延伸をさらに推進し、健康づくりや介護予防への取組、生きがいづくりなど様々な取組を強化していく必要があります。

また、元気な高齢者が社会の担い手として地域で活躍している状態が必要であり、かつ、介護が必要になった高齢者でも、要介護度の重度化を防ぎ、在宅で暮らし続けられる助け合い・支え合いによる共生の地域づくりを推進していく必要があります。

現在、個別の事業で目の前の課題として取り組んでいる施策を、中長期的な視点から一体的・総合的に推進することで、より効果的なアプローチが実現できると考えられます。

“2040年にどのような高齢社会になってほしいか”をイメージし、“2040年までの16年間でどのような取組を検討・推進していく必要があるのか”について、庁内・庁外にかかわらず検討していくための体制づくりを推進します。

施策(1) 2040年を見据えたまちづくりの検討【新規】

具体的な施策 21 2040年を見据えた課題の把握と共有

方針	新規	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		令和22(2040)年を見据え、社会構造の変化に合わせた施策を展開していくため、課題の把握とその対策を検討するための体制づくりを推進します。 市全体で2040年問題への対策に向けた意識醸成ができるよう、市民に向けた情報発信に努めます。			

施策(2) 高齢者の活性化に向けたネットワークの構築の検討【新規】

具体的な施策 22 高齢者の活性化に向けたネットワークの構築の検討

方針	新規	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		高齢者が市の担い手として活躍していくために必要な技術や知識の習得及び市内外を問わず高齢者同士が交流し、情報共有できるネットワークの構築を検討するために、全国の先行事例を研究・検証します。			

基本目標 II 自分らしく暮らし続けられる 地域づくりの推進

施策の方向1 認知症施策の推進

認知症を発症するリスクが高まる年齢層は一般的に80歳以上ですが、それを含めた75歳以上の後期高齢者の数は、全国の傾向と同じく本市においてもこの先増加傾向のまま推移していく予測となっています。

そのため、認知症予防に向けた認知症への理解・周知を促進するとともに、認知症になる前から家族や関係機関等と早期に連携対応できるよう、成年後見制度の利用促進や相談窓口の認知を高める取組を推進します。

また、認知症の重症化を防ぐために、早期発見・対応に向けた体制づくりを推進します。

さらに、認知症になってからも安心して地域で暮らしていけるよう、身近なサポートを充実させるとともに、関係機関や地域と連携した取組を強化し、高齢者本人とその家族の負担軽減を図ります。

施策(1) 支援体制の促進

具体的な施策 23 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター	
事業概要		<p>本市では、認知症サポート医や認知症の専門知識を有する保健師等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。</p> <p>認知症初期集中支援チームは、本人、家族において集中的な支援が必要だと思われる方に対して、訪問・観察・評価、認知症に関する正しい情報の提供等により、心理的サポートや助言等を行うとともに、チームのさらなる質の向上を図り、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化します。また、認知症の高齢者だけでなく、若年性認知症の方も支援の対象としています。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
延べ訪問実績 (件)	22	6	10	10	10	10



▲認知症を知る月間キャンペーン
(小川図書館展示コーナー)



▲認知症を知る月間街頭キャンペーン
(JR羽鳥駅)

施策(2) 認知症への理解を深めるための取組

具体的な施策 24 認知症高齢者の介護者への支援と地域交流の促進

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>本市では、認知症高齢者や認知症高齢者を介護している家族、地域の人、医療職・介護職など（認知症に関する相談対応ができる専門職）が交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場として、「認知症カフェ」を開設しています。</p> <p>認知症カフェの充実を図り、住民により身近な集いの場、情報提供の場、認知症高齢者の重症化の早期発見や介護者の相談の場としても活用されるよう運営していきます。また、ボランティアの活用について検討し、地域の人との交流を通じて、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりを推進していきます。</p>			

具体的な施策 25 認知症サポーターの養成と活動の支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>厚生労働省では、「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、「認知症サポーターキャラバン」事業を実施し、認知症サポーターの養成を進めています。</p> <p>認知症サポーターは、キャラバン・メイトが実施するサポーター養成講座において、認知症に対する正しい知識について学び、地域の中で認知症の方の理解者となり、見守りを行います。全国での認知症サポーター養成講座受講者数は、令和5（2023）年6月末日現在で1,460万人を超え、本市においても、令和5（2023）年3月末日までに2,234人が養成講座を受講しました。</p> <p>引き続き、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症サポーターが様々な活動に参加できるようフォローアップを図り、地域ぐるみで認知症高齢者への支援を推進します。</p>			

指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
講座開催回数 (回/年度)	4	2	2	4	4	4
養成者数 (人)	65	41	75	75	75	75



▲認知症カフェ（空のえきそ・ら・ら）



▲中央高校認知症サポーター養成講座

具体的な施策 **26** チームオレンジ・チームオレンジコーディネーターの活用

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		地域で暮らす認知症の人や家族の困りごと、生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者を結びつけるための「チームオレンジ」の取り組みの整備をめざし、令和7（2025）年の立ち上げに向け準備を行います。			

具体的な施策 **27** 若年性認知症の方に対する支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		若年性認知症に対する理解の不足等により医療機関を受診することが遅れる傾向があることから、医療機関や市、地域包括支援センターにおいて若年性認知症支援ガイドブックの配布等による情報提供を行い、若年性認知症の理解を促進します。			

施策(3) 認知症の方及び家族に対する支援

具体的な施策 **28** 認知症の方及び家族に対する支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		認知症により、徘徊等のおそれのある在宅高齢者が行方不明となった場合に、早期発見及び事故を未然に防ぐ環境を整備するための手段の一部として、引き続き茨城県内統一で身元確認を行うための標示物「おかえりマーク」について関係機関へ周知し、活用の推進を図ります。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
おかえりマーク登録者数(人)	3	5	4	5	5	5

施策の方向2 在宅での生活を続けるための支援

本市のひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、核家族化の進行もあることから、今後も増加していくことが示唆されます。

現在在宅で介護を受けている高齢者は、要介護度に応じた介護給付サービスを受けることができますが、普段の暮らしの中では、介護給付サービスでは補えない少しの手助けや見守り、寄り添う支援などが必要になることがあります。

こうした高齢者への日ごろの暮らしのさらなる充実に向けては、在宅福祉サービスの充実に努めているところですが、今後も、高齢者のニーズを的確に把握し、身近な支援が必要になることが考えられる高齢者に対しては、在宅福祉サービスを適切に提供し、地域での暮らしやすさの向上や困りごとへの対応を支援します。

また、移動や買物、ごみ捨てなど、お互いに少しずつ手助けし合える“地域のつながりによる地域ケア”の意識を広報紙等で周知し、フォーラムの開催や地区の団体・サロンとの取組の中で醸成していきます。

施策(1) 在宅福祉サービスの充実

具体的な施策 29 軽度生活援助事業

方針	縮小	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、身体虚弱等の方を対象に、家屋外の作業を石岡地方広域シルバー人材センターへ委託しその一部を助成します。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	199	195	220	220	220	220
延べサービス提供量 (時間)	2,246	2,372	3,000	3,000	3,000	3,000

具体的な施策 30 さわやか出前理美容サービス事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、自力で理美容店を利用することが困難な方に対して、理美容業者の協力を得て自宅を訪問し、理美容サービスを行います。高齢者の健康で衛生的な生活を支援するため、事業利用の促進に向けて事業の周知に努めます。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	9	11	7	10	10	10
延べサービス提供量 (回)	28	31	42	60	60	60

具体的な施策 **31** 在宅福祉サービスセンター事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		日常生活において支援を必要とするおおむね65歳以上の方へ有償ボランティア（協力会員）を派遣し、家事援助等のサービスを提供することで、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。地域のボランティアの育成や確保に努めます。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	55	52	120	120	120	120
延べサービス 提供量 (件)	748	797	1,200	1,200	1,200	1,200

具体的な施策 **32** ひとり暮らし老人等ふれあい給食サービス事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、ひきこもりや孤独感の解消を目的とした会食を生活圏域ごとに開催し、健康の保持と生きがいつくりの支援を図ります。 今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、ほかの高齢者福祉サービス事業や介護予防サービス等との連携を図るとともに、対象者の見直し等、実状に合わせた事業の検討を行います。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (延べ人)	500	616	100	100	100	100
延べサービス 提供量 (回)	19	22	24	24	24	24

注) 令和5年度からは実人数で表記しています。



▲ふれあい給食会

具体的な施策 **33** ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		<p>70歳以上の高齢者で閉じこもり傾向にある方や孤立している方、65歳以上の方で身体虚弱で安否確認が必要な方に乳製品を配付し、安否確認と健康保持及び孤独感の解消を図ります。</p> <p>今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、ほかの高齢者福祉サービス事業との連携を図るとともに、質の高い安否確認を実施すべく、事業の検討を行います。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	150	121	90	100	100	100
延べ配付本数 (本)	35,928	29,067	26,000	28,000	28,000	28,000

具体的な施策 **34** 配食サービス事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		<p>65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、身体虚弱等により調理等が困難な方へ栄養バランスの取れた食事を定期的に自宅へ届けることにより、高齢者の健康管理を行うとともに、見守りを兼ねて実施します。</p> <p>今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、ほかの高齢者福祉サービス事業との連携を図るとともに、質の高い安否確認を実施すべく、事業の検討を行います。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	159	176	160	170	170	170
延べサービス提供量 (食)	14,883	15,254	16,000	17,000	17,000	17,000



▲配食サービス

施策の方向3 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が地域で安心して生活するためには、認知症などにより判断能力の低下した高齢者が、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害にあわないような権利擁護の仕組みが重要となります。

そのため、成年後見制度の普及や啓発を推進するとともに、利用の促進に向けた支援に取り組み、利用しやすい環境づくりを整備します。

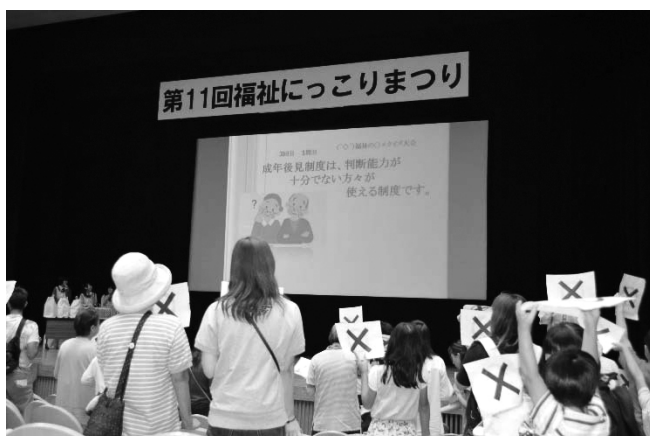
施策(1) 権利擁護による日常生活の支援

具体的な施策 35 成年後見制度の普及啓発及び利用促進

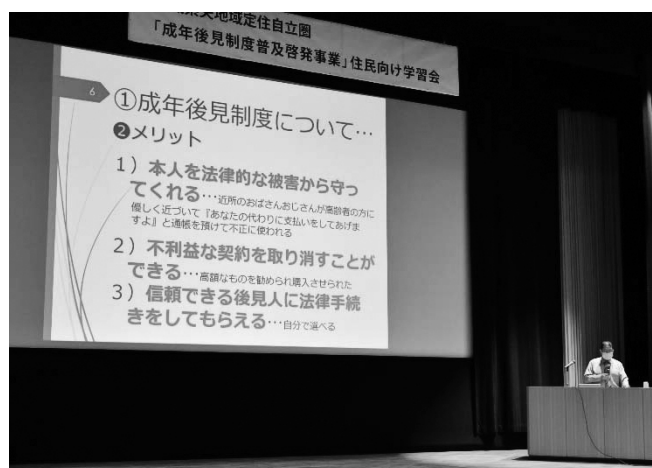
方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	社会福祉課
事業概要			<p>成年後見制度の利用促進については、平成28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が定められました。</p> <p>基本計画においては、全国どこの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることが施策目標として示されました。</p> <p>それを踏まえて、茨城県央地域連携中枢都市圏（現：いばらき県央地域連携中枢都市圏）の成年後見支援事業において、9市町村の協定により広域中核機関が令和3（2021）年に設置となり、あわせて、令和4（2022）年には「小美玉市成年後見制度利用促進に係る中核機関」が設置されました。</p> <p>市の中核機関においては、成年後見制度について市ホームページやパンフレット等を活用し、普及啓発していくとともに、制度利用を希望する方に対して、的確に相談・支援ができる体制の整備を推進しています。</p> <p>また、令和4（2022）年3月には、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化及び増大する見込みが示され、適切な対応が求められています。</p> <p>本市においても、いばらき県央地域連携中枢都市圏に基づく成年後見支援事業と連携し、広報、相談機能の強化を図るとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備に取り組みます。</p>		

具体的な施策 **36** 成年後見制度利用支援事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	社会福祉課	
事業概要		<p>認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まっている中、特に、身寄りのない、身寄りに頼れない高齢者への支援において、市長申立を必要とする件数が増加しています。本市においても、市中核機関を中心に、市長申立に関して迅速な対応ができる体制整備を推進していきます。</p> <p>また、成年後見制度の利用が必要な高齢者にもかかわらず、低所得であることを理由に利用できないことがないよう、申立費用及び報酬費用に対して助成制度を活用し、誰もが利用できるよう支援していきます。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
申立費用助成件数 【高齢者】(件)	0	0	1	1	1	1
報酬助成件数 【高齢者】(件)	0	0	1	3	5	7



▲成年後見制度 学習会▼



施策の方向4 高齢者虐待の防止

高齢者の虐待問題は、全国的にみると増加傾向にあり、その要因の一つとして、施設における職員からの虐待被害の増加があります。

高齢者の人権を守り、当人とその家族が辛い思いをしないよう、市内の事業所や施設等への啓もう・啓発への取組を強化する必要があります。

また、市民や地域においても高齢者虐待の実態や防止策の具体的な周知を行い、日ごろから周り的高齢者を気にかける意識の醸成を図っていくことが重要です。

被害にあっている高齢者を可能な限り早期に発見し、適切な機関と連携して速やかに対応ができるよう、民生委員をはじめ地域活動団体や事業所、保健センター、医療機関等との日ごろからの情報共有を図られるよう体制を強化します。

施策(1) 虐待防止に向けた取組

具体的な施策 37 虐待防止の普及啓発

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		虐待は特定の個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があり、専門職等の関係機関のみならず、虐待のない地域づくりのためには地域住民の役割も重要となることから、パンフレットや広報紙、市ホームページなどを活用し、虐待防止の普及啓発に努めます。			

具体的な施策 38 早期発見・早期対応の体制強化

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		地域包括支援センターや介護サービス事業所等の関係機関と連携し、地域のネットワークの強化、適切な介護支援や相談しやすい体制づくりによる虐待の未然防止や早期発見につなげ、高齢者虐待の対応体制の強化を図ります。 また、介護施設従事者等による高齢者虐待に対しては、本市(保険者)において、介護事業所等に対して実施する種別ごとに行う集団指導を通じて、虐待の予防について指導を行っていきます。			

具体的な施策 **39** 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の設置

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター	
事業概要		<p>高齢者虐待の防止に向けて、関係機関の連携強化を図るとともに早期発見や未然防止対策等の協議を行い、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的として、小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しています。</p> <p>この委員会では、高齢者虐待に係る「早期発見及び地域支援に関すること」、「相談体制の整備・充実に関すること」、「関係機関との情報交換及び連携の強化に関すること」、「高齢者虐待防止対策に関すること」等について、高齢者の虐待防止も含めた権利擁護業務を主要な業務の一つに位置づけている地域包括支援センターや関係機関・団体と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援について検討していきます。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
開催回数 (回)	0	2	1	1	1	1

施策の方向5 介護者への支援

家庭内での介護は、介護を必要とする人の配偶者や子ども、孫、兄弟姉妹、親戚など身近な人が担うことが多く、どうしても一人に負担が集中してしまう場合には、介護離職や精神的・身体的に限界を迎えてしまうことも少なくありません。介護が必要になっても、末永く住み慣れた地域で暮らしたいと思う高齢者の希望をかなえるためには、まず、介護を担っている家族などの介護者の負担軽減を図ることが重要です。

介護者への支援として介護保険サービス等を利用することで、介護者自身の身体的・精神的負担を軽減することができます。特に、高齢者が要介護者をみる老老介護のような局面が多くなることも考慮し、介護保険を補完するようなサービスの充実を図るとともに、介護者である家族の方々同士が交流できる機会づくり事業を行います。

施策(1) 介護者支援のための取組

具体的な施策 40 家族介護者交流事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		本市では、介護している家族等を対象に、介護技術の習得や介護者のリフレッシュを目的とした「家族介護者交流事業」を行っています。今後はオンラインを活用した交流も検討しながら、事業の充実を図っていきます。			

具体的な施策 41 家族介護用品支給事業

方針	終了	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		在宅で要介護1～3の認定を受けている方を介護している家族に対し、紙おむつ等の購入費用の一部を助成し、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
利用者数 (人)	41	40	40	—	—	—

※市町村特別給付「紙おむつ等支給サービス」へ移行

施策の方向6 情報取得・相談支援体制の充実【新規】

スマートフォンやパソコンの普及により、近年、インターネットを介した情報の発信や受け取りがますます一般的になっています。それに応じて、福祉サービスの周知や利用促進においても、ホームページやメール、SNSなどを活用する機会も増えています。

しかし、スマートフォンを所持していない、電子機器の複雑な操作に慣れていないなど、インターネット環境下でない高齢者も少なくないため、引き続き広報紙などの紙媒体での発信を併用するとともに、高齢者が積極的に様々なツールを活用できるよう学びの機会の充実が求められます。

また、近年、一人ひとりの抱える悩みや不安が複合化・複雑化しており、高齢者であっても家族のことや経済的な事情、障がいや医療的ケアが必要、地域で孤立しているなど、高齢福祉以外の様々な困りごとがあり、どこに相談したらいいのかわからないという人や家族が増えています。

悩みや不安の複合化・複雑化は、個人の抱える問題だけでなく、家族が関係するような問題であることも少なくありません。例えば、介護と育児の両方を担うダブルケアラー、子どもや若者が自分の時間も割いて家族の世話や介護を負担しているヤングケアラー、障がいや経済的困窮など、様々な問題が絡み合っているケースもみられます。

これに対応して相談支援や専門機関につなげるサポートも、福祉分野の縦割りで判断するのではなく、あらゆる相談を受け、適切な機関やサービスへつなげる“重層的支援体制整備”が求められています。

本市では、こうした複雑な問題を抱える人のケースを検討し、総合相談支援事業の充実や、支援へつなげる地域包括ケア会議の開催、生活支援コーディネーターを配置するなど、重層的支援体制の整備に努めていますが、今後も間口を広げて、すべての市民が安心して相談し、適切な支援を受けられる体制づくりを推進します。

「地域づくり推進情報共有システム」を導入し、自治会や団体、サロン、クラブなどが情報を共有することで、ネットワーク化を進めます。

施策(1) 情報発信・取得手段の充実【新規】

具体的な施策 **42** 情報発信・取得手段の充実

方針	新規	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>市が提供する行政情報や福祉情報について、インターネットを介した情報発信を推進し、パソコンやスマートフォンなどで素早く情報を取得できるようデジタル化に取り組みます。</p> <p>また、インターネット環境下でない高齢者でも、情報にアクセスできるよう、紙媒体の発行も引き続き実施するとともに、高齢者を含めた市民へのパソコンやスマートフォンの利用普及に努めます。</p>			

施策(2) 多様な相談に対応する相談支援体制の充実【新規】

具体的な施策 **43** 多様な相談に対応する相談支援体制の充実

方針	新規	主担当課	社会福祉課	関係課	介護福祉課 地域包括支援センター
事業概要		<p>重層的支援体制整備事業を推進し、高齢福祉にかかわらず、子育てや障がいなど様々な福祉分野や、生活困窮、地域での孤立など、福祉分野以外との連携が求められる複雑な悩みや不安についても、総合的に対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。</p> <p>また、地域資源の把握やネットワークの構築に努め、様々な問題に対して適切な団体・機関等へつなげます。</p>			

基本目標Ⅲ 人と地域と資源をつなぐ

まちづくりの強化・推進

施策の方向1 地域包括支援センターの事業の推進

第9期計画期間中に、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の目標年である令和7(2025)年を迎えますが、その機能が十分に発揮できるよう、市はこれまで地域包括支援センターの事業を推進してきました。

今後も地域共生社会の実現において基盤となる地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、その中核的機能を担う地域包括支援センターの存在や役割について、第8期計画に引き続き周知を図ります。

また、ひとり暮らしの高齢者の孤立、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラーなど、一つの分野では問題の解決が難しい事象に対して、様々な専門機関や地域資源と連携して対応できるよう、地域ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、今後も地域で高齢化が進むことが予測されているため、介護支援専門員(ケアマネジャー)の配置や地域包括ケア会議の開催なども含めて、地域包括支援センターの機能の充実・強化を図ります。

多様な形式での地域包括ケア会議を開催し、個別課題、地域課題、市の課題を検討することで、課題の解決を図ります。会議開催を通じた地域のネットワークを構築し、さらには地域課題を検討する委員会等とも連携しながら、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

施策(1) 介護予防ケアマネジメント事業

具体的な施策 44 介護予防ケアマネジメント事業

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		利用者個々に寄り添った介護予防ケアマネジメントを行い、利用者が地域で自立と自己実現が図れるよう支援します。また、自立支援に主眼をおいた地域包括ケア会議や専門職との連携などを通し、介護予防を推進するための地域づくり、仕組みづくりを行います。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
自立支援のためのケア 会議開催回数 (回/年度)		0	0	0	1	1	2

施策(2) 総合相談支援事業

具体的な施策 45 総合相談支援事業

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		3つの生活圏域で相談窓口を設置するとともに、専門職の配置等人員体制を確保します。 休日窓口開設日やイベント等への出張窓口開設を検討するなど、地域住民が相談しやすい体制づくりを行います。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
総合相談受付件数 (件/年度)		8,287	8,924	9,000	9,050	9,100	9,150

施策(3) 権利擁護事業

具体的な施策 46 権利擁護事業

方針	継続	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		高齢者世帯や複合的課題を抱える世帯が増加する中であっても、地域に暮らす高齢者が権利を侵害されることなく、安心して生活ができるよう、各機関と連携しながら積極的かつ適切な支援を行います。また、高齢者の権利擁護について住民の意識を高めるため、啓発活動を行います。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
権利擁護関係相談受付 件数 (件/年度)		131	27	30	35	37	40

施策(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

具体的な施策 47 包括的・継続的ケアマネジメント支援

方針	継続	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		介護支援専門員（ケアマネジャー）からの個別相談に随時対応し、支援を行うほか、地域包括ケア会議の開催を通し、介護支援専門員のスキルの向上と、多職種を含めたネットワークづくりを図ります。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
介護支援専門員からの 相談件数 (件/年度)		—	—	15	18	20	23

施策(5) 地域包括支援センターの機能強化

具体的な施策 48 地域包括支援センターの機能強化

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		地域包括支援センターの専門職の配置等人員体制を確保し、多職種や関連機関との連携を進めることで、機能強化を図ります。 また、休日窓口開設日やイベント等への出張窓口開設を検討するなどしながら、地域包括支援センターでの相談体制の拡充を行います。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域包括支援センターの専門職員数 (人/年度)		4	5	4	6	8	10

施策(6) 地域包括ケア会議の推進

具体的な施策 49 地域包括ケア会議の推進

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		多様な形式での地域包括ケア会議を開催し、個別課題、地域課題、市の課題を検討することで、課題の解決を図ります。 会議開催を通して地域のネットワークを構築し、さらには地域課題を検討する他の委員会等とも連携しながら、地域包括ケアシステムの構築をめざします。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域包括ケア会議開催回数 (回/年度)		7	9	15	16	17	20

施策の方向2 茨城型地域包括ケアシステム推進事業

在宅の高齢者や心身に障がいのある方々が、家庭や地域の中で安心して暮らせるように、援護が必要な方一人ひとりに、保健・医療・福祉の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが受けられるよう支援する制度です。地域ケアコーディネーターが中心となって進められ、介護などに関する相談や必要な在宅サービスを組み立てます。

なお、地域包括支援センターの総合相談支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援との連携も十分に図りながら、地域包括ケアの実現に向けて事業を進めます。

施策(1) 地域ケアコーディネーターの配置

具体的な施策 **50** 地域ケアコーディネーターの配置

方針	統合	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		地域ケアコーディネーターは、地域の実状と関係諸制度を理解している者の中から選任され、地域への啓発活動や関係機関との連絡調整、サービスを必要とする対象者やニーズの把握、サービス調整会議への諮問、在宅ケアチームの編成などの業務にあたります。 地域福祉計画に合わせ、重層的支援体制整備事業の事業設計により、見直しを図ります。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域ケアコーディネーターの配置 (人)	1	1	1	1	0	0

* 令和7年度以降は重層的支援体制整備事業へ移行

施策(2) サービス調整会議の開催

具体的な施策 **51** サービス調整会議の開催

方針	統合	主担当課	介護福祉課	関係課	—		
事業概要		対象者一人ひとりの状態に合わせて、最も望ましい保健・医療・福祉サービスを提供するため、専門医を含む各分野の実務者から会議員を選出し、会議員による「サービス調整会議」を開催し、対象者に対する処遇方針（サービスプログラム）を策定するとともに、処遇の経過を点検します。 地域福祉計画に合わせ、重層的支援体制整備事業の事業設計により、見直しを図ります。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
サービス調整会議 開催数（回）		2	2	2	2	0	0

* 令和7年度以降は重層的支援体制整備事業へ移行

施策(3) 在宅ケアチームの活動

具体的な施策 **52** 在宅ケアチームの組織化及びサービスの提供

方針	統合	主担当課	介護福祉課	関係課	—		
事業概要		「地域ケアコーディネーター」は、サービス調整会議等の結果に基づき、「在宅ケアチーム会議」を開催します。 援護を必要とする一人ひとりの対象者ごとに、保健師や訪問介護員（ホームヘルパー）、民生委員、かかりつけの医師等の直接的なサービス担当者が在宅ケアチームを組み、その中で「キーパーソン」が中心になって、役割分担と相互連絡を図ることによって、的確で効率的なサービスを提供します。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
在宅ケアチーム数 (チーム)		93	100	100	100	0	0

* 令和7年度以降は重層的支援体制整備事業へ移行

施策の方向3 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の中でも特に75歳以上の方は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高いなどの傾向があります。

こうした高齢者であっても、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りなどの様々な局面で、在宅医療と介護が連携して支えていく必要があります。

このため、本市では、関係機関等と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進します。

施策(1) 在宅医療・介護の資源の把握及び情報提供の充実

具体的な施策 53 在宅医療・介護の資源の把握及び情報提供の充実

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター		
事業概要		市内の医療・介護に関する資源を把握し、在宅での療養に関する情報提供を計画的に進めます。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域包括ケア会議開催回数(回/年度)		7	9	15	16	17	20

施策(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

具体的な施策 54 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター	
事業概要		庁舎関係各課の連携及び情報共有を推進するとともに、医療・介護の関係者での協議・検討の場を設け、在宅医療・介護連携の推進に向けた課題の抽出、対応の協議を行います。				

施策(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

具体的な施策 55 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター 医療保険課 健康増進課	
事業概要		地域包括ケア会議を活用し、在宅医療・介護連携の課題の抽出、対応策の意見交換会等を開催し、医療関係者と介護関係者の協力体制及び連携を強化していきます。また、在宅医療・介護サービスの提供体制も構築していきます。				

施策(4) 在宅医療・介護関係者の相談窓口の設置

具体的な施策 56 在宅医療・介護関係者の相談窓口の設置

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		在宅医療・介護関係者の相談窓口を地域包括支援センター（直営）に設け、窓口や電話、FAXなどによる相談体制を継続します。			

施策(5) 関係市町村の連携

具体的な施策 57 関係市町村の連携

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		茨城県が主体となり、切れ目のない連携体制の構築を図ります。			

施策(6) 医療・介護関係者の研修

具体的な施策 58 医療・介護関係者の研修

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		多職種研修会を開催し、多職種間の連携及びスキルアップを図ります。			

施策の方向4 地域の課題把握・解決策の検討

高齢者が抱える悩みや不安、問題に対する適切な対応が迅速に行えるようにするためには、そうした問題を的確に把握し、専門機関を交えた協議体での情報共有・意見交換を図り、具体的な対応策を検討する必要があります。

さらに、高齢者がこれらの取組とつながり、その後の経過を把握し、さらなる改善につなげていくために、生活支援コーディネーターの充実に向けた取組を推進します。

また、これまで地域包括ケア会議や「いい輪ネット」の活動などを通して把握してきた地域の実状や資源、関係性を土台とし、市内で行われている日常生活支援体制の底上げを図ります。

施策(1) 地域包括ケア会議の推進

具体的な施策 **59** 地域包括ケア会議の推進 (**49** の再掲)

方針	拡充	主担当課	地域包括支援センター	関係課	介護福祉課		
事業概要		多様な形式での地域包括ケア会議を開催し、個別課題、地域課題、市の課題を検討することで、課題の解決を図ります。 会議開催を通して地域のネットワークを構築し、さらには地域課題を検討する他の委員会等とも連携しながら、地域包括ケアシステムの構築をめざします。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
地域包括ケア会議開催回数 (回/年度)		7	9	15	16	17	20

施策(2) 協議体

具体的な施策 **60** 協議体

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	地域包括支援センター
事業概要		平成29(2017)年度より社会福祉協議会と連携のもと、第二層協議体を3か所立ち上げ、平成30(2018)年度には第一層協議体を立ち上げました。本市では、「いい輪ネット」を協議体の愛称としています。 協議体の運営により、住民が主体となり、地域の情報を共有し、地域の課題を自ら解決しようという動きが進んでおり、3世代交流につながる機会の創出や新たなサロンの誕生など、地域住民同士の輪が広がっています。 地域での助け合い活動を広げていくことは、地域包括ケアシステムの深化・推進には絶対的に必要不可欠なものであることから、協議体を活用した地域づくりを推進します。			

施策(3) 生活支援コーディネーター

具体的な施策 **61** 生活支援コーディネーター

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>地域福祉の大事な役割を担う社会福祉協議会へ「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、協議体と連携しながら生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを進めています。</p> <p>サービス提供主体の情報共有、連携・協働の強化を図るとともに、地域の支え合い体制の整備に向けたコーディネート機能を果たすため、生活支援コーディネーターの活用及び育成を図ります。</p>			

地域包括ケアシステムの機能を支える“4つの「助」”

地域包括ケアシステムが効果的に機能していくためには“4つの「助（自助・互助・共助・公助）」”が連携して、高齢者の生活をバランスよく支えていくことが必要です。

自分で自分を助ける 「自助」	自分の力で暮らすため、介護予防に取り組んだり、必要に応じて民間サービスを選択して利用したりすること。
ボランティアなど地域の 支え合い「互助」	友人や地域住民など、お互いが協力し合うこと。 住民同士の助け合いやボランティアによる支援など。
社会保障制度 「共助」	制度化されたサービス。 介護保険制度や医療保険制度など。
行政による公的サービス 「公助」	行政が行う福祉事業やサービスなど公的な支援。 高齢者福祉事業のほか、生活保護や人権擁護、虐待対策など。

“4つの「助」”のうち、基礎となるのは「自助」です。一人ひとりが主体的に、いつまでも元気に暮らしていくための心構えや行動が最も大切です。

しかし、自分一人の力で生活していくことには限界があります。そのため、「自助」を支える仕組みとして、地域の中で助け合う「互助」が必要になります。

さらに、専門的な知識が必要な場合や、地域の力だけでは解決できない課題等に対しては、「共助」や「公助」が機能していくことになります。

地域の特性を生かした「互助」の取組促進や、“4つの「助」”の連携及び機能強化を図るために行われているのが、生活支援体制整備事業です。

生活支援体制整備事業では、協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置などにより、生活支援や介護予防サービスなどを創出し、地域の支え合いの体制づくりをめざしています。

施策の方向5 ボランティア活動の促進

地域づくりには、高齢者をはじめ、多くの市民による支え合い・助け合いの関係性づくりが必要です。

地域でのボランティア活動が発展し、それを地域の活性化につなげていくために、福祉員の確保やボランティア等の育成を推進します。

また、福祉への理解を深めるためには、小さいころから福祉に関わる機会がより増えていくことが重要であるため、保育園・幼稚園・小学校等による福祉教育や体験の機会の充実を促進します。

施策(1) 福祉員制度の充実

具体的な施策 62 福祉員制度の充実

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		福祉員は、自治会の区長の推薦により社会福祉協議会の選任を受け、民生委員や社会福祉協議会との連携を図りながら、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。 今後も、地域の支え合い活動を通じた地域づくりのため、福祉員の確保及び育成を図りながら、福祉員制度の充実に努めます。			

施策(2) ボランティア等の育成・支援

具体的な施策 63 ボランティア等の育成・支援

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		高齢者の方々が自立した生活を送るには、各種サービスのほかに、地域での支え合いが重要です。 その担い手となるシルバーリハビリ体操指導士、福祉団体との連携の強化やコミュニティ活動体制の充実を図り、主体的で活力ある活動を推進するとともに、地域の代表者と連携しながらコミュニティ活動の中心となる、リーダーやボランティアの育成・確保に努めます。				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
介護予防ボランティア育成講座の開催回数(回)	6	7	6	6	6	6
介護予防ボランティア育成講座の養成者数(人)	53	100	58	58	58	58

施策(3) 福祉教育の充実

具体的な施策 64 福祉教育の充実

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	教育指導課 子ども課
事業概要		<p>地域の子どもたちが福祉について関心を持ち、自ら考え、よりよく行動できる力を養うことを目的に、市内学校における福祉教育の一層の活性化、総合的な学習の時間での取組やボランティア体験学習など、福祉教育の推進を図ります。</p> <p>また、保育園・幼稚園児と高齢者との交流の場づくりを検討します。</p>			

施策の方向6 安心・安全なまちづくりの促進

高齢者が安心して暮らしていける安全なまちづくりをめざした市全体の取組を推進します。

高齢者が自宅での生活が困難な状況になっても、有料老人ホームやケアハウスなどの介護サービスが受けられる施設を確保し、スムーズに入所ができるよう支援します。

また、災害時や感染症拡大などの緊急時でも、高齢者が安心して対応できるよう、県や関係機関との連携を構築し、協働支援ができる体制づくりを推進するとともに、日ごろからの備えや設備整備を実施し、高齢者へ取組の周知・啓もうを行います。

さらに、防犯の観点から消費者問題や詐欺などへの啓発に取り組むとともに、インターネットの普及による“ネット犯罪”などの新しい犯罪に対する周知・啓発の取組も求められます。

市全体が外出しやすくなるよう、施設や設備のバリアフリー化を引き続き実施し、移動手段のサポートに向けて、高齢者のニーズの把握や交通機関の確保・整備を検討します。

施策(1) 居住安定に係る施策との連携

具体的な施策 65 居住安定に係る施策との連携

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	都市整備課 環境課
事業概要		高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関しては、住宅関係部局との連携を図り、各種情報提供を進め、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。			

施策(2) 施設サービスの充実

具体的な施策 66 養護老人ホーム

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		家庭状況や経済的な理由により、自宅で生活が困難な低所得の65歳以上の高齢者を対象に、自立支援を行うための施設です。 今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、養護老人ホームの事業者等との連携を図ります。 なお、本市には養護老人ホームの設置がないため、利用を必要とする場合には他市町との連携を図ります。			

具体的な施策 **67** ケアハウス（軽費老人ホーム）

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		60歳以上の身体機能の低下等で在宅の生活に不安があり、家族の援助を受けられない方が入所する施設です。今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、事業者等との連携を図ります。なお、本市には1か所設置しており、定員は50名となっています。			

具体的な施策 **68** 有料老人ホーム

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		高齢者が安心して快適な生活を送ることができるように、おおむね60歳以上の共同生活が可能の方が入所できる施設です。今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、有料老人ホームの事業者等との連携を図ります。なお、本市には1か所設置しており、介護付きで定員は67人となっています。			

施策(3) 多様な住まい方の促進

具体的な施策 **69** 多様な住まい方の促進

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—
事業概要		<p>高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者のニーズが介護も含め多様化する中、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域生活の基盤である住まいの確保はますます重要となります。</p> <p>また、厳しい社会経済情勢等を背景に、住まいを自力で確保することが難しい高齢者が今後も増加することが予測される中、住まいに困窮する高齢者の居住の安定を確保するために、平成29（2017）年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、住宅確保要配慮者の入居円滑化等が位置づけられました。</p> <p>茨城県では平成30（2018）年3月に「茨城県高齢者居住安定確保計画」が策定され、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりなどの取組が位置づけられています。これらの計画との連携を図り、高齢者の住まいの確保と多様な住まい方の支援を行います。</p>			

施策(4) 安心・安全な生活環境の整備

具体的な施策 **70** 緊急通報システム装置の設置事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—		
事業概要		65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対して緊急通報装置を設置し、急病の緊急時に消防署への通報体制を整え、高齢者の不安を解消し在宅生活を支えます。					
指標		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)		224	202	210	220	220	220

具体的な施策 **71** 防犯・防災・緊急時対策の推進

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	防災管理課	
事業概要		<p>地域防犯体制の強化や住民の防犯意識の向上に努め、住民と関係機関が一体となった防犯体制を確立するとともに、防災に関する広報活動や防災訓練等により、住民の防災意識の普及・啓もうを図ります。</p> <p>さらに、緊急時の安全確保策として、ソフトとハードの両面からの支援を整備・検討していきます。</p> <p>また、ボランティアや消防署等と連携し、救急時に迅速、かつ適切な対応を図るための人的ネットワークの整備も検討します。</p>				

具体的な施策 **72** バリアフリーのまちづくり

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	都市整備課	
事業概要		茨城県の「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活ができるよう、スロープ・手すりの設置などによる段差の解消や、見やすい案内板の設置・整備など、引き続きバリアフリーのまちづくりを推進します。				

具体的な施策 **73** 外出支援サービス事業

方針	継続	主担当課	介護福祉課	関係課	—	
事業概要		<p>現在、市内循環バスとして平成25（2013）年度からコミュニティバス「おみたん号」が運行しており、令和4（2022）年4月に運行ルートや時刻を更新するなど、地域住民の移動手段の一つとして活用されています。</p> <p>また、運転免許を返納したり免許を所有していない70歳以上の高齢者にタクシー利用助成券を交付する「外出支援サービス事業」を行っています。</p> <p>それでも移動支援の充実を求める住民は依然として多く、よりきめ細かなサービスへのニーズが高まっています。</p> <p>今後は外出支援サービス事業の拡充を含めた具体的な検討を行い、高齢者の移動手段の確保・整備をめざします。</p>				
指標	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度 (計画値)	令和7年度 (計画値)	令和8年度 (計画値)
実利用者数 (人)	1,266	1,323	1,300	1,325	1,350	1,375
延べサービス提供数 (枚)	30,858	33,465	33,000	33,500	34,000	34,500

基本目標Ⅳ 適切な介護サービスの提供と質の向上

施策の方向1 介護保険制度に関する情報提供の充実

3年ごとに改正される介護保険制度について、市民に理解し、活用してもらえるよう、内容の周知を図るとともに、要介護認定やサービス内容に対する相談や苦情への適切な対応ができるよう、総合的に相談に応じられる体制整備や、県や介護認定調査員等と市が連携するなど対応措置の充実に努めます。

施策(1) 介護保険制度に関する情報提供

介護保険制度を円滑に運営し信頼を高めていくためには、広く市民に周知・啓発を図り、制度への理解を深めてもらうことが重要です。

広報紙やパンフレット等を活用して、市民が介護保険制度や介護サービスの利用の方法等について理解を深めることができるように取り組んでいきます。

また、市民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、保健・介護や高齢者福祉のほか、地域福祉、生活保護、障がい者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して総合的に相談に応じ、充実に努めます。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通じる職員の養成や必要な情報の共有に努めます。

施策(2) 各種相談・苦情等への対応

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、市民の身近な行政機関である市役所や地域包括支援センターにおいて、個人情報保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、介護認定調査員等と連絡調整し、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。

施策(3) 県等と連携した相談・苦情等への対応

介護保険料や要介護認定等に関する不服申立については、茨城県介護保険審査会と、また、介護保険制度に係るサービス内容や事業者・施設等に関する利用者からの苦情・相談については、茨城県国民健康保険団体連合会と連携を取りながら、適切な対応に努めます。

さらに、窓口に寄せられた苦情・相談等で、対応が困難な事例についても、上記の各機関と連携してその対応に努めます。

施策の方向2 介護サービスの質の向上

介護サービスが円滑かつ適正に提供されるよう、介護サービス提供事業所への介護保険制度やサービス内容等に関する情報を共有するとともに、事業所の質の向上に向けた各種研修の実施等を推進します。

施策(1) 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者本位にサービスが提供されるためには、介護保険制度や地域支援事業の仕組み、利用できるサービスの種類・内容・利用方法・相談窓口などの正確な情報を適切かつ効率的に提供する必要があります。

すべての介護サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられています（都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します）。

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

事業所の情報を公平に公表することで、利用者の比較検討による適切な事業所の選択を支援するとともに、事業所においては、利用者から適切な事業所が選ばれることによって、介護サービスの質の向上が期待できます。

本市においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、市民に最も近い窓口として、市民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、市役所の相談窓口や地域包括支援センター等を通じて、市民にわかりやすい情報を提供していきます。

施策(2) サービスの質の向上

介護サービス事業所が年々増加している中で、事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行うことで、事業者のサービスの質の向上を支援します。

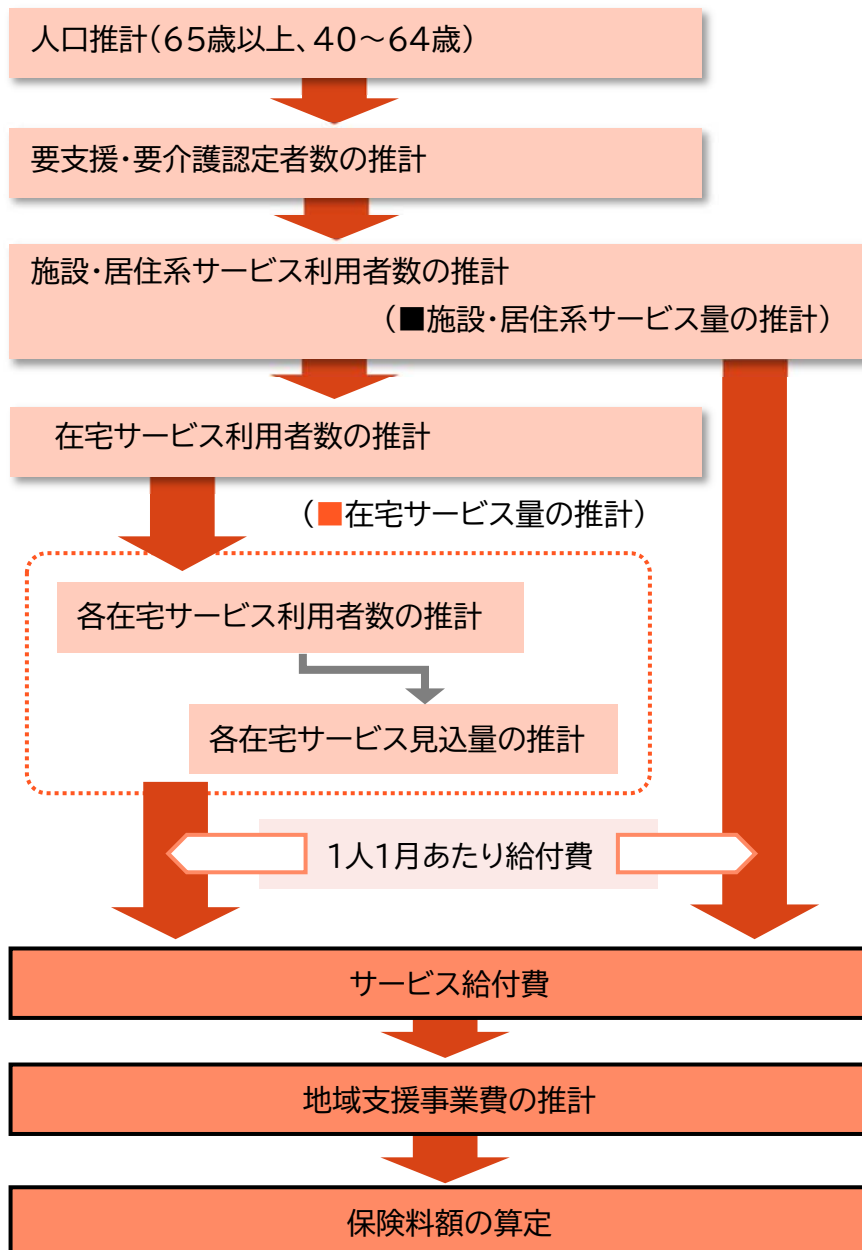
さらに、事業所向けの研修を実施し、ケアプラン作成の参考となる資料など、介護保険制度に関する様々な情報を事業者に提供・周知し、介護保険の適正な運営を推進します。

施策の方向3 介護保険事業量及び事業費の見込みと確保の方策

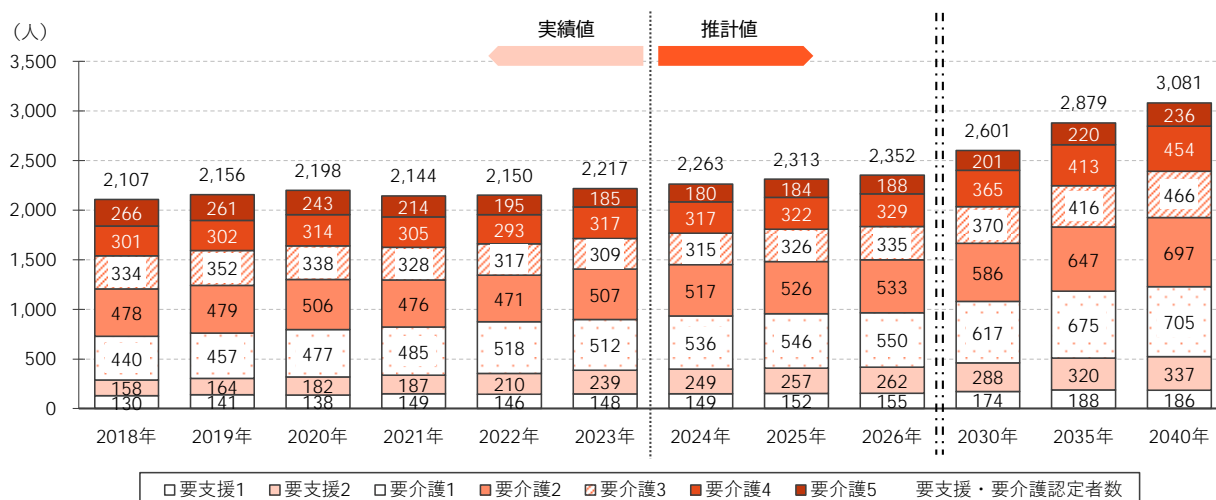
第9期計画における介護保険事業の提供量及び事業費の見込みについて、第8期計画の実績や「見える化」システムによる推計を基に、適切な数値を算定し、その提供のための確保の方策を設定して介護保険サービスニーズに対応できる体制を整備します。

介護(予防)サービス事業量の見込みは、市の高齢者人口や要支援・要介護認定者数を推計し、第8期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設・居住系サービスが整備される見込み等を勘案して推計しました。

■介護保険事業費の推計手順



■小美玉市の要支援・要介護度別認定者数の推移・推計（再掲）



	第8期			第9期			中・長期推計		
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2030年	2035年	2040年
要支援1	149人	146人	148人	149人	152人	155人	174人	188人	186人
要支援2	187人	210人	239人	249人	257人	262人	288人	320人	337人
要介護1	485人	518人	512人	536人	546人	550人	617人	675人	705人
要介護2	476人	471人	507人	517人	526人	533人	586人	647人	697人
要介護3	328人	317人	309人	315人	326人	335人	370人	416人	466人
要介護4	305人	293人	317人	317人	322人	329人	365人	413人	454人
要介護5	214人	195人	185人	180人	184人	188人	201人	220人	236人
合計	2,144人	2,150人	2,217人	2,263人	2,313人	2,352人	2,601人	2,879人	3,081人

【資料】2018～2023年は介護保険事業状況報告（各年9月末時点）
2024年以降は「見える化」システムによる推計

施策(1) サービス事業量の実績と見込み、確保の方策

第9期計画における介護給付及び予防給付別のサービスごとの事業量の実績と見込み、計画値、確保の方策を設定しました。

■介護保険サービスの体系

給付の種類	サービス類型	サービス名
1. 介護給付	【1】居宅サービス	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護(特別養護老人ホーム) ⑨短期入所療養介護(介護老人保健施設) ⑩短期入所療養介護(病院等) ⑪短期入所療養介護(介護医療院) ⑫福祉用具貸与 ⑬特定福祉用具購入費 ⑭住宅改修費 ⑮特定施設入居者生活介護
	【2】地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤小規模多機能型居宅介護 ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨看護小規模多機能型居宅介護
	【3】施設サービス	①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④介護療養型医療施設
	【4】居宅介護支援	
2. 予防給付	【1】介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護(特別養護老人ホーム) ⑦介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設) ⑧介護予防短期入所療養介護(病院等) ⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院) ⑩介護予防福祉用具貸与 ⑪特定介護予防福祉用具購入費 ⑫介護予防住宅改修費 ⑬介護予防特定施設入居者生活介護
	【2】地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護
	【3】介護予防支援	
3. 市町村特別給付	【1】紙おむつ等支給サービス	

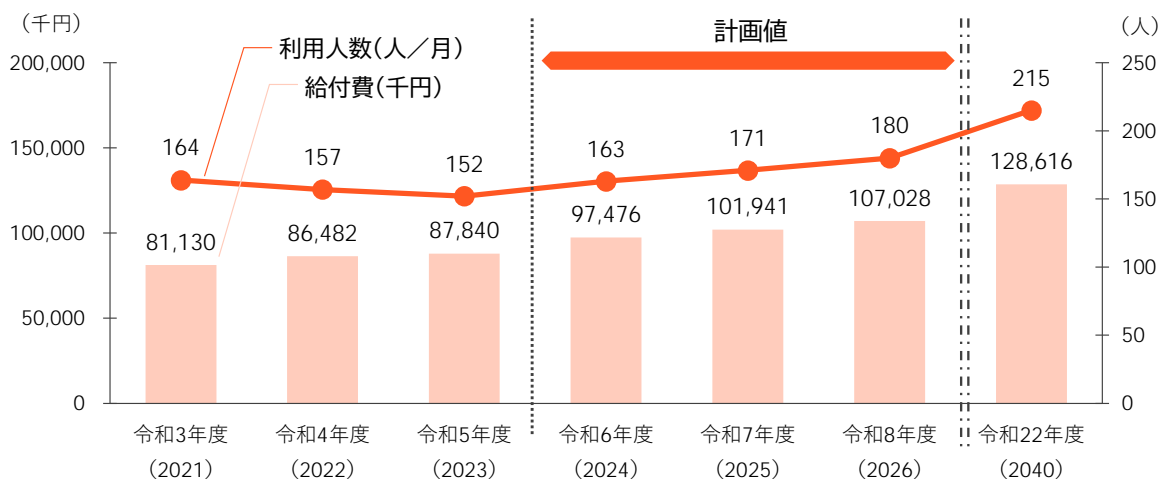
1. 介護給付

【1】居宅サービス

①訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)や介護福祉士が要介護者等の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の手助けを行うことによって、在宅生活を支援します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	81,130	86,482	87,840	97,476	101,941	107,028	128,616
利用者数(人/月)	164	157	152	163	171	180	215

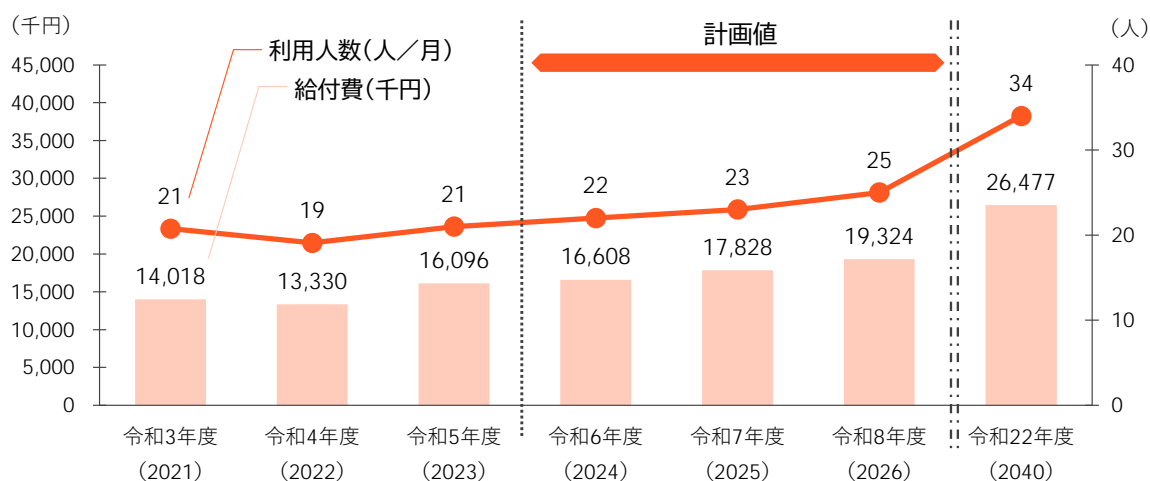
■サービス提供量確保のための方策

高齢化の延伸や世帯構成の変化により、利用者の増加が推測されるため、ヘルパー人員の確保などの方策を検討していきます。

②訪問入浴介護

要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、浴槽を室内に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	14,018	13,330	16,096	16,608	17,828	19,324	26,477
利用者数(人/月)	21	19	21	22	23	25	34

■サービス提供量確保のための方策

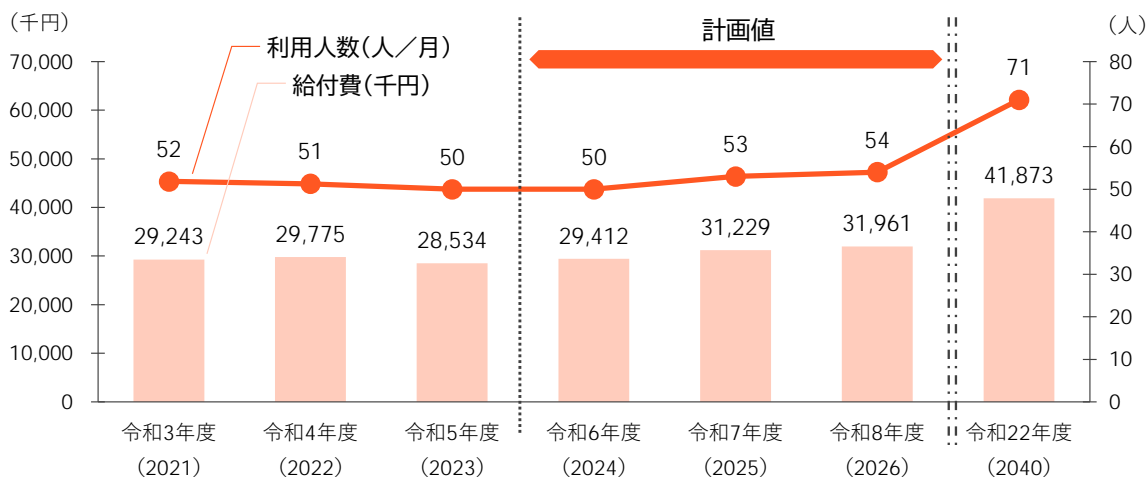
サービスの特性上、介護度が重度化するほど利用率が高い傾向にありますが、在宅サービス利用者数と施設サービス利用者数のバランスを考慮して、提供量の確保を見込みました。

また、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

③訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が要介護者の家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行って、在宅生活を支援します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	29,243	29,775	28,534	29,412	31,229	31,961	41,873
利用者数(人/月)	52	51	50	50	53	54	71

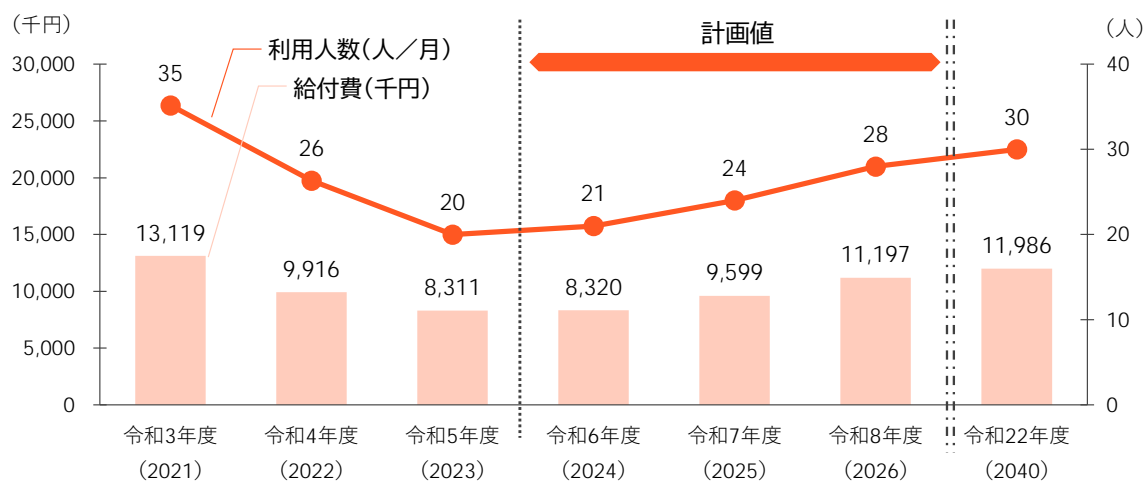
■サービス提供量確保のための方策

在宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討していきます。

④訪問リハビリテーション

病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士が要介護者等の家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を援助するために、必要なリハビリテーションを行って在宅生活への支援を行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	13,119	9,916	8,311	8,320	9,599	11,197	11,986
利用者数 (人/月)	35	26	20	21	24	28	30

■サービス提供量確保のための方策

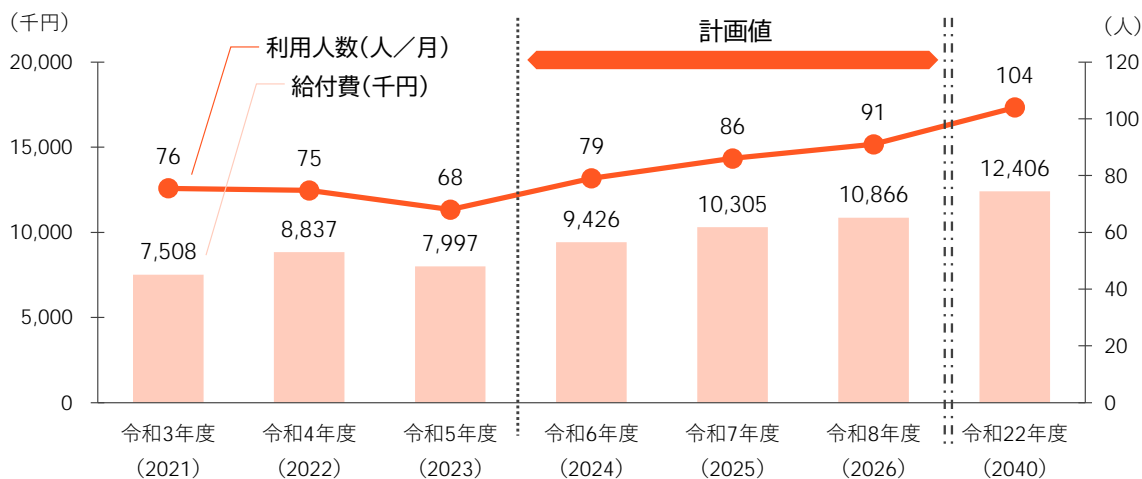
病院等からの退院後、利用者の療養状況に応じて、機能回復訓練等のリハビリが必要な方にサービスを提供するため、医療との連携が必要となってきます。

サービスの利用量は減少傾向にあります。リハビリテーションは介護度の重度化防止の対応として非常に重要であるため、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが通院困難な要介護者の家庭を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、薬の飲み方、食事などの療養上の管理及び指導を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	7,508	8,837	7,997	9,426	10,305	10,866	12,406
利用者数 (人/月)	76	75	68	79	86	91	104

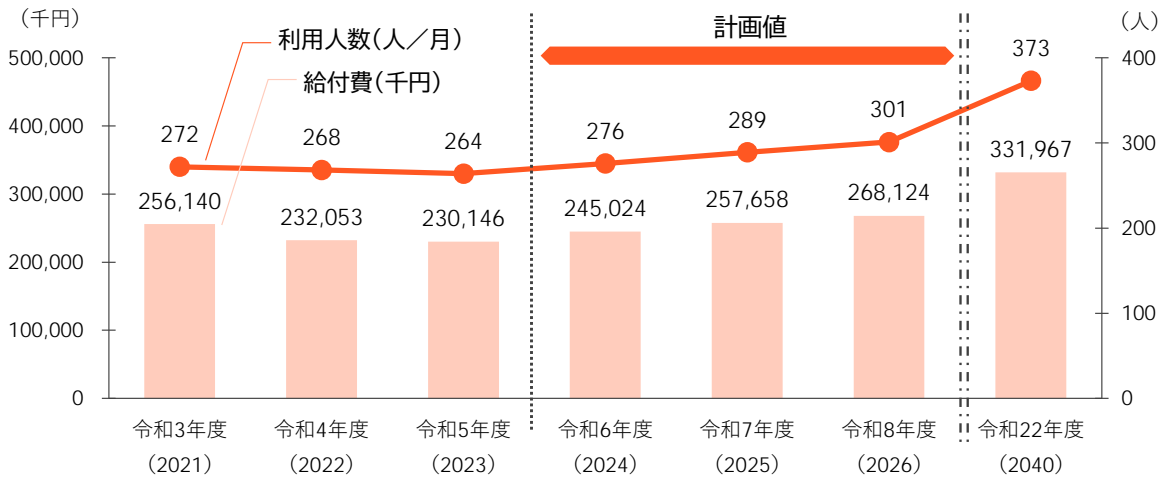
■サービス提供量確保のための方策

重度の要介護者の増加とともに、利用も伸びる傾向があります。在宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上をめざして医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者に働きかけます。

⑥通所介護

在宅の要介護者等が、デイサービスセンター等に通い、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能回復訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	256,140	232,053	230,146	245,024	257,658	268,124	331,967
利用者数 (人/月)	272	268	264	276	289	301	373

■サービス提供量確保のための方策

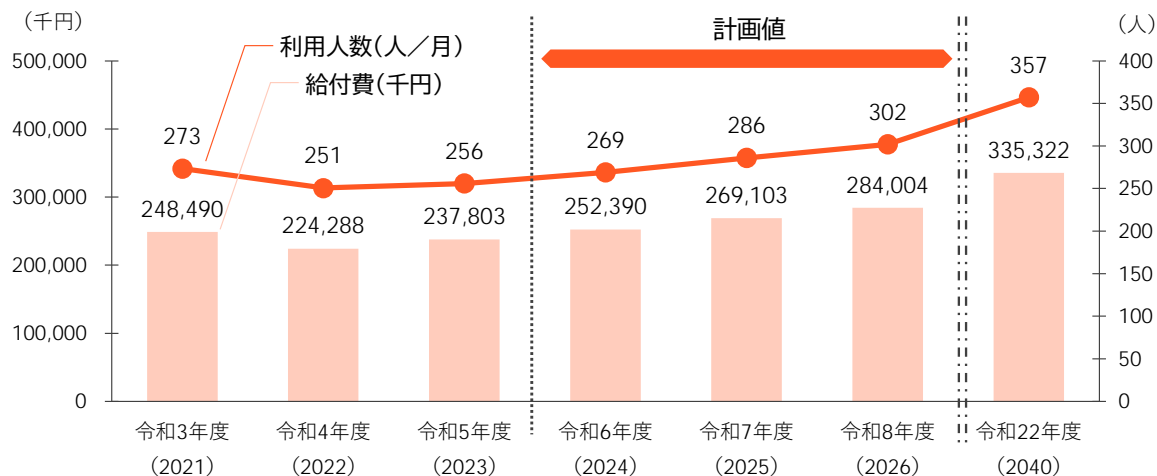
ほかの在宅サービスに比べて利用の多いサービスですが、在宅サービス利用者数と施設サービス利用者数とのバランスや地域性に配慮しつつ、提供量を確保します。

また、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図っていきます。

⑦通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを受けることによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	248,490	224,288	237,803	252,390	269,103	284,004	335,322
利用者数 (人/月)	273	251	256	269	286	302	357

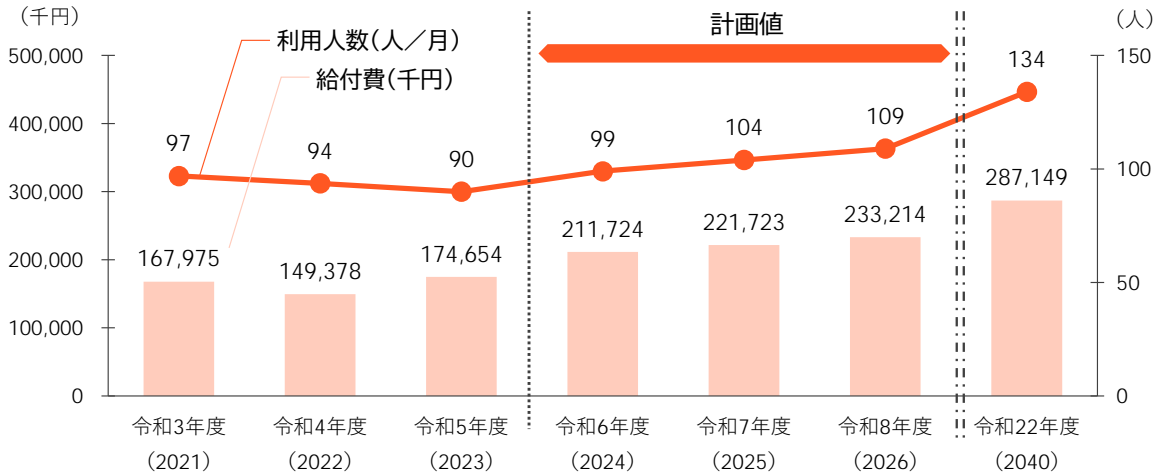
■サービス提供量確保のための方策

今後も利用が増えると思込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めています。

⑧短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)

在宅の要介護者等が、特別養護老人ホーム等に短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護及び日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	167,975	149,378	174,654	211,724	221,723	233,214	287,149
利用者数 (人/月)	97	94	90	99	104	109	134

■サービス提供量確保のための方策

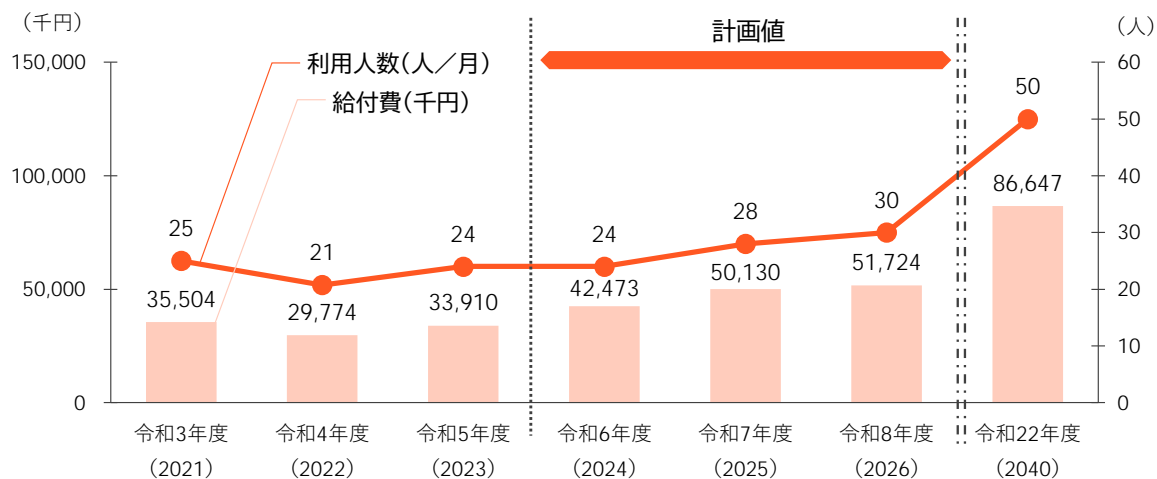
第8期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス量が増加していくことが見込まれることから、施設等と連携して提供量を確保します。

また、長期間の滞在者に対しては、短期入所生活介護以外の各居宅サービスとの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)と検討していきます。

⑨短期入所療養介護(介護老人保健施設)

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能回復訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	35,504	29,774	33,910	42,473	50,130	51,724	86,647
利用者数(人/月)	25	21	24	24	28	30	50

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、今後もサービス量が増加していくことが見込まれることから、施設等と連携して提供量を確保します。

⑩短期入所療養介護(病院等)

在宅の要介護者等が、介護療養型医療施設に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

第8期計画期間中の実績において、令和5年度は利用されていない状況であるとともに、介護療養型医療施設は将来的に介護医療院に転換されることから、提供量は見込んでいません。

⑪短期入所療養介護(介護医療院)

在宅の要介護者等が、介護医療院に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能回復訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活継続への支援を図ります。

近隣市町など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

⑫福祉用具貸与

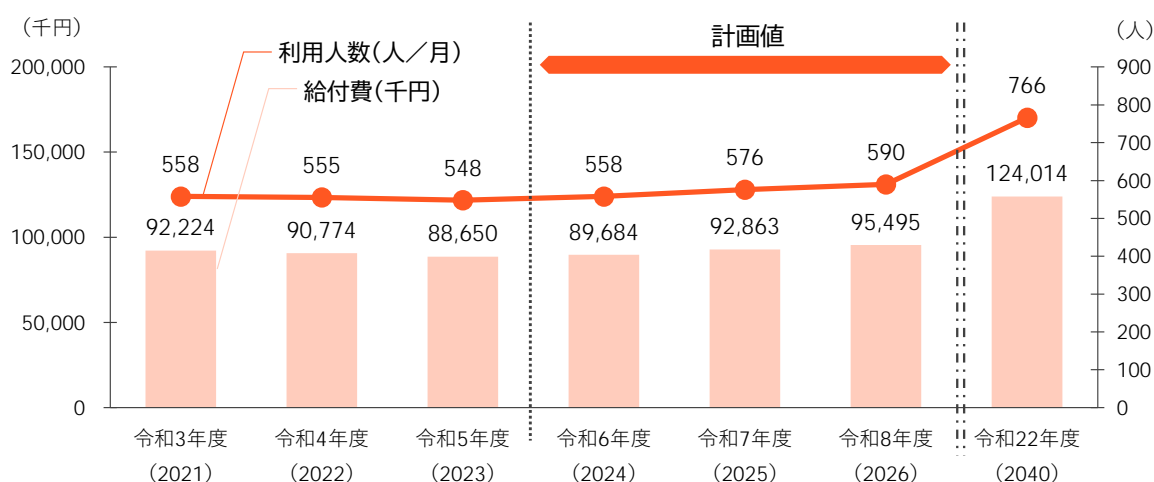
心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者が、日常生活上の便宜や機能回復訓練を目的とした福祉用具(車いすやベッド等)の貸与によって、在宅生活への支援を図ります。

なお、レンタルできる福祉用具の種類は下記のとおりです。

【レンタルできる福祉用具の種類】

- 車いす
- 車いす附属品
- 特殊寝台(介護用ベッド)
- 特殊寝台附属品
- じょくそう予防用具
- 体位変換器
- 手すり
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助杖
- 認知症高齢者徘徊感知器
- 移動用リフト

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	92,224	90,774	88,650	89,684	92,863	95,495	124,014
利用者数 (人/月)	558	555	548	558	576	590	766

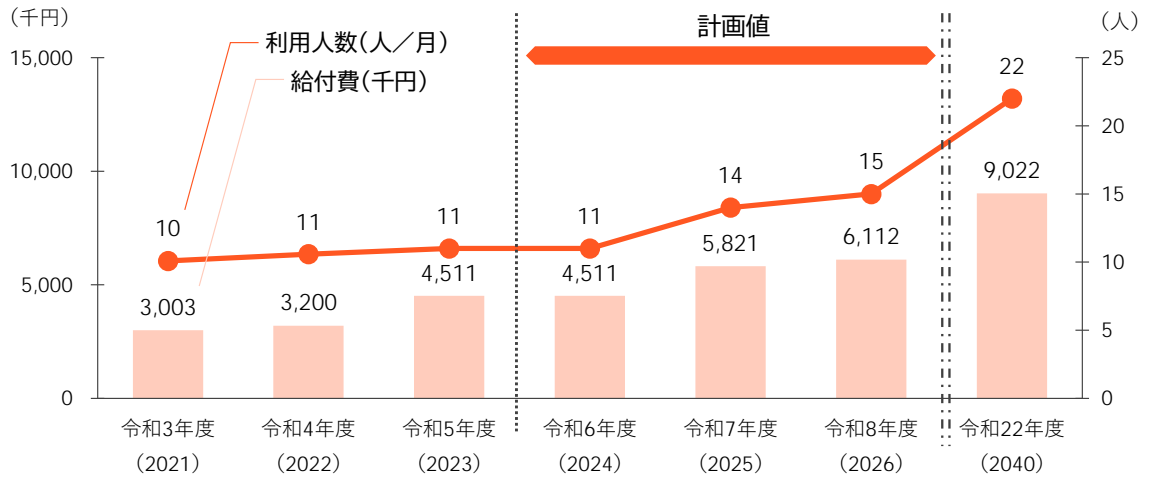
■サービス提供量確保のための方策

中度及び重度認定者の在宅生活を継続するためのサービスとして重要であり、今後も利用が増える見込まれることから、提供量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

⑬特定福祉用具購入費

在宅の要介護者等へ、貸与になじまない入浴または排せつ等に用いる福祉用具の購入費用を支給し、日常生活の介護に利用することによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	3,003	3,200	4,511	4,511	5,821	6,112	9,022
利用者数 (人/月)	10	11	11	11	14	15	22

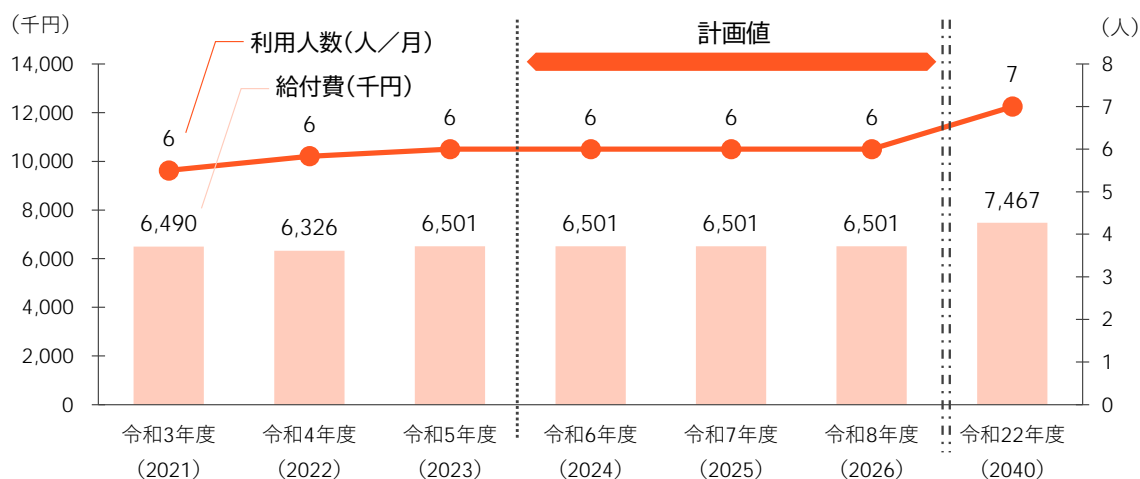
■サービス提供量確保のための方策

このサービスは年により利用の変化が大きなサービスです。第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正なサービスの利用を図っていきます。

⑭住宅改修費

在宅の要介護者等が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	6,490	6,326	6,501	6,501	6,501	6,501	7,467
利用者数 (人/月)	6	6	6	6	6	6	7

■サービス提供量確保のための方策

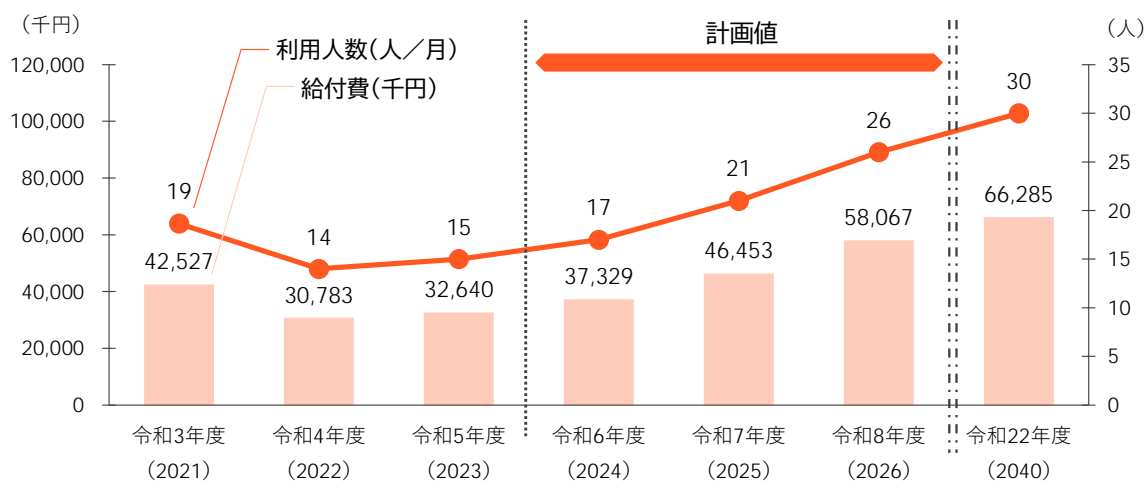
このサービスは年により利用の変化が大きなサービスです。第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量は横ばいで推移するものと見込みました。

また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

⑮特定施設入居者生活介護

要介護者等が指定を受けた有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能回復訓練、療養上の世話を受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	42,527	30,783	32,640	37,329	46,453	58,067	66,285
利用者数 (人/月)	19	14	15	17	21	26	30

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画では、増加傾向で推移していく予測でしたが、実際には減少傾向で推移しています。しかし、高齢者が増加していく中で、ニーズがこれ以上低くなることは考えにくいことから、令和5(2023)年度の数値を横ばいで推移していくものとします。

今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正な提供量の確保を図ります。

【2】地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度認定者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

利用者のニーズや参入事業者の動向を把握しながら、整備を検討するものとします。また、近隣市町など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れ対応を検討していきます。

②夜間対応型訪問介護

「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあり、「定期巡回」は介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）等が夜間定期的に自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や掃除などの生活援助を行います。

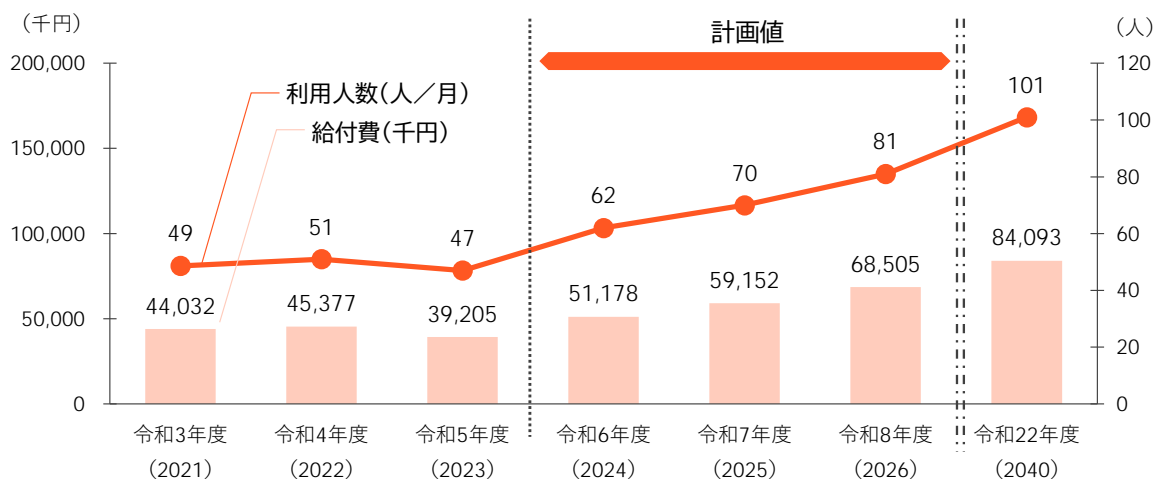
また、「随時対応」は、ベッドから転落して自力で起き上がれない時や夜間に急に体調が悪くなった時などに、訪問介護員（ホームヘルパー）を呼んで介助を受けたり、救急車の手配などのサービスを受けることができるなど、医療ニーズが高い高齢者にも対応できますが、厚生労働省の想定では事業規模が人口規模20～30万人で、300～400人の利用者を見込んでいるものであるため、本市単独での整備は難しい状況です。

利用者のニーズや市内の参入事業者、近隣市町の参入事業者の動向を継続的に把握しながら、基盤整備に向けて近隣市町とともに検討していきます。

③地域密着型通所介護

利用定員数が18人以下の小規模な通所事業所で、在宅の要介護者等が、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能回復訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	44,032	45,377	39,205	51,178	59,152	68,505	84,093
利用者数(人/月)	49	51	47	62	70	81	101

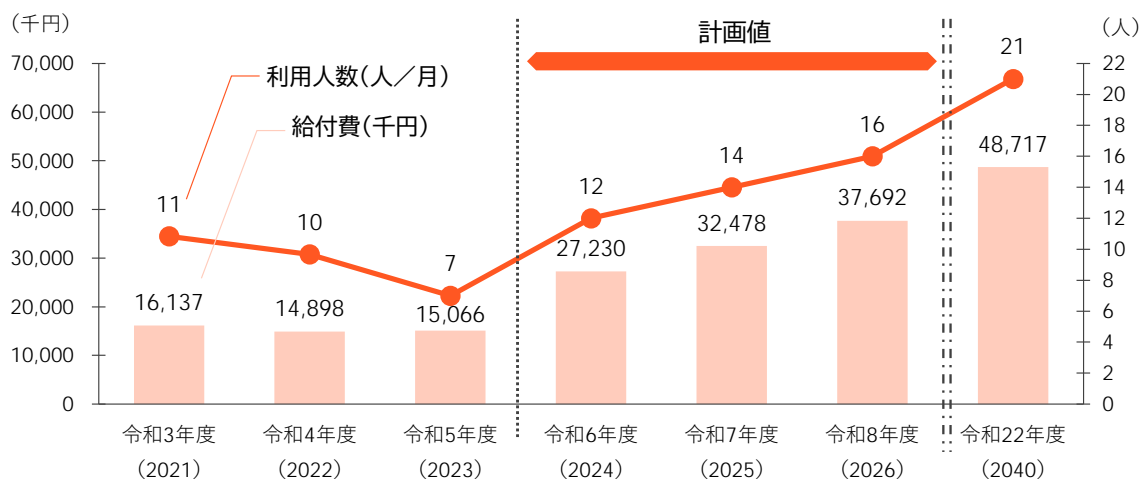
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画では、増加傾向で推移していく予測でしたが、実際には利用者数は50人前後でほぼ横ばいで推移しています。今後も一定数の利用者を見込み、令和5(2023)年度の数値を横ばいで推移していくものとします。

④認知症対応型通所介護

認知症の要介護者がデイサービスセンター等に通って食事、入浴、排せつなどの介護や機能回復訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	16,137	14,898	15,066	27,230	32,478	37,692	48,717
利用者数 (人/月)	11	10	7	12	14	16	21

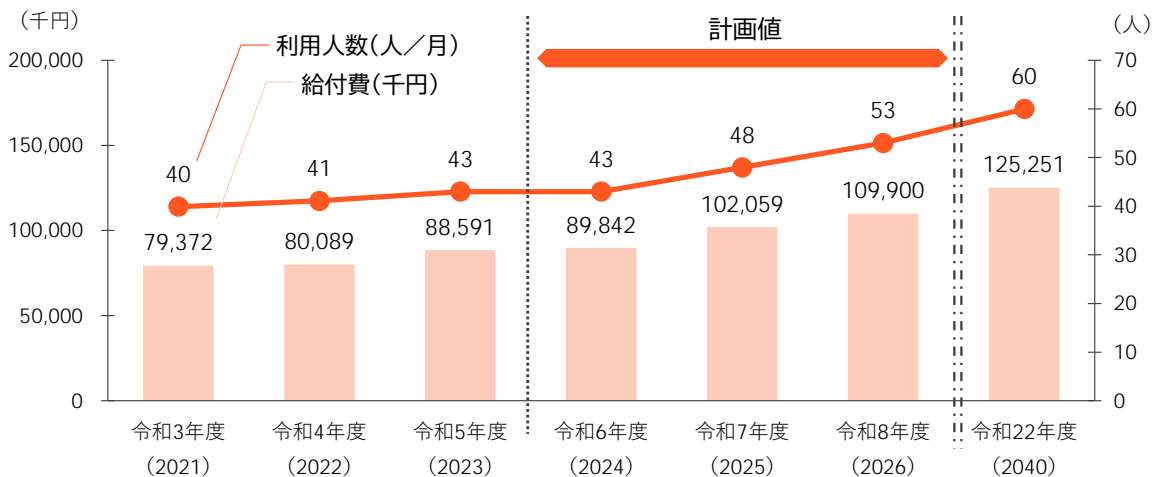
■サービス提供量確保のための方策

利用者数の減少傾向がみられますが、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測されることから、人数及び実態を把握しながら事業を進めます。

⑤小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護者等が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	79,372	80,089	88,591	89,842	102,059	109,900	125,251
利用者数(人/月)	40	41	43	43	48	53	60

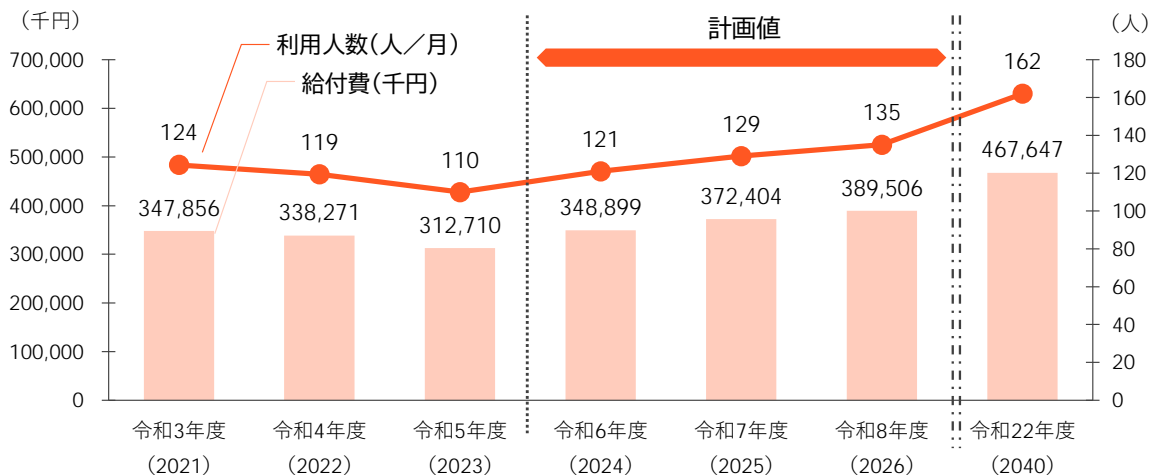
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と伸び、将来の整備計画を踏まえて、在宅生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

⑥認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が、グループホームにおいて共同生活を行いながら、食事、入浴、排せつなどの介護や機能回復訓練を受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	347,856	338,271	312,710	348,899	372,404	389,506	467,647
利用者数(人/月)	124	119	110	121	129	135	162

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測されていることから、人数及び実態を把握しながら事業を進めます。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

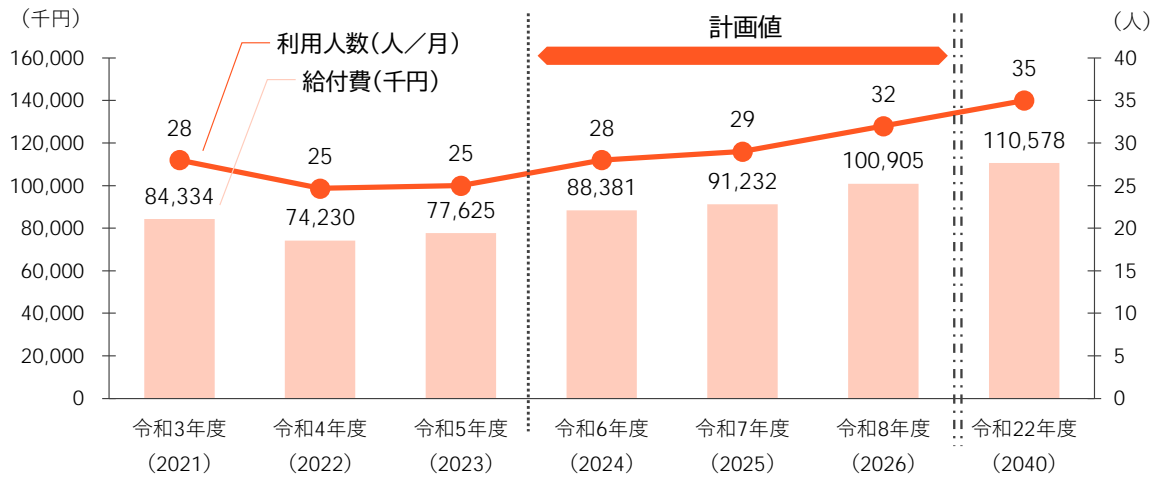
特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののうち、介護専用型（要介護者のみが入居できる）の定員29人以下の規模のもので、食事、入浴、排せつなどの介護等を中心に行うサービスです。

当面、このサービスの利用はないものと想定しており、第8期計画期間の最終年度（令和5年度）における必要利用定員総数についても、利用者なしと見込んでいますが、引き続き利用者の動向を把握し、ニーズがあれば今後設置に向けて検討を行うものとします。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

一定規模以下（29人以下）の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	84,334	74,230	77,625	88,381	91,232	100,905	110,578
利用者数 (人/月)	28	25	25	28	29	32	35

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と伸びを踏まえ、適正な提供量の確保を図ります。

⑨看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせで一体的に提供するサービスです。
引き続き、利用者のニーズや参入事業者の動向を把握しながら整備を検討するものとします。

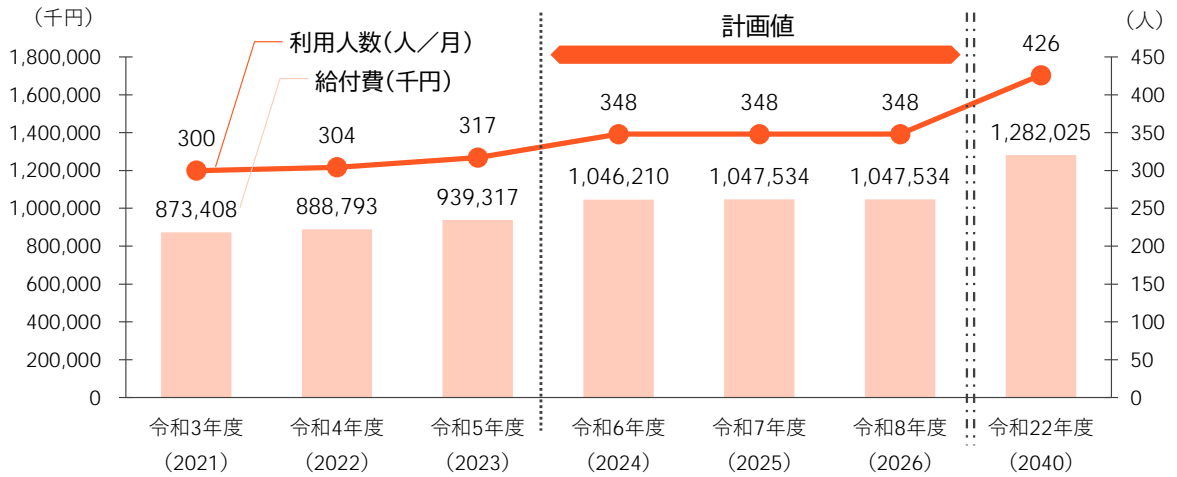
【3】施設サービス

①介護老人福祉施設

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所します。

介護保険の施設サービス計画に基づく食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活の世話、機能回復訓練、健康管理などを受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	873,408	888,793	939,317	1,046,210	1,047,534	1,047,534	1,282,025
利用者数 (人/月)	300	304	317	348	348	348	426

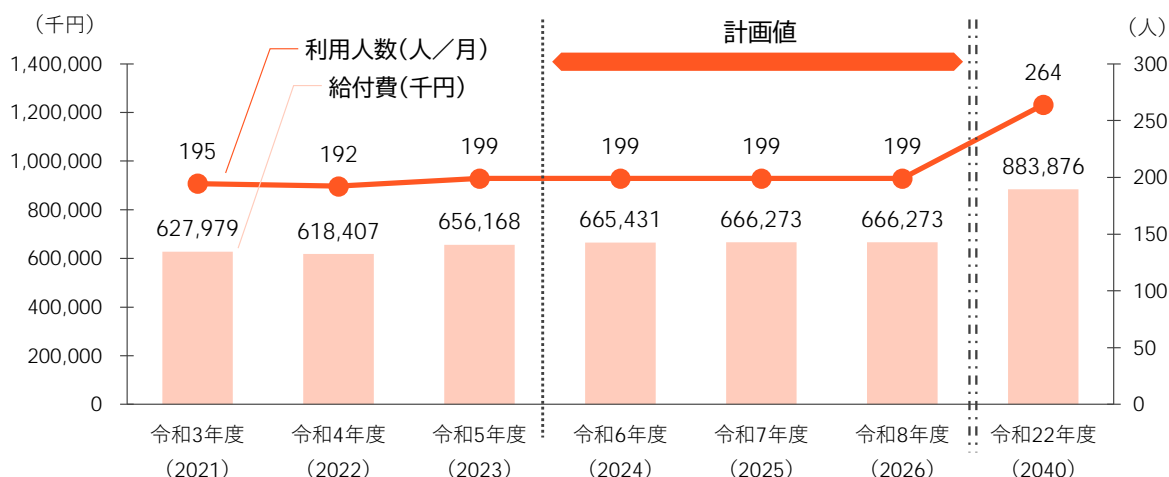
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績に基づき、第9期計画期間における必要な提供量を見込んでいます。

②介護老人保健施設

症状が安定し、治療より看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービスに基づく医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	627,979	618,407	656,168	665,431	666,273	666,273	883,876
利用者数 (人/月)	195	192	199	199	199	199	264

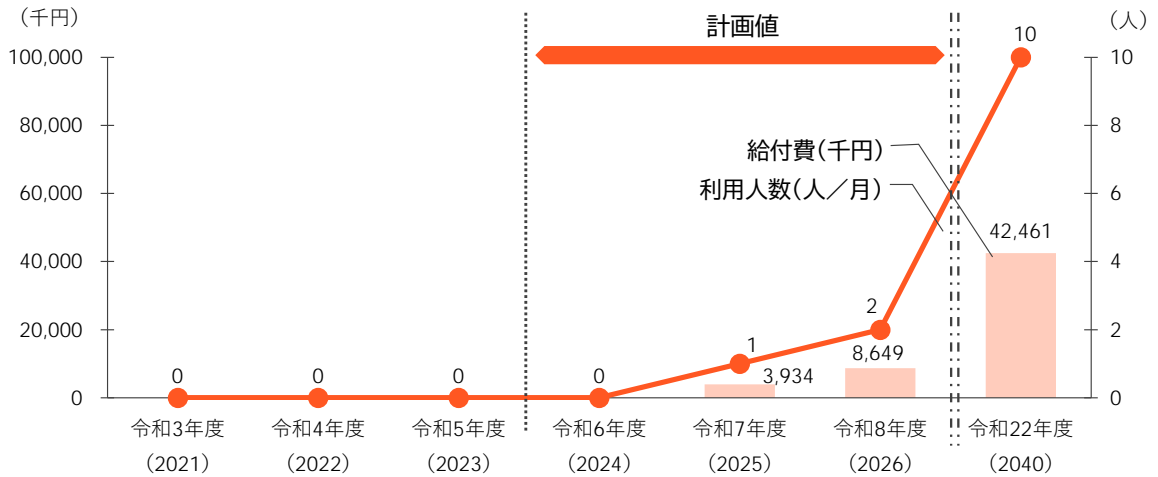
■サービス提供量確保のための方策

現在の開設状況に加え、市外施設の利用も増加していることを加味して、必要な提供量を見込んでいます。

③介護医療院

介護医療院は、医療と介護の連携を推進する観点から、日常的な医学管理や看取りターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備える施設です。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	0	0	0	0	3,934	8,649	42,461
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	2	10

■サービス提供量確保のための方策

介護医療院は、令和6(2024)年3月までに介護療養型医療施設が介護医療院に順次転換することとされていることから、第9期計画期間中では転換後となる令和7(2025)年度から見込むこととしています。

利用者の状態に即した医療や介護サービスなどが切れ目なく提供できるよう、事業者と連携を図りながら、適切なサービス提供ができる体制の確保に努めます。

④介護療養型医療施設

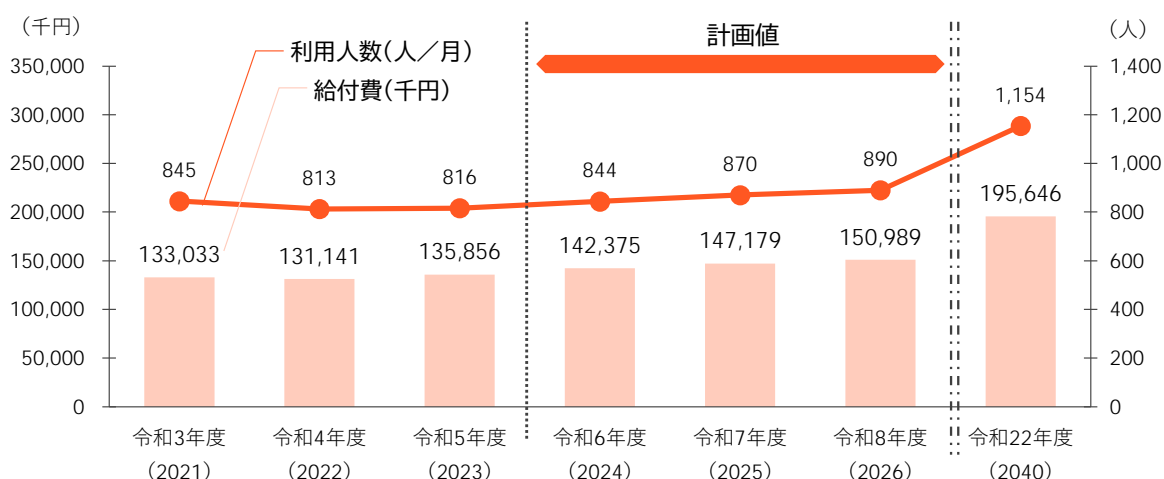
急性期の治療が終わり、長期の治療を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。介護保険の施設サービス計画に基づく医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、その他の世話及び機能訓練などを受けることができます。

介護療養型医療施設は、平成30(2018)年3月末が設置期限とされていましたが、経過措置期間が令和6(2024)年3月までに延長され、この間に介護療養型医療施設は介護医療院に順次転換することとされています。第8期計画期間中の利用者はおらず、また、介護療養型医療施設のサービス見込量については、介護医療院へと転換される時期が未確定のため、第9期計画期間中は見込んでいません。

【4】居宅介護支援

在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)が、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス事業者との連絡調整及び介護保険施設等への紹介等を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

■ サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	133,033	131,141	135,856	142,375	147,179	150,989	195,646
利用者数(人/月)	845	813	816	844	870	890	1,154

■ サービス提供量確保のための方策

要介護者の増加に伴い、提供量も増加するものと見込みました。

また、第8期計画に引き続き介護給付の適正化事業を推進することにより、事業者への運営指導等を行い、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象にスキルアップを図るほか、適正な居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されるよう、ケアプランチェックを行っていきます。

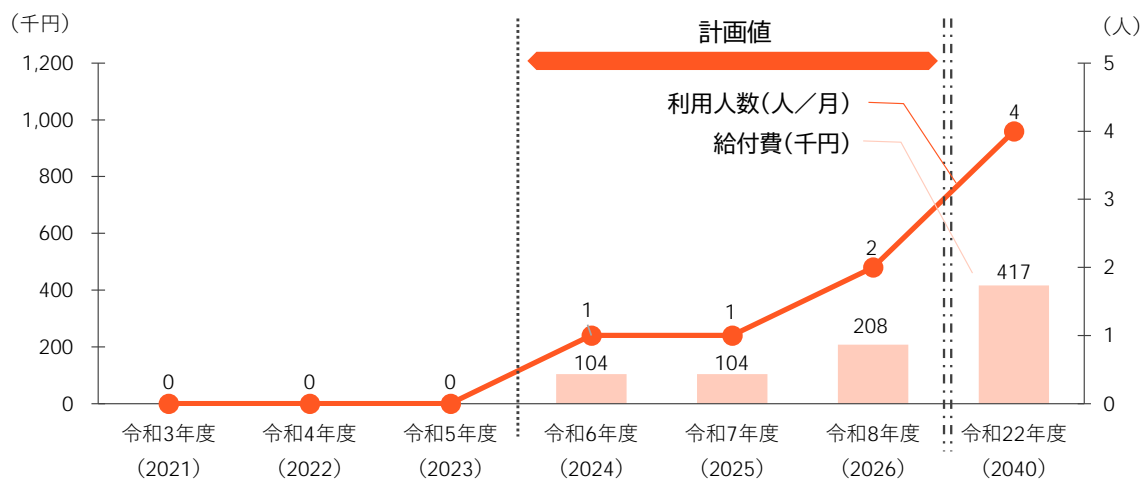
2. 予防給付

【1】介護予防サービス

①介護予防訪問入浴介護

要支援者が感染症等の理由により、その他の方法で入浴できない場合は、要支援者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴を行い、心身機能の維持・向上を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	0	0	0	104	104	208	417
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	2	4

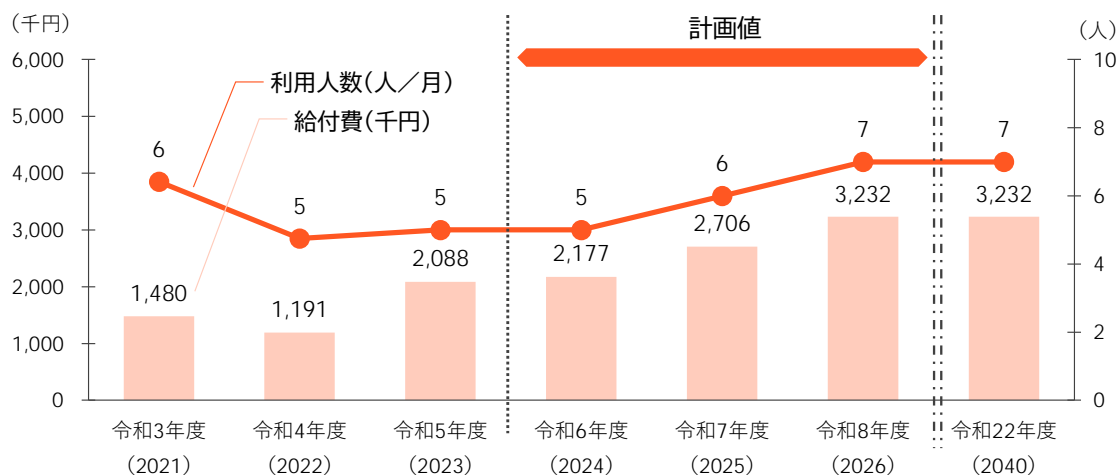
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中は利用されていませんが、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加によるサービス利用の可能性を考慮し、過去の実績を参考に提供量を確保しました。

②介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者の自宅を訪問して、心身機能の低下を防ぐため、療養上の世話などを行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	1,480	1,191	2,088	2,177	2,706	3,232	3,232
利用者数(人/月)	6	5	5	5	6	7	7

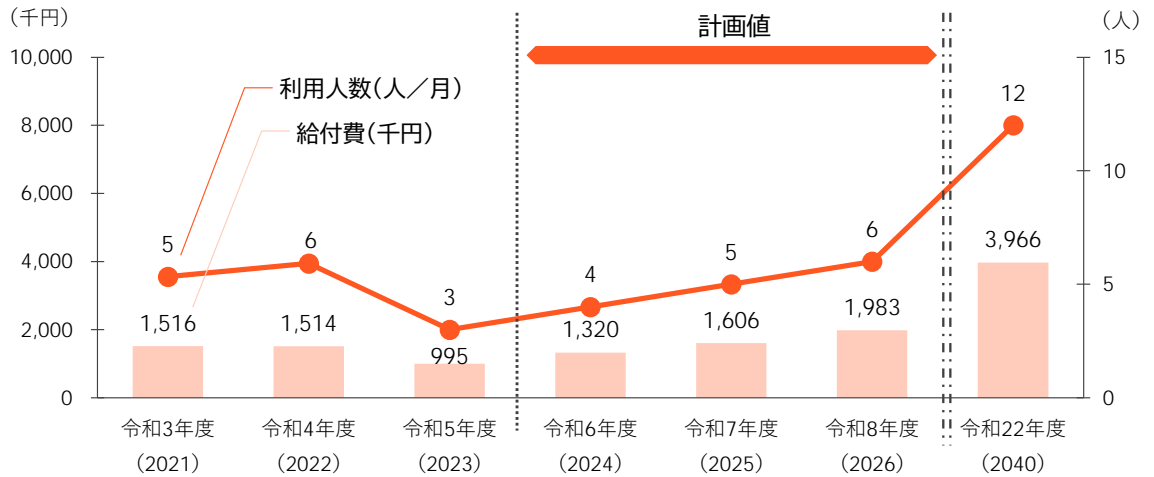
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、居宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、提供量確保の方策を検討していきます。

③介護予防訪問リハビリテーション

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	1,516	1,514	995	1,320	1,606	1,983	3,966
利用者数(人/月)	5	6	3	4	5	6	12

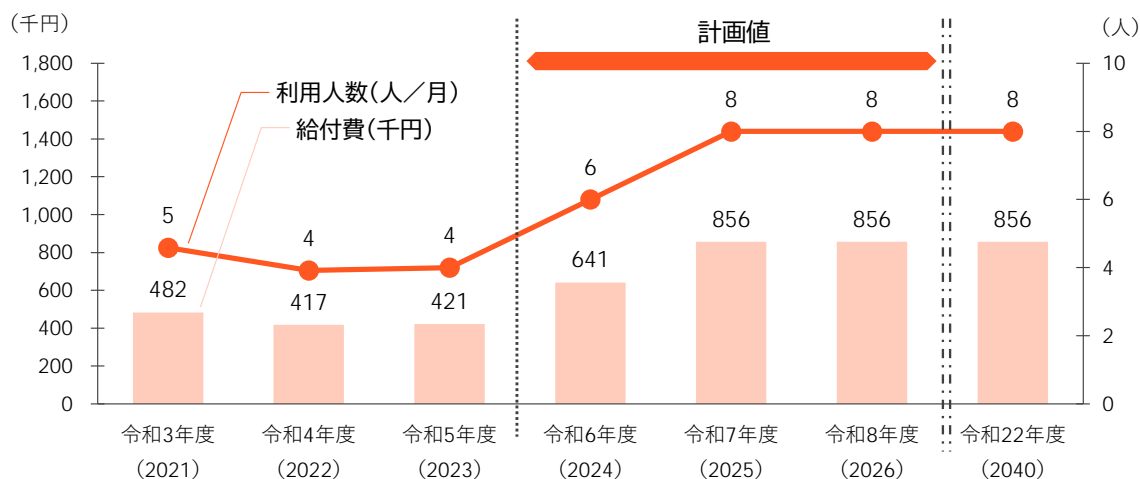
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

④介護予防居宅療養管理指導

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などにより薬の飲み方、食事などの療養上の管理及び指導を受けることによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	482	417	421	641	856	856	856
利用者数(人/月)	5	4	4	6	8	8	8

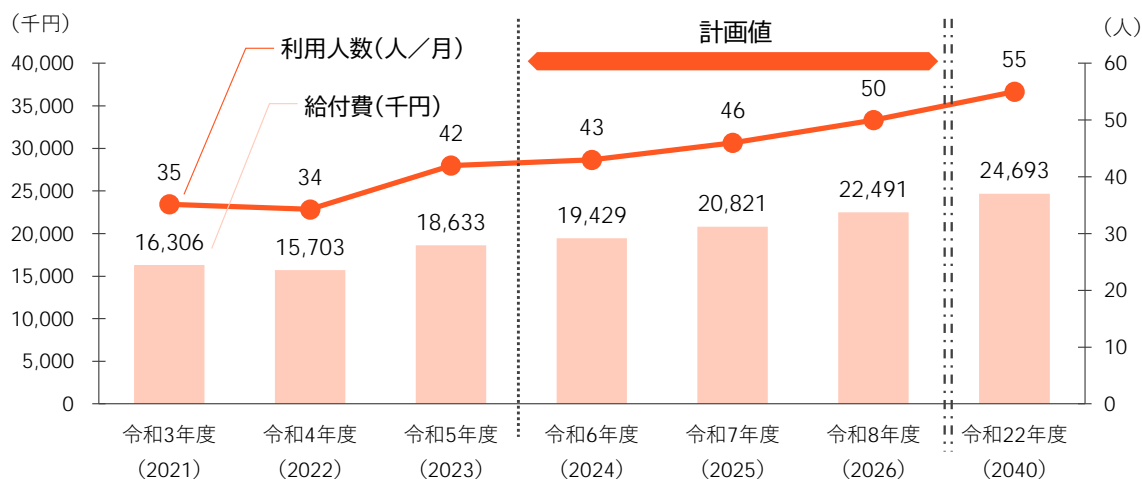
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図るとともに、医療機関などと調整を図りながら提供量確保の方策を検討していきます。

⑤介護予防通所リハビリテーション

要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、当該施設において一定期間にわたり介護予防を目的とした理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	16,306	15,703	18,633	19,429	20,821	22,491	24,693
利用者数 (人/月)	35	34	42	43	46	50	55

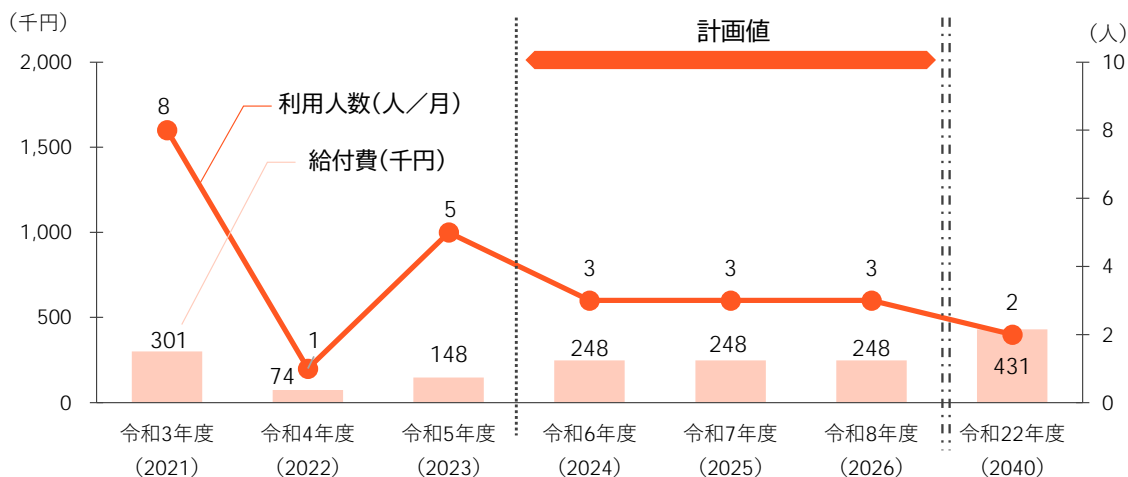
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、介護予防を重視する観点から、提供量が増加で推移するものと見込みました。

⑥介護予防短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)

要支援者が特別養護老人ホーム等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能回復訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	301	74	148	248	248	248	431
利用者数 (人/月)	8	1	5	3	3	3	2

■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績を踏まえるとともに、介護予防を重視する観点から、提供量が増加で推移するものと見込みました。

⑦介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

要支援者が介護老人保健施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能回復訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

当面、このサービスの利用はないものと想定しており、第8期計画期間の最終年度(令和5(2023)年度)における必要利用定員総数についても、利用者なしと見込んでいますが、引き続き利用者の動向を把握し、ニーズがあれば今後設置に向けて検討を行うものとします。

⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)

要支援者が介護療養型医療施設に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能回復訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

第8期計画期間中の実績において、令和5(2023)年度は利用されていない状況であるとともに、介護療養型医療施設は将来的に介護医療院に転換されることから、提供量は見込んでいません。

⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院)

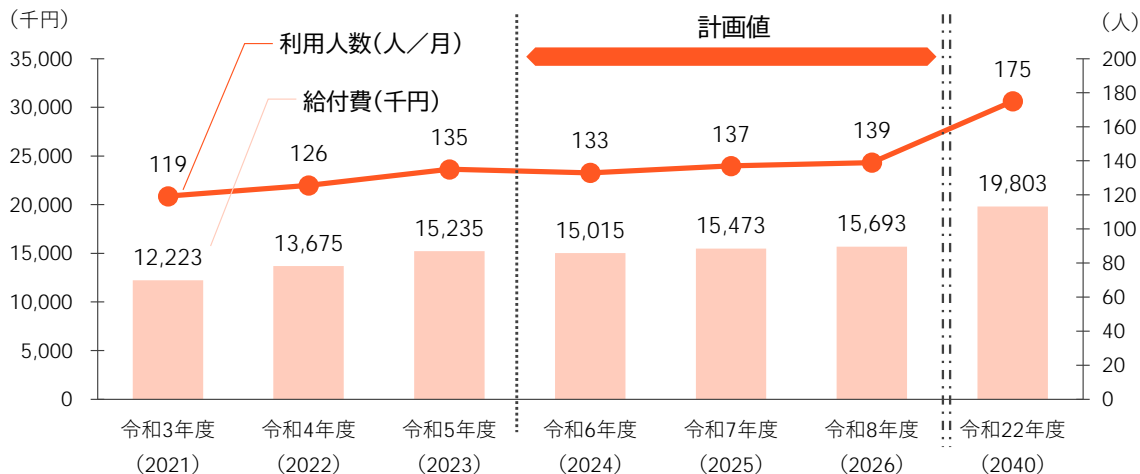
要支援者が介護医療院に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

近隣市町など周辺地域で開設されることがあれば、設置保険者に同意を求めて、本市からも利用できるようにすることを視野に入れて対応を検討していきます。

⑩介護予防福祉用具貸与

要支援者が、介護予防に資する福祉用具の貸与を受け、これを利用することによって介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	12,223	13,675	15,235	15,015	15,473	15,693	19,803
利用者数(人/月)	119	126	135	133	137	139	175

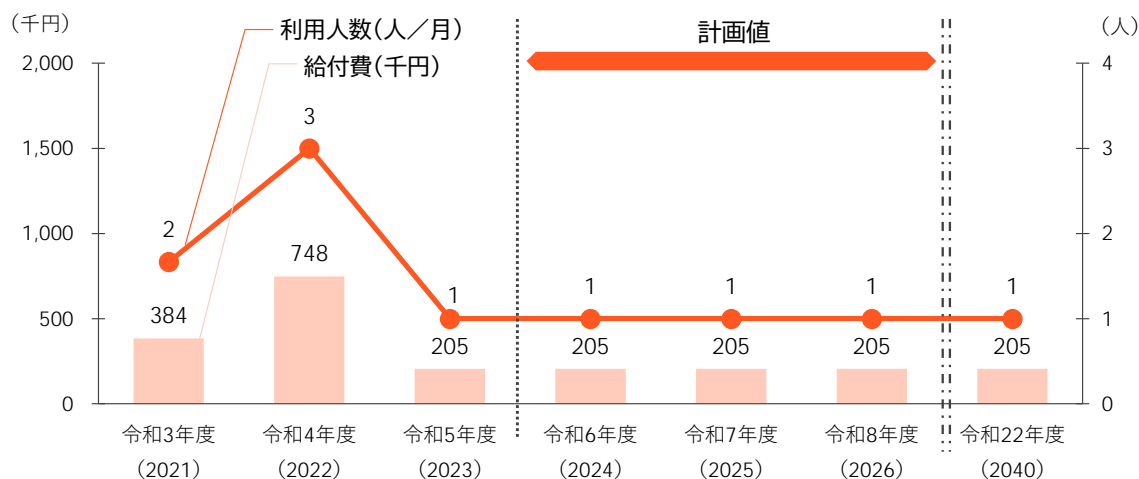
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績は伸びており、また、今後も利用が増えると思込まれることから、提供量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

⑪特定介護予防福祉用具購入費

要支援者の心身機能の状態を踏まえ、介護予防に資する入浴または排せつ等に用いる福祉用具の費用を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	384	748	205	205	205	205	205
利用者数 (人/月)	2	3	1	1	1	1	1

■サービス提供量確保のための方策

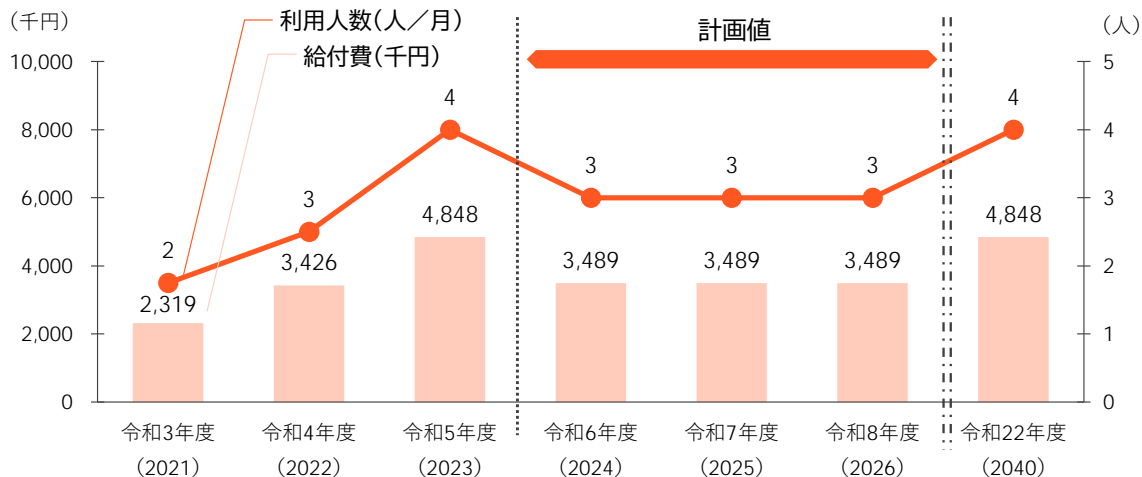
第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図ります。

令和4(2022)年度以前の利用状況の実績を参考に提供量を確保しました。

⑫介護予防住宅改修費

在宅の要支援者が、手すりや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅支援住宅改修費を支給します。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	2,319	3,426	4,848	3,489	3,489	3,489	4,848
利用者数 (人/月)	2	3	4	3	3	3	4

■サービス提供量確保のための方策

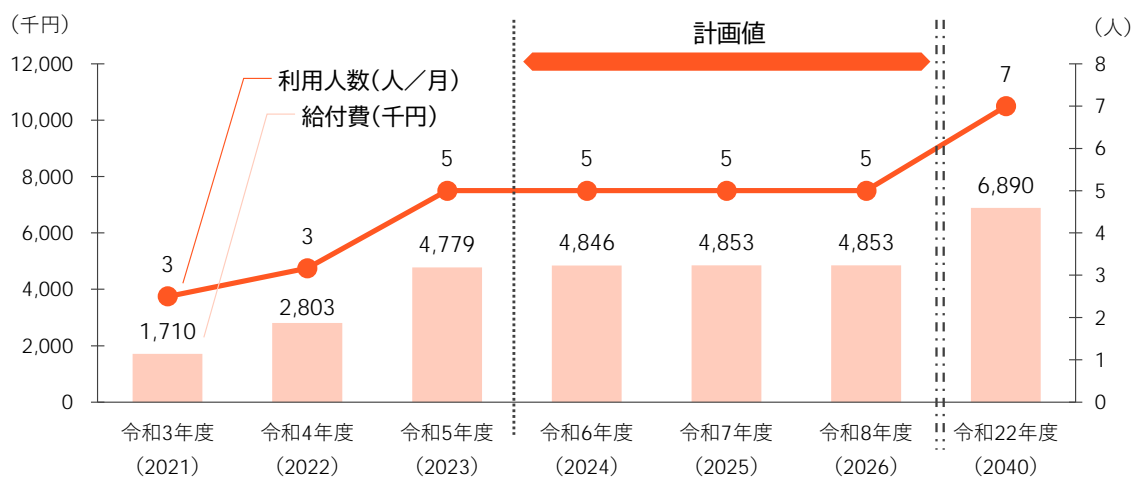
第8期計画期間中の実績を踏まえて提供量の確保を図ります。

また、各利用者の状態に合った改修工事を行っていきよう、施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらいよう、適切な指導に努めます。

⑬介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなど特定施設に入居している要支援者が、期間を区切って集中的に日常生活を想定しながら、心身機能の低下を防ぐことを目的とし、運動器の機能向上などの機能回復訓練を中心に行うことによって、介護予防を図ります。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	1,710	2,803	4,779	4,846	4,853	4,853	6,890
利用者数 (人/月)	3	3	5	5	5	5	7

■サービス提供量確保のための方策

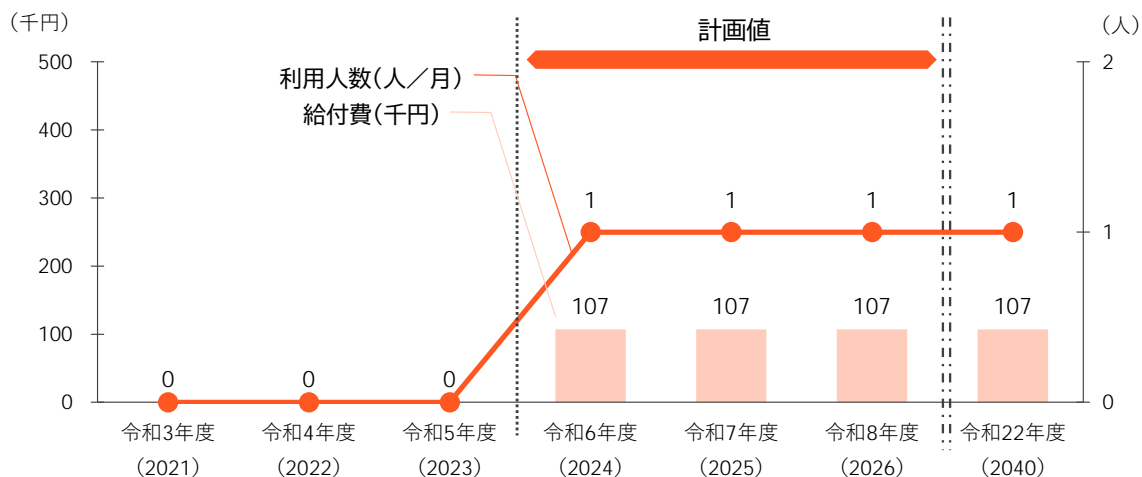
サービスの性質上、月により利用者数の変動のあるサービスですが、今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努め、適正な提供量の確保を図ります。

【2】地域密着型介護予防サービス

①介護予防認知症対応型通所介護

通所施設において、軽度の認知症にある方に、日常生活を想定しながら、短期集中的に、心身機能の低下を防ぐために運動器の機能向上などの機能回復訓練を中心に行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	0	0	0	107	107	107	107
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	1

■サービス提供量確保のための方策

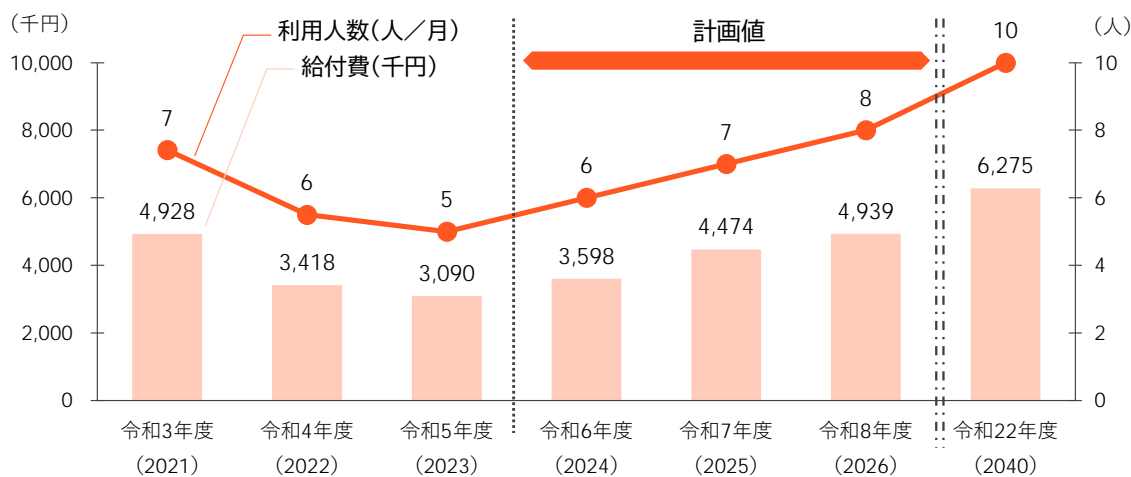
認知症施策の充実を図る観点から提供量を見込み、認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら対応を検討します。

なお、事業者には、認知症ケアの質の向上について、県等が実施する認知症研修への参加を勧めます。

②介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、入浴・排せつ・食事等の介護のほか、運動器の機能向上等の機能回復訓練を行います。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	4,928	3,418	3,090	3,598	4,474	4,939	6,275
利用者数(人/月)	7	6	5	6	7	8	10

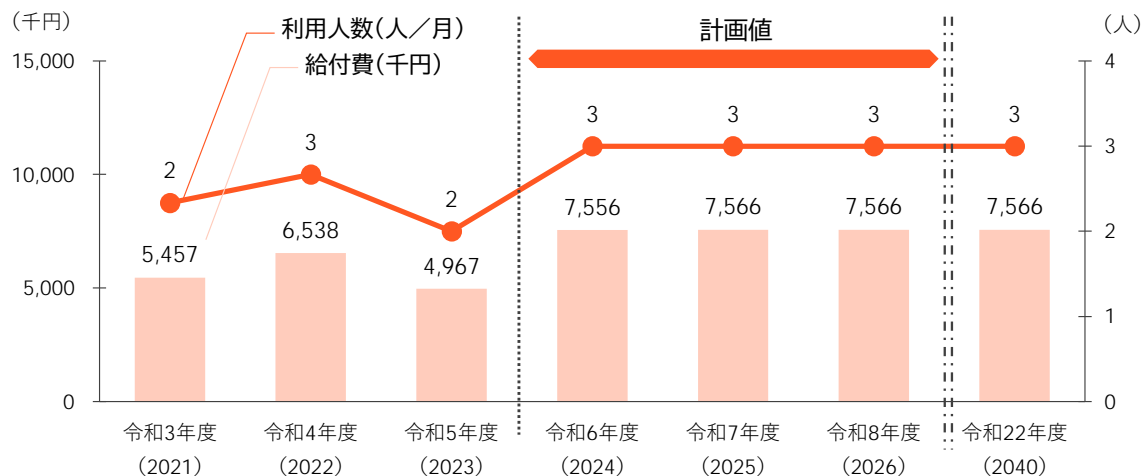
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と将来の整備計画を踏まえて、在宅生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

③介護予防認知症対応型共同生活介護

軽度の認知症の方が、共同で生活できる場で、食事や入浴などの介護や支援、機能回復訓練が受けられます。

■サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	5,457	6,538	4,967	7,556	7,566	7,566	7,566
利用者数 (人/月)	2	3	2	3	3	3	3

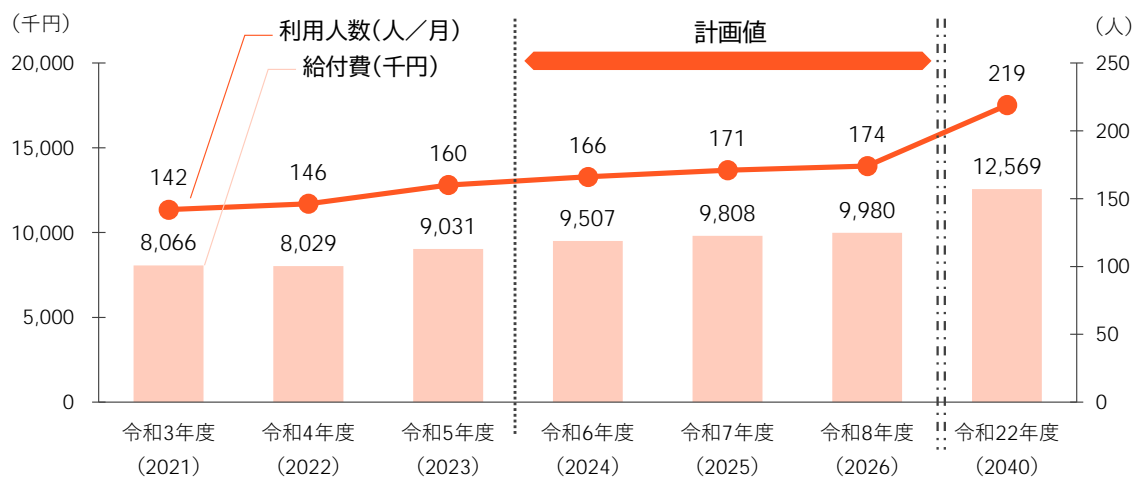
■サービス提供量確保のための方策

第8期計画期間中の実績と将来の整備計画を踏まえて、地域での生活を支えるための適正な提供量の確保を図ります。

【3】介護予防支援

要支援者が、予防給付サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が中心となって、介護予防サービス計画の作成や、介護予防サービス事業者との調整などを行います。

■ サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
給付費(千円)	8,066	8,029	9,031	9,507	9,808	9,980	12,569
利用者数(人/月)	142	146	160	166	171	174	219

■ サービス提供量確保のための方策

要支援者の増加の伸びに合わせて、提供量も推移すると見込みました。

なお、要支援者の状態を適切に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントが行われるよう、計画作成者のスキルアップを図っていきます。

3. 市町村特別給付

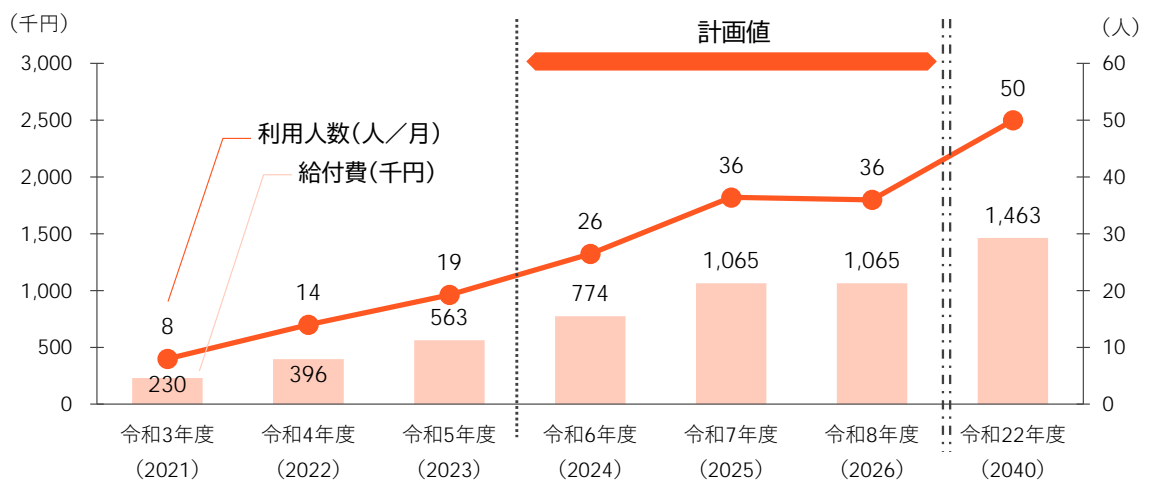
市町村特別給付は、要介護者に対して、市町村が条例で定める市町村独自の保険給付であり、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資することを目的としたものです。

本市では、紙おむつ等支給サービスを独自サービスとして実施します。

【1】紙おむつ等支給サービス

在宅で生活する寝たきりや認知症高齢者に対し、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

■ サービス提供量の推移



	実績値		見込値	計画値			長期計画値
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
給付費 (千円)	230	396	563	774	1,065	1,065	1,463
利用者数 (人/月)	8	14	19	26	36	36	50

■ サービス提供量確保のための方策

在宅での介護を必要とする高齢者に対する施策を充実させる観点から提供量を見込み、寝たきりや認知症高齢者の人数や実態を調査・把握しながら事業を進めます。

(ア) 給付費等の見込み

1. 総給付費の見込み

■ 介護給付費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 居住サービス				
訪問介護	97,476	101,941	107,028	128,616
訪問入浴介護	16,608	17,828	19,324	26,477
訪問看護	29,412	31,229	31,961	41,873
訪問リハビリテーション	8,320	9,599	11,197	11,986
居宅療養管理指導	9,426	10,305	10,866	12,406
通所介護	245,024	257,658	268,124	331,967
通所リハビリテーション	252,390	269,103	284,004	335,322
短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)	211,724	221,723	233,214	287,149
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	42,473	50,130	51,724	86,647
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	89,684	92,863	95,495	124,014
特定福祉用具購入費	4,511	5,821	6,112	9,022
住宅改修費	6,501	6,501	6,501	7,467
特定施設入居者生活介護	37,329	46,453	58,067	66,285
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	51,178	59,152	68,505	84,093
認知症対応型通所介護	27,230	32,478	37,692	48,717
小規模多機能型居宅介護	89,842	102,059	109,900	125,251
認知症対応型共同生活介護	348,899	372,404	389,506	467,647
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	88,381	91,232	100,905	110,578
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	1,046,210	1,047,534	1,047,534	1,282,025
介護老人保健施設	665,431	666,273	666,273	883,876
介護医療院	0	3,934	8,649	42,461
介護療養型医療施設				
(4) 居宅介護支援	142,375	147,179	150,989	195,646
合計	3,510,424	3,643,399	3,763,570	4,709,525

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

■ 予防給付費

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	104	104	208	417
介護予防訪問看護	2,177	2,706	3,232	3,232
介護予防訪問リハビリテーション	1,320	1,606	1,983	3,966
介護予防居宅療養管理指導	641	856	856	856
介護予防通所リハビリテーション	19,429	20,821	22,491	24,693
介護予防短期入所生活介護(特養)	248	248	248	431
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	15,015	15,473	15,693	19,803
特定介護予防福祉用具購入費	205	205	205	205
介護予防住宅改修費	3,489	3,489	3,489	4,848
介護予防特定施設入居者生活介護	4,846	4,853	4,853	6,890
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	107	107	107	107
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,598	4,474	4,939	6,275
介護予防認知症対応型共同生活介護	7,556	7,566	7,566	7,566
(3) 介護予防支援	9,507	9,808	9,980	12,569
合計	68,242	72,316	75,850	91,858

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

■ 総給付費 (介護給付費＋予防給付費)

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総給付費	3,578,666	3,715,715	3,839,420	4,801,383
伸び率	-	3.83%	3.33%	-

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

2. 介護保険標準給付費見込額

■ 介護保険標準給付費見込額

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費	3,578,666	3,715,715	3,839,420	11,133,801
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	195,037	199,599	202,964	597,600
特定入所者介護サービス費等給付額	192,322	196,572	199,886	588,780
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	2,715	3,027	3,078	8,820
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	84,551	86,543	88,002	259,096
高額介護サービス費等給付額	83,211	85,049	86,483	254,743
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,340	1,494	1,519	4,352
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,692	11,951	12,152	35,795
算定対象審査支払手数料	2,602	2,660	2,704	7,966
標準給付費見込額	3,872,548	4,016,467	4,145,243	12,034,258

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

3. 地域支援事業費見込額

■地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	83,891	86,518	89,297	259,607
介護予防・生活支援サービス	26,931	27,744	28,571	83,247
訪問介護相当サービス	664	684	704	2,052
	56人	57人	58人	171人
訪問型サービスC	243	243	243	729
	3人	3人	3人	9人
通所介護相当サービス	2,422	2,494	2,569	7,485
	124人	127人	130人	381人
通所型サービスA	897	924	951	2,771
	97人	99人	101人	297人
通所型サービスC	3,828	3,950	4,070	11,848
	5人	5人	5人	15人
介護予防ケアマネジメント	18,878	19,450	20,034	58,362
一般介護予防事業	3,559	3,629	3,737	10,925
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	1,183	1,183	1,219	3,585
地域介護予防活動支援事業	2,326	2,396	2,468	7,190
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	50	50	50	150
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	53,301	55,145	56,989	165,435
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	145,824	154,646	163,493	463,963
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	118,432	126,432	134,432	379,296
任意事業	27,392	28,214	29,061	84,667
包括的支援事業(社会保障充実分)	37,314	38,430	39,583	115,327
在宅医療・介護連携推進事業	2,473	2,548	2,625	7,646
生活支援体制整備事業	15,059	15,511	15,980	46,550
認知症初期集中支援推進事業	6,671	6,872	7,079	20,622
認知症地域支援・ケア向上事業	12,931	13,319	13,719	39,969
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	180	180	180	540
合計	266,929	279,594	292,373	838,897

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

(イ) 基準月額介護保険料の算出

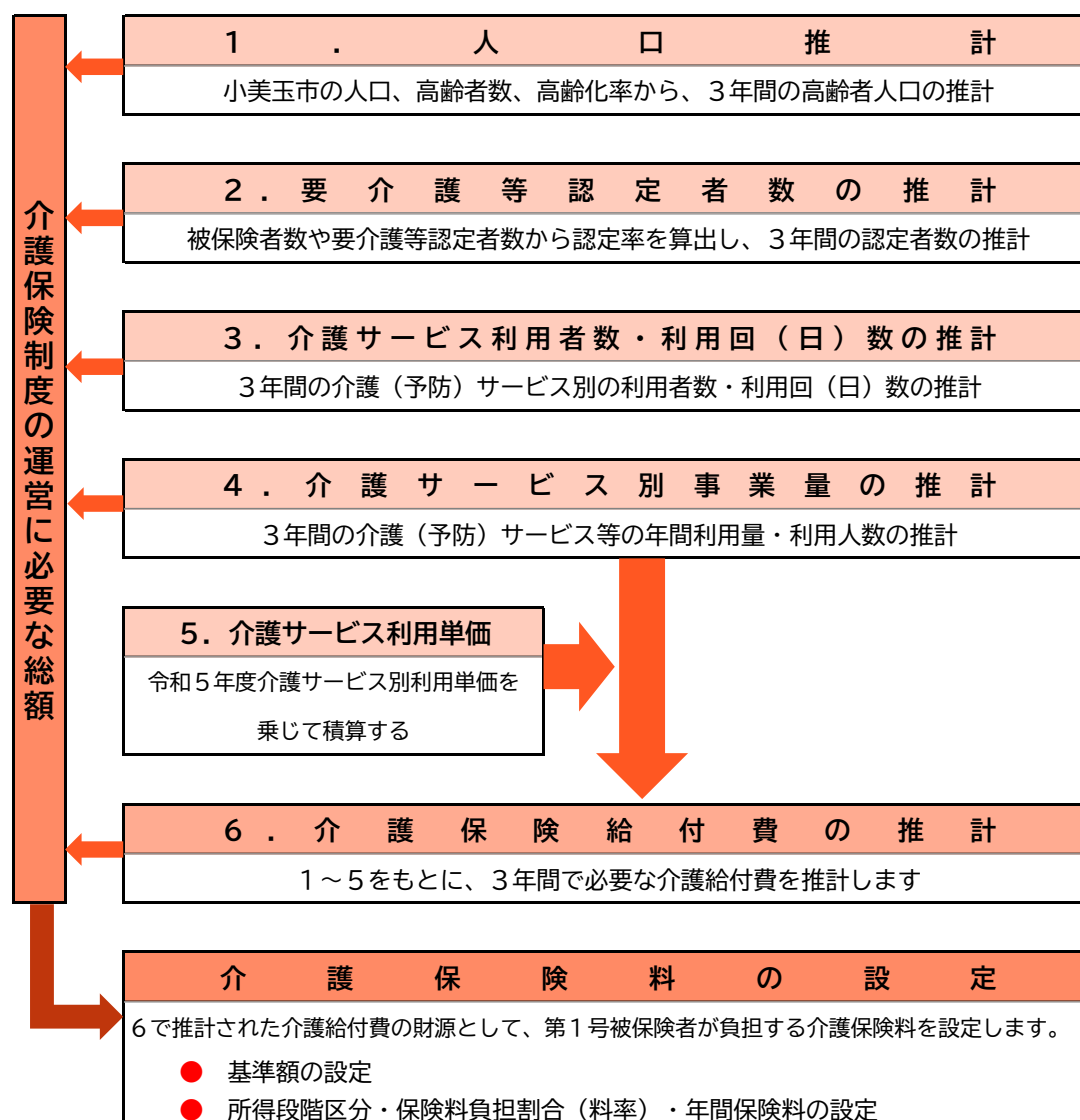
1. 第9期計画期間の保険料の設定

【1】介護保険料設定の流れ

介護保険料は、3年ごとの介護保険計画の策定の都度、見直しを行います。3年間で必要な介護サービス費等は、現在(直近3か年)の推移から算出した要介護認定者数や介護サービス利用率の動向をもとに、その傾向が今後も続くという前提で認定者数や介護サービス等を推計する「自然体推計」方法を用いて算出します。その費用を第1号被保険者の所得等の段階に応じて、どれだけご負担いただくかを定めることにより、介護保険料を設定します。

第9期介護保険料は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの介護サービス費の推計をもとに、第1号被保険者が負担しなければならない費用(給付費等の23%相当)を算出します。

■介護保険料算定の流れ



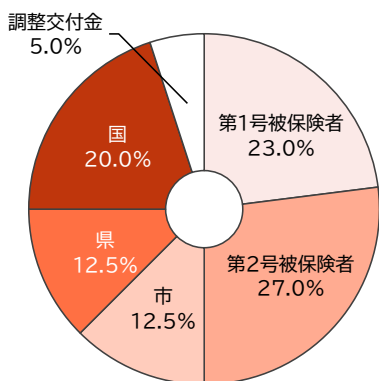
【2】第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の負担割合介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料(50%)と、国・都道府県・市町村の公費(50%)でまかなわれています。

第9期計画においては、介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となります。

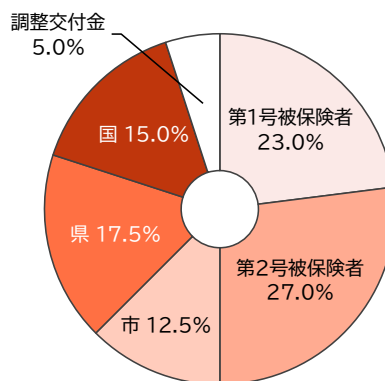
介護保険標準給付費

(居宅給付費)



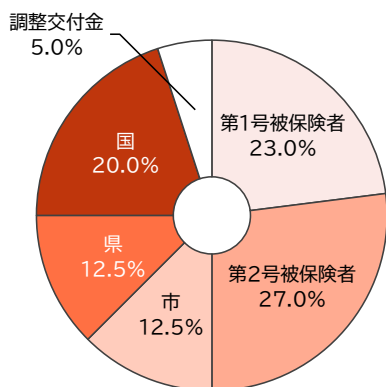
介護保険標準給付費

(施設等給付費)



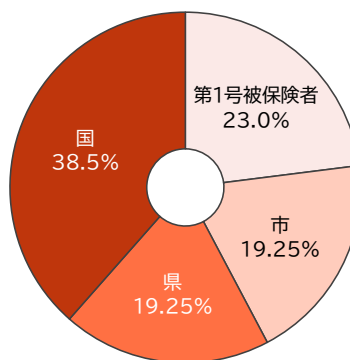
地域支援事業費

(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費

(包括的支援事業・任意事業)



【3】所得段階別負担割合の設定

国では、保険給付の増加が確実視されることから、より安定的な介護保険制度の運営のために、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定(標準13段階)が示されています。

本市の第9期計画においても、これまでの10段階から、国が示す標準13段階へ細分化し、低所得の方への配慮を強化します。

■ 第9期計画の所得段階（標準13段階）

所得段階	対象者	費用負担割合
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.455 (0.285)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.685 (0.485)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	基準額 × 0.69 (0.685)
第4段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.90
第5段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額 × 1.00
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10
第12段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30
第13段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.40

※第1段階から第3段階における（ ）内の数値は、令和6年度からの国の低所得者負担割合の軽減強化策を示しています。

※「合計所得金額」は、「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

【4】公費による保険料の負担軽減

第8期計画から引き続き、保険料所得段階(146ページ参照)による第1段階から第3段階については、国・都道府県・市町村が公費で負担することにより、保険料の負担軽減を行います。

【5】第9期計画における第1号被保険者の推計

令和5年4月1日の所得段階を参考に、新たな所得段階被保険者数を推計した結果は次のとおりです。

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	割合
第1段階被保険者数	2,402人	2,413人	2,416人	15.9%
第2段階被保険者数	1,158人	1,164人	1,165人	7.7%
第3段階被保険者数	937人	941人	942人	6.2%
第4段階被保険者数	2,037人	2,047人	2,049人	13.5%
第5段階被保険者数	2,381人	2,392人	2,395人	15.8%
第6段階被保険者数	2,214人	2,225人	2,228人	14.7%
第7段階被保険者数	2,229人	2,239人	2,242人	14.8%
第8段階被保険者数	993人	997人	998人	6.6%
第9段階被保険者数	356人	358人	358人	2.4%
第10段階被保険者数	123人	123人	124人	0.8%
第11段階被保険者数	66人	66人	66人	0.4%
第12段階被保険者数	45人	45人	45人	0.3%
第13段階被保険者数	146人	147人	147人	1.0%
合計	15,087人	15,157人	15,175人	100.0%

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

【6】第9期計画における第1号被保険者保険料額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の第9期計画期間における、標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額の合計は約128億円となります。これに、市町村特別給付費を加味し、保険料収納率の見込み、所得段階別加入割合を踏まえて算定した第1号被保険者の保険料基準額(第5段階の被保険者の保険料額)は5,350円(月額)となります。

また、介護給付費準備基金の取崩により、保険料の軽減を図っています。

		3年間合計
A	標準給付費見込額	12,034,258,098 円
B	地域支援事業費見込額	838,896,637 円
C	合計	12,873,154,735 円
D	第1号被保険者負担分相当額(23%)	2,960,825,589 円
E	調整交付金相当額	614,693,237 円
F	調整交付金見込交付割合	2.69%
G	後期高齢者加入割合補正係数	1.0966
H	所得段階別加入割合補正係数	1.0034
I	調整交付金見込額	331,232,000 円
J	財政安定化基金搬出金見込額(0%)	—
K	財政安定化基金償還金	—
L	準備基金の残高	692,524,896 円
M	準備基金取崩額	317,000,000 円
N	市町村特別給付費	745,781 円
O	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	30,000,000 円
P	保険料収納必要額 $D+(E-I)+J-M+N-O$	2,898,032,607 円
Q	予定保険料収納率	98.50%
R	3年間の第1号被保険者数合計	45,419 人
S	所得段階別加入割合 補正後被保険者数	45,825 人
T	保険料基準額(月額 第5段階)	5,350円
U	保険料基準額(年額 第5段階)	64,200円

【7】所得段階別保険料の月額(年額)

介護保険給付費の約23%を第1号被保険者が所得段階に応じて保険料として負担することになります。なお、第5段階が第1号被保険者の保険料基準額(1.00倍)となります。

所得段階	対象者	費用負担割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.455 (0.285)	2,430円 (1,520円)	29,200円 (18,200円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.685 (0.485)	3,660円 (2,590円)	43,900円 (31,100円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が120万円超の方	基準額 ×0.69 (0.685)	3,690円 (3,660円)	44,200円 (43,900円)
第4段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	4,810円	57,700円
第5段階	本人が市民税非課税だが、世帯に市民税課税者がいて、本人の前年分の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入金額の合計額が80万円超の方	基準額 ×1.00	5,350円	64,200円
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	6,420円	77,000円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	6,950円	83,400円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	8,020円	96,300円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	9,090円	109,100円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	10,160円	121,900円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	11,230円	134,800円
第12段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	12,300円	147,600円
第13段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	12,840円	154,000円

※月額保険料は、10円未満を切り捨てています。(※年額は100円未満切り捨て)

※第1段階から第3段階における()内の数値は、令和6年度からの国の低所得者負担割合の軽減強化策を示しています。

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

(ウ) 所得が低い方への対応

1. 介護保険料負担の所得段階の設定

国が示した保険料段階の設定(標準13段階)とします。

2. 特定入所者介護サービス費(補足給付)の給付

介護保険4施設入所者と短期入所生活介護の利用者の食費、居住費、滞在費について、利用負担段階が第1段階から第3段階②の方は国の定める基準費用額と負担限度額の差額を負担します。

主な対象者は、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に所得要件、資産要件などを追加し、判定することとなります。

区分	主な対象者
第1段階	生活保護受給者 本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人

● 次の1・2のいずれかに該当する場合、特定入所者介護(予防)サービス費の給付対象にはなりません。

- 1 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者
- 2 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
 - 第1段階 : 単身 1,000万円、夫婦2,000万円
 - 第2段階 : 単身 650万円、夫婦1,650万円
 - 第3段階①: 単身 550万円、夫婦1,550万円
 - 第3段階②: 単身 500万円、夫婦1,500万円

40歳～64歳の人については利用者負担段階区分にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円

※偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス等を受けた場合、その給付の価額に加え、その価額の2倍に相当する額以下の金額を徴収できます。

● なお、住民税課税層の食費・居住費の特例減額措置として、利用者負担段階が第1段階から第3段階②以外でも、高齢夫婦世帯で一方が介護保険施設に入った場合、一定の要件を満たせば施設での食費・居住費を減額することができます。

(基準費用額・負担限度額と補足給付額)

区分	食費 (月額)			居住費 (月額)				
	基準額	負担限度額	補足給付	基準額		負担限度額	補足給付	
第1段階	4.4万円	0.9万円 (0.9万円)	3.5万円 (3.5万円)	ユニット型個室		6.1万円	2.5万円	3.6万円
				ユニット型個室的多床室		5.1万円	1.5万円	3.6万円
				従来型個室	特養	3.6万円	1.0万円	2.6万円
					老健等	5.1万円	1.5万円	3.6万円
				多床室	特養	2.6万円	0.0万円	2.6万円
					老健等	1.146万円	0.0万円	1.146万円
第2段階	4.4万円	1.2万円 (1.8万円)	3.2万円 (2.6万円)	ユニット型個室		6.1万円	2.5万円	3.6万円
				ユニット型個室的多床室		5.1万円	1.5万円	3.6万円
				従来型個室	特養	3.6万円	1.3万円	2.3万円
					老健等	5.1万円	1.5万円	3.6万円
				多床室	特養	2.6万円	1.1万円	1.5万円
					老健等	1.146万円	1.125万円	0.021万円
第3段階 ①	4.4万円	2.0万円 (3.0万円)	2.4万円 (1.4万円)	ユニット型個室		6.1万円	4.0万円	2.1万円
				ユニット型個室的多床室		5.1万円	4.0万円	1.1万円
				従来型個室	特養	3.6万円	2.5万円	1.1万円
					老健等	5.1万円	4.0万円	1.1万円
				多床室	特養	2.6万円	1.1万円	1.5万円
					老健等	1.146万円	1.125万円	0.021万円
第3段階 ②	4.4万円	4.1万円 (4.0万円)	0.3万円 (0.4万円)	ユニット型個室		6.1万円	4.0万円	2.1万円
				ユニット型個室的多床室		5.1万円	4.0万円	1.1万円
				従来型個室	特養	3.6万円	2.5万円	1.1万円
					老健等	5.1万円	4.0万円	1.1万円
				多床室	特養	2.6万円	1.1万円	1.5万円
					老健等	1.146万円	1.125万円	0.021万円

※短期入所サービスの食費の負担限度額・補足給付額は()内の金額になります。

3. 高額介護サービス費の支給

世帯ごとに、1か月分の利用者負担額が自己負担上限を超えた場合に、高額介護サービス費を支給します。

利用者負担段階区分	負担の上限（月額）
課税所得690万円以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円（世帯）
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円（世帯）
一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税者等	24,600円（世帯）
課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護受給者等	15,000円（個人）

4. 高額医療合算介護サービス費の支給

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給します。

所得 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満が いる世帯	所得区分	70～74歳が いる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

- ※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
- ・毎月7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
 - ・支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

施策の方向4 介護人材の確保・業務の効率化

施策(1) 介護人材の確保

厚生労働省の、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を計算すると、令和7（2025）年度末には全国で243万人、令和22（2040）年度末には280万人が必要とされる見込となっており、令和7（2025）年度末までに約32万人の介護人材を確保する必要があります。

国は、総合的な介護人材確保対策（主な取組）として、「介護職員の処遇改善」、「多様な人材の確保・育成・定着」、「離職防止、定着促進、生産性向上」、「介護職の魅力向上」、「外国人材の受入環境整備」の5つの柱を掲げています。

本市としては、介護職の魅力向上のための取組を推進していくほか、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムを活用し、離職率、勤務時間等といった介護従事者に関する情報の公表について検討を図ります。

また、国や茨城県と連携し、介護人材の確保・資質の向上を図ります。

— 総合的な介護人材確保対策（主な取組） —

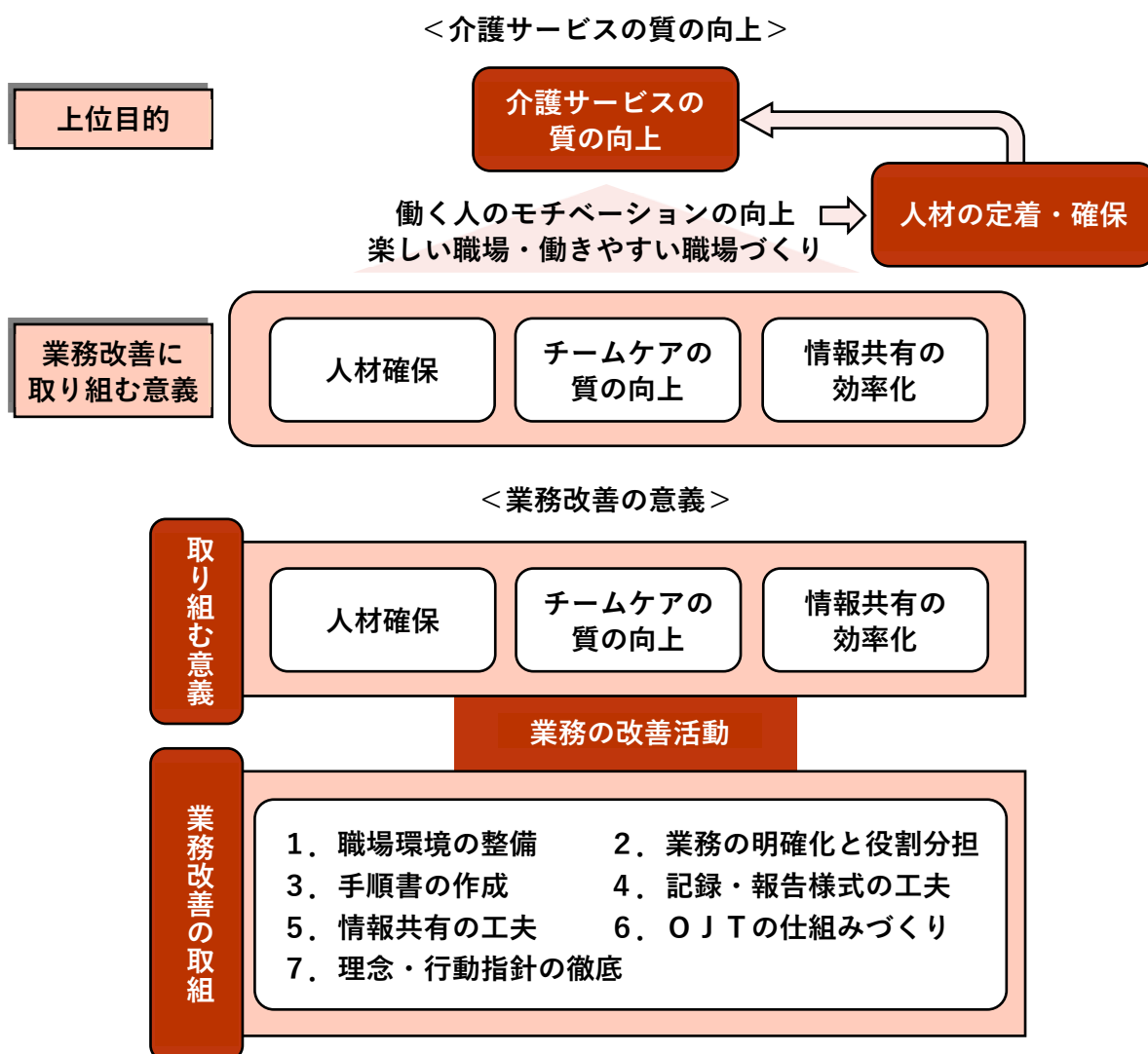
- ① 介護職員の処遇改善
 - ・介護報酬改定に伴うさらなる処遇改善の実施
- ② 多様な人材の確保・育成・定着
 - ・中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援
 - ・多様な人材層、他業種からの参入促進
- ③ 離職防止、定着促進、生産性向上
 - ・生産性向上のガイドラインの普及
 - ・介護ロボット・ICT活用の促進
- ④ 介護職の魅力向上
 - ・学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
 - ・介護を知るための体験型イベントの開催（介護職の魅力などの向上）
 - ・働きやすい環境づくりの支援
- ⑤ 外国人材の受入環境整備
 - ・介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援（介護福祉士奨学金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）

施策(2) 質の向上・業務の効率化

介護現場革新会議の基本方針では、介護の質を確保し、向上させていくことが、介護現場が直面する課題であるとしながら、こうした課題を抱えつつも、人手不足の中であっても介護現場が地域における安心の担い手として役割を果たし続けるためには、①人手不足の中でも介護サービスの質を維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材確保に関し、介護業界を挙げて取り組む必要があるとされています。

また、業務改善の取組成果としては、「質の向上」及び「量的な効率化」の2つの視点から捉え、「質の向上」では業務の改善活動を通じて、ケアに直接関係する業務時間の割合増加や内容の充実、「量的な効率化」では業務の質を維持・向上しつつ、ムリやムダのある作業や業務量（時間）を減らすこととしています。

本市としては、現役世代が減る中で、サービス提供事業所等が地域における介護サービスの拠点として機能し続けるため、関係機関等との連携を図りながら、質の向上及び業務の効率化に取り組むとともに、福祉関係者だけでなく雇用や教育など多様な分野との連携を図り、介護の魅力向上に努めます。



(第8期介護保険事業計画データより)

施策の方向5 介護給付適正化計画

介護保険制度の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要なとするサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことが重要です。「地域包括ケアシステム」の深化・推進においても適正化事業を推進していくことが必要となります。

そのため、国が示した「第6期介護給付適正化計画(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)」に関する指針をもとに、茨城県が策定した「第9期いばらき高齢者プラン21」(今回より一体化)とも整合性を図り、5つの重要事業の実施を中心とした取組を継続するとともに、計画期間中において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法、実施目標を定め、適正化事業の推進を図ります。

1. 第8期計画における取組

第8期計画期間中では、介護給付の適正化として、①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知送付の5事業を実施しました。

事業名	① 介護認定の適正化		
実施方法	認定調査の事後点検をすべて行うことによって、誤字脱字・判断の間違い等を修正し、調査員の判断平準化を行いました。		
実績(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,777	1,605	2,250

事業名	② ケアプラン点検		
実施方法	居宅介護支援サービスを提供している事業所に対し、事前にケアプラン(書類)を提出していただき、当該ケアプランを作成した介護支援専門員(ケアマネジャー)に面談方式で点検を行いました。		
実績(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7	10	10

事業名	③ 住宅改修等の点検		
実施方法	住宅改修費申請時に、申請者宅を訪問し実態確認、工事見積書の点検等を行いました。		
実績(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	87	102	106

事業名	④ 医療情報との突合・縦覧点検		
実施方法	給付実績情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施しました。		
実績(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	536	540	560

事業名	⑤ 介護給付費通知送付		
実施方法	介護給付費通知により利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。受給者から寄せられた架空請求や過剰請求の情報に基づき、監査を実施しました。		
実績（件）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5,230	5,234	5,400

2. 第9期計画における取組

第9期計画においても、引き続き5事業について取り組んでいきます。（うち1事業は任意事業）

事業名	① 要介護認定の適正化		
実施方法	認定調査の事後点検をすべて行うことによって、誤字脱字・判断の間違い等を修正し、調査員の判断平準化を行います。		
実施見込み（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,340	2,430	2,530

事業名	② ケアプラン点検		
実施方法	居宅介護支援サービスを提供している事業所に対し、事前にケアプラン（書類）を提出していただき、当該ケアプランを作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）に面談方式で点検を行います。		
実施見込み（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10	10	10

事業名	③ 住宅改修等の点検（ケアプラン点検に統合）		
実施方法	住宅改修費申請時に、申請者宅を訪問し実態確認、工事見積書の点検等を行います。		
実施見込み（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	110	115	120

事業名	④ 医療情報との突合・縦覧点検		
実施方法	給付実績情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施します。		
実施見込み（件）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	570	580	590

事業名	⑤ 介護給付費通知送付（任意事業）		
実施方法	介護給付費通知により利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。受給者から寄せられた架空請求や過剰請求の情報に基づき、監査を実施します。		
実施見込み(件)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5,570	5,790	6,000

資料編

1 小美玉市介護保険等運営協議会設置規則

平成30年3月30日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、小美玉市介護保険条例(平成18年小美玉市条例第108号)第20条第2項の規定に基づき、小美玉市介護保険等運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、小美玉市介護保険条例第20条第1項に規定する介護保険等に関するもののほか、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画に関する事項に関しても、所掌することとする。

2 前項の規定により、協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 介護保険事業計画及び老人福祉計画の実施に関する事項
- (3) 介護保険事業計画及び老人福祉計画のために必要な調査及び研究に関する事項
- (4) 介護保険事業のうち、地域密着型サービス(以下「サービス」という。)に関する次に掲げる事項
 - ア サービスの報酬の額に関すること。
 - イ サービス事業者の指定及び更新並びに廃止に関すること。
 - ウ サービス事業所の人員、設備、運営等に関すること。
 - エ サービスの質の確保及び運営評価その他適正な運営に関すること。
- (5) 介護保険事業のうち、地域包括支援センター(以下「支援センター」という。)に関する次に掲げる事項
 - ア 支援センターの設置、変更及び廃止並びに業務の委託等に関すること。
 - イ 支援センターの運営及び評価に関すること。
 - ウ 支援センターの職員確保の助言等に関すること。
 - エ 地域包括ケアに関すること。
- (6) その他運営協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって構成する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉の関係者等
- (3) 介護保険のサービス利用者及び介護保険の被保険者等
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者若しくは関係機関に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

5 会長が必要と認めるときには、会議を書面によって開催し、書面によって表決することができるものとする。この場合において、会長は、決定事項を速やかに委員へ報告するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、介護福祉課が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(小美玉市地域密着型サービス運営委員会設置要綱及び小美玉市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の廃止)

2 小美玉市地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成18年小美玉市告示第59号)及び小美玉市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年小美玉市告示第60号)は、廃止する。

附 則(令和3年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 小美玉市介護保険等運営協議会委員名簿

(敬称略)

No.	委員氏名	役職名	区分
1	【会長】令和6年1月末まで 村田 春樹	小美玉市議会文教福祉 常任委員会委員長	学識経験者
	【会長】令和6年2月1日より 石井 旭	小美玉市議会文教福祉 常任委員会委員長	学識経験者
2	【副会長】 諸岡 信裕	茨城県病院協会 顧問	保健医療関係者
3	小林 美津	管理栄養士	保健福祉関係者
4	藤田 泰正	小美玉市区長会 会長	学識経験者
5	岡野 宏子	歯科衛生士	保健福祉関係者
6	田村 和徳	希望ヶ丘薬局 薬剤師	保健医療関係者
7	鶴町 みち子	小美玉市民生委員 児童委員協議会 会長	福祉関係者
8	荘司 智也	株式会社スマイルハート 代表取締役	福祉関係者
9	大岩 重信	市老人クラブ連合会 会長	介護保険第1号被保険者
10	寺門 貴子	元美野里福祉事務所 支所長	介護保険第2号被保険者
11	近藤 貞夫	いい輪ネット小川	介護保険第1号被保険者
12	萱場 祐友	いい輪ネット美野里 ミーム保育園 園長	介護保険第2号被保険者

3 小美玉市高齢者福祉計画及び

第9期介護保険事業計画策定経過

年月日	協議内容
令和5(2023)年 6月23日(金)	第1回 小美玉市介護保険等運営協議会 【協議事項】 (1)小美玉市地域密着型サービス事業について (2)小美玉市地域包括支援センターの運営について (3)小美玉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について
令和5(2023)年 8月25日(金)	第2回 小美玉市介護保険等運営協議会 【協議事項】 (1)高齢者を取り巻く現状と傾向、課題のまとめについて (2)計画の基本的な方向性について (3)小美玉市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の他市町村の同意に係る手続き等に関する要綱の改正について
令和5(2023)年 9月29日(金)	第3回 小美玉市介護保険等運営協議会 【協議事項】 (1)小美玉市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画(素案)について
令和5(2023)年 11月7日(火)	第4回 小美玉市介護保険等運営協議会 【協議事項】 (1)小美玉市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画(素案)について
令和5(2023)年 12月15日(金) 令和6(2024)年 ～1月15日(月)	パブリックコメントの実施 【公表方法】 本庁舎玄関ロビー、小川総合支所玄関ロビー、 玉里総合支所玄関ロビー、市ウェブサイト(ホームページ)
令和6(2024)年 2月16日(金)	第5回 小美玉市介護保険等運営協議会 【協議事項】 (1)介護保険料の設定について (2)小美玉市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画について (3)小美玉市指定介護予防支援事業所小美玉市地域包括支援センター運営規程の改正(案)について (4)小美玉市地域包括支援センター業務の評価について

4 用語解説

【あ行】

ICT

ICT (Information and Communication Technology) とは、情報通信技術のことであり、通信技術の活用により、人とインターネット、人と人がつながる技術のことを意味します。

アセスメント

介護サービス利用者の身体機能や環境などを事前に把握、評価することで、ケアプランの作成等、今後のケアに必要な見通しをたてるために必要な評価のことを意味します。

【か行】

介護給付

介護サービスを利用した要介護者(要介護1～5の認定を受けた人)に対して支払われる介護保険給付のことです。

介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるようケアプランを作成し、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う人のことです。

介護予防

要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする(維持・改善を図る)と定義されています。

キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のことです。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要があります。

居宅(介護予防)サービス

介護保険制度によって利用できるサービスです。介護保険を利用するときは、まず市町村が行う「要介護認定」を受けます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。居宅サービスは在宅での介護を中心にしたサービスです。希望するサービスを組み合わせて利用することもできます。

ケアプラン

要支援、要介護に認定された高齢者が希望に添った介護サービスを利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことです。

ケアマネジメント

本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うことです。

コーホート

ある特定期間に出生した人口、とくにある1年間に出生した人口集団を意味します。「コーホート変化率」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

【さ行】

在宅サービス

介護が必要な高齢者が、いつも住んでいる居宅で介護を受ける場合に、提供されるサービスのことです。

作業療法士

「理学療法士及び作業療法士法」にもとづく国家資格で、OT(Occupational Therapist)と呼ばれることもあります。作業療法とは、身体または精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることとされており、作業療法士は厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示のもとに作業療法を行なうことを業とする者と位置づけられています。

算定対象審査支払手数料

市町村と都道府県国民健康保険団体連合会との契約により定められる介護サービス利用料の審査に係る費用に対する手数料のことです。

施設サービス

施設に入所して受けるサービスで、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護医療院の3種の施設で受けられます。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、略称で「社協」とも呼ばれます。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があります。

若年性認知症支援ガイドブック

若年性認知症の相談業務を担当する担当者等が、本人や家族から相談を受けて対応したり、支援をする際に若年性認知症支援ガイドブックの内容に基づいて、きめ細かく対応することを可能にしたものです。若年性認知症の場合には、高齢で発症する認知症と、課題や支援のあり方などが異なることが多いため、その理解を深め、スムーズな支援につながるよう作成したものです。

重層的支援体制整備事業

これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景とし、既存の制度や組織に関する「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していこうとする取組が重層的支援体制整備事業です。具体的には、①相談支援、②参加支援、③地域づくりの3つのアプローチを、地域住民、支援者・支援団体、関係機関・専門機関、行政機関が連携して取り組むものです。

国は、平成 29(2017)年に成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、地域福祉推進の理念を明示し、その実現に向け市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。令和3(2021)年度からは、全国で展開されたモデル事業が重層的支援体制整備事業として法定化され、一部の自治体で、取組が本格化していきます。

就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人です。

【た行】

第1号被保険者

市町村に居住する 65 歳以上の人です。

第2号被保険者

市町村に居住する 40 歳以上 65 歳未満の人で、医療保険に加入している人です。

団塊の世代

昭和 22(1947)年から昭和 24(1949)年に生まれた世代(第1次ベビーブーム)のことです。

団塊のジュニア世代

昭和 46(1971)年から昭和 49(1974)年に生まれた世代(第2次ベビーブーム)のことです。

地域支援事業

市町村が主体となり、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、実施する事業のことです。

地域密着型(介護予防)サービス

高齢者独居世帯や認知症高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が行われることとし、市町村が事業所の指定及び指導・監督するサービスのことです。

調整交付金

提供サービス量に影響を与えやすい後期高齢者人口の割合や保険料基準額に影響を与える所得の分布状況の格差を調整するために、国が負担する交付金のことです。

【な行】

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。

認知症サポーターキャラバン

認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指すものです。

認知症サポート医

かかりつけ医への研修・助言をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師のことです。

【は行】

フレイル

海外の老年医学の分野で使用されている英語の「Frailty(フレイルティ)」が語源であり、日本語に訳すと「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などを意味します。

【ま行】

民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のことです。

モニタリング

要介護者等に対して必要なケアマネジメントが提供されているかどうか、状況の変化に応じた利用者のニーズが新たに発生していないか、現状を観察して把握することです。

【や行】

要支援・要介護認定

介護給付、予防給付を受けようとする被保険者が、給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定です。保険者である市町村が、全国一律の客観的基準(要介護認定基準)に基づいて行います。認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を認定審査会に通知し、要介護状態、要支援状態への該当、要介護、要支援状態の区分等について審査・判定を行います。

予防給付

介護予防サービスを利用した要支援者(要支援1・2の認定を受けた人)に対して支払われる介護保険給付のことです。

【ら行】

理学療法士

Physical Therapist(PT)とも呼ばれます。ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力(座る、立つ、歩くなど)の回復や維持、及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの)などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職です。



小美玉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

いつまでも 輝き続ける このまちですと
— 誰もがいきいきと暮らせる地域づくりをめざして —

令和6年3月

発行 小美玉市

編集 小美玉市 福祉部 介護福祉課

〒311-3495 茨城県小美玉市上玉里 1122 番地(玉里総合支所内)

TEL 0299-48-1111(代表)

URL <https://www.city.omitama.lg.jp>



小美玉市

